

ブトロス・ブトロス・ガーリ

# 1993年国連事務総長年次報告



国際連合広報センター

# 1993年国連事務総長年次報告

ブトロス・ブトロス・ガーリ

# 国連事務総長年次報告

第47回総会から第48回総会へ

1993年9月



国際連合広報センター 1993

# 目 次

I. 序 文 .....	1
II. 包括的戦略の調整 .....	6
A. 国連の諸機関 .....	6
B. 暫定事務所 .....	19
C. 十分な財政基盤の確保 .....	20
D. 創設50周年記念の準備 .....	22
III. 地球社会の開発 .....	27
A. 地球的开发活動 .....	27
B. 開発のための活動 .....	34
C. 地域の開発活動 .....	44
D. 人権の擁護 .....	52
IV. 拡大する予防外交、人道的援助および紛争解決 .....	58
A. 「平和への課題」の実行 .....	58
B. 予防外交 .....	59
C. 変わる文脈のなかでの平和維持 .....	61
D. 平和活動の新しい出発点 .....	65
E. 主要な包括的努力 .....	86
F. 紛争後の平和建設 .....	94
G. 軍 縮 .....	97
H. 人道上の義務 .....	99
V. 結論：人間的な基礎の強化 .....	113

図 1	総会：採択された決議と議題の数、1989-1993年 .....	23
図 2	安全保障理事会：公式会議、採択された決議、議長声明の数、 1988-1993年 .....	23
図 3	安全保障理事会：公式会議および全体協議の数、1988-1993年 .....	24
図 4	国連システムの部門別支出推計、1992-1993年 .....	25
図 5	分担金拠出概要：通常予算と平和維持活動予算、1993年7月31日 ..	26
図 6	国連開発計画の支出額、1982-1992年 .....	57
図 7	国連開発計画の主な資金額、1982-1992年 .....	57
図 8	地図：1993年7月31日現在、展開している平和維持活動 .....	107
図 9	平和維持活動に従事する文民および軍事要員 .....	109
図 10	平和維持活動に従事する国際および現地職員 .....	110
図 11	1987年以降、勤務中に死亡した平和維持活動要員 .....	111
図 12	1989年以降、勤務中に死亡した文民の平和維持活動要員 .....	112

# I. 序文

1. 一年前、国際連合とその加盟国、および世界の人びとは、新しい機会が訪れたことを認識していた。冷戦が終結したことにより、国連は世界秩序と進歩を確かなものにする上で中心的な役割を果たすという、国連憲章の起草者が国連の任務と考えたことを遂行できると考えたのである。
2. この一年間、国連がその機会を前向きにとらえてきたことは疑う余地がない。国連の持つ大きな可能性が認められ、より安定した世界秩序の確立のために、その可能性が活用され始めた。その可能性のなかには、最貧国を代弁するより強力な声として、人道的救援を差し伸べる手として、あるいは人権や少数者の権利の擁護者として、さらには危機に瀕した国家の救い手や破壊された地球環境を修復する道具としての役割などがある。この報告が示すように、その事実上、あらゆる分野において相当の成果が見られた。しかし同時に重大な後退や欠陥もあった。この功罪相半ばする結果は、われわれが直面している課題の量的な側面と質的な複雑さからして、当然に予想されたことである。
3. しかし現実がもたらした得失を別として、意思と目的に問題があることも明るみに出た。過去一年間の問題の類型を見ると、三つの現実が明らかになってくる。地球規模の課題が包括的な性格を持っていること、国連が欠かせない存在であること、国連が加盟国の要請に十分な対応ができず、両者の間にギャップが生じたことの三つである。
4. 平和、開発、および民主主義という目的を通じて、現実の全体像がきわめて鮮明に浮かび上がった。これらの三つは、相互に連携し、補完し合うものである。
5. 1992年半ば、「平和への課題」と題する報告書のなかで、私は、平和への努力を時間をかけて連続的に考える必要性を説いた。予防外交から平和創造および平和維持、さらには紛争後の平和建設へと、一連の作業は永久に循環するものである。平和のための活動には休まる場所がないことを、われわれはますます痛感している。
6. この一年間を振り返ると、平和のための活動にはさまざまな機能が絡み合っていることがわかる。現場での国連の活動は、カンボジアやエルサルバドル、ソマリア、旧ユーゴスラビアの例に顕著に見られるように、平和維持に関して従来、受け入れられた概念や定義をはるかに超えた広範なものである。いまや事実上、国連のあらゆる部門や確立された機能が平和のための活動に関与し得ると言えよう。第二世代の平和維持活動は、間違いなく、軍事的次元だけでなく、政治的、経済的、社会的、さらには人道的、環境的な次元も含めたものとなるし、統一的かつ統合的なアプローチが必要とされる。
7. 今日、開発も多くの次元にわたるものと理解されている。単に経済政策や資源の問題だ

## I. 序文 2

けではない。政治的、社会的、教育的、環境的な各要因も開発への統合的なアプローチの一部でなければならない。可能な限り広範な開発を進めなければ、若者は不安を抱き、憤り、非生産的になるだろう。人は資源を奪い合い、創造性は間違った方向に向けられよう。

8. われわれはまだ、開発に関して新しい、実行可能な、そして広く受け入れられる概念をつかめていない。それがきちんとつかめるまで、国連は今後も紛争の連続に直面し続けることになるであろう。
9. もうひとつの重要な概念である民主化について同時平行的に前進がなければ、開発が開くこともあり得ない。平和は開発にとって前提条件である。開発が長期間にわたって成功するには、民主主義が不可欠である。
10. 国家の真の開発は、国民の参加の上に初めて成り立つ。それには人権と民主主義が必須である。それを確実に実現するには、一国内での民主化を根づかせるだけでなく、国際社会でも、国家でも民主化を根づかせる必要がある。そして国家間の民主主義を長期間にわたって完全に維持していくには、それを国家間およびあらゆるレベルの国際システムで民主化を拡大することに結び付けなければならない。
11. 平和をなくして、開発もあり得ないし、民主主義もあり得ない。開発なしには、民主主義の土台を欠くことになり、社会は紛争へ走りがちである。そして民主主義なしには、持続的な開発もあり得ない。そうした開発がなければ、平和を長く維持することもできない。
12. このように三つの大切な概念と優先課題が互いに結びついていることは明白であり、人間社会のあらゆるレベルでこれらに取り組む必要がある。最近の出来事を見れば、個人と国家、さらにはわれわれすべてが参加している地球社会との間の関係が明らかである。近代においては、これら三つのうちのいずれかひとつに主たる関心が集まり、他が軽視されるという傾向が強かった。
13. ある時には、個人は国家の制度をほとんど必要としないと見なされた。別の時には、国家は人間の努力と犠牲の至高の対象として賞賛されたこともある。さらに別の時には、国家の消滅が予言され、ほとんど超越的なグローバリズムが生活の究極の目標として奨励されたこともある。今日、歴史の舞台において、より統合されたビジョンを眼前にできることは幸いである。個人は、経済的進歩や政治的表現、芸術的および知的達成の創造的な源泉として再確認されてた。国家とその主権は、国際的な秩序と問題解決のための欠かせない構成要素としてますます認められるようになっていく。地球規模の協力的な統合は、世界のすべての人びとにとって、いまや避けられぬ事実であり、必要条件となっている。これはユートピア的な話ではない。グローバルな変化を管理できるのは、差し迫った問題に現実

の方法で対処し、協力的な社会をつくり出していく努力である。

14. 現在、進みつつあるグローバル化は、国家に関する概念を大きく改める必要がある。孤立した個人と世界の間には、個人が世界の生活に参加することを可能にする、組織された社会が介在しなければならない。この介在する要因が国家であり、その主権である。すべての人間が自らの帰属を証明する必要が生じたとき、国家や主権がその必要に応えるのである。人間味が薄れ、かつ細分化された今日の世界では、そうした必要がこれまでに大きくなくなっている。
15. 個人は国家に自分の帰属を見出そうとする。そして国家は普遍主義にその帰属を見出そうとする。国家がなければ、国際社会は存在しない。従って国家主義とグローバル化は相反するというのは、おおむね間違いである。
16. 国連憲章第1章で国連の創設者たちは「人民の同権…の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させる」意図を宣言した。これは秩序のとれた国際主義の基本である。国家主権は国力の不平等な国を平等にするための技術である。国家主権を抜きにしては、国際協力的手段は破壊され、国際機関そのものの存在が不可能になる。国家は国際舞台での唯一の行為者ではない。国家は地域組織や世界的機構の一部でもなければならない。その双方が相まって集団的安全保障と協力的前進の枠組みを提供する。
17. このように時系列的、実際の、機能的、概念的、個人的、機構的といったあらゆる角度から考えて、われわれはひとつの結論に到達する。すなわち人類の計画は、いまや真に普遍的なものであり、これに対処するには、包括的かつ統合的な計画、政策を作り、努力を払わねばならない。
18. ここに指摘した課題と現実の性格を見れば、国連が不可欠の存在であることは明らかである。普遍的性格を持つのは国連だけである。すべての人民に奉仕するあらゆる国際的機能に関して、世界的な会議を開催する権限や広範なネットワークを持っているのも国連だけである。
19. 私は、国連の活動に関する今年の年次報告を作成するにあたり、時代が必要としている包括的なアプローチを反映したものとするよう心がけた。報告は、組織としての国連の強化に必要な調整の方法から、国連の開発活動、社会を強化して崩壊を防ぐ活動、紛争を阻止しないし封じ込める努力、平和維持活動および平和創造の努力、そして安定した平和な未来の建設に至るまで広範に及んでいる。新しい国連では、こうした側面をすべて調整し、首尾一貫した使命を果たせるものにしなければならない。

## 1. 序文 4

20. この報告は、事務局の各部局および、その他の国連システムの部局が遂行した作業を公正に回顧したものと信じている。もし経済社会の分野の作業より平和と安全保障の分野の作業により大きな関心が注がれていると映るとすれば、それは経済社会分野での国際機関が拡散し、効果的な調整機構を欠いていることの必然的な結果だと私は考える。このギャップをどう埋めていくか、今後、さらに考えていくことを促したい。
21. 本報告の各部分で詳述されている内容を見れば、国際社会がいま手を広げている範囲は、その能力を超えていることが明白であろう。主要国が乗り込むことを潔しとせず、平和に対する新しい時代の挑戦が突きつけた困難な選択をためらうような紛争の領域に、いまや国連軍が送り込まれる事態が多くなっている。かつてイデオロギー上の競争から富裕国が貧困国に対して持っていた関心は、いまやすっかり衰え、国連は開発への関心を維持しようと懸命に努力している。
22. しかしメディアの目は得てして国連の仕事の一部の側面にのみ向けられ、他の側面は無視されてしまう。メディアの報道では、国連の仕事はもっぱら多国間の平和維持活動に集中し、他の活動はほとんど無視されているように見える。そして平和維持活動に関するメディアの関心についていえば、ソマリアとボスニア・ヘルツェゴビナがニュース報道を独占している。この年次報告の目的のひとつは、国連の仕事に関するこうした歪んだ見方を正すことである。開発の仕事は、平和維持活動ほど派手ではないが、重要性においては平和維持活動と変わらず、現に世界の安全保障と安定の基礎を築くものである。また一部の平和維持活動が他のそれよりも重要だということもない。国連はすべての紛争を平等に重視している。
23. グローバルな組織、特に国連に対して、国際的な仕事のより大きな分担を促す声がある。しかし国連にとって加盟国こそがその原動力であり、支持勢力であることを常に念頭に置いておかねばならない。国連が国際舞台での主要な問題の解決にあたる時、加盟国の政治的意志と十分な支持、継続的なコミットメントがそれぞれに必要であり、それがなければ解決が不可能であることは明白である。
24. 昨年一年間は、達成された成果の方が達成されなかったものをはるかに上回っている。共通の関心が一層明確になり、効果的に表明されるようになった。すぐにも国連に依存しようとする姿勢には勇気づけられるものがある。それを見ると、国連が当初の目的を満たし、さらに時代が大きく変わるなかで新しい挑戦に国連が適応する能力のあることを示し得るものと希望を持てるだけの理由があるように思われる。この年次報告は、それぞれの行動の分野を注意深く検証すれば、どの分野で加盟国および国連システムそのものによるより大きな努力を必要としているか、明らかにするのに役立つだろう。

25. 最近の成果はそれぞれ特記に値するが、それは真の満足感をもたらすものではない。国連の再生にはまだ疑問が残っている。国際社会はいま曲がり角に立っている。展望と現実の間には否定しがたい格差がある。国連加盟国とこれらの国々を代表する人びとは、その事実を直視しなければならない。この報告は、一層現実を徹し、関与を深め、努力と政治的創造性を高めるための刺激剤となるであろう。現在の曲がり角が共通の未来を形成する次の段階へと成功裏に導くとすれば、これらすべてを欠かすわけにはいかない。
26. この報告は、国連の事業に関して事務総長が総会に提出するものとしては、近年、最長の報告である。しかし、それでも国連が過去一年に行った多面的な種々の活動を正当に評価するには足りない。加盟国が求める多彩な任務と新しい機能の出現に加えて、国連事務局の改革も必要になってきている。この報告は出来るかぎり事実を中心に総合的に国連の活動を見直そうと努めている。しかし国連の事業の詳細な目録を作成しようとするれば、この二倍ないし三倍の分量の報告書が必要になるだろう。従って、この年次報告は、国連がこの一年間に直面してきた課題の範囲と規模を加盟国に示そうとする試みと理解してほしい。われわれが進んで受け入れる国連の責任と義務が大きくなったことにより、年次報告も分量が増し、詳細にわたることになったのである。
27. この報告が、この一年間、国連のために時間と努力を捧げてきた人びとを正当に評価したものとなっていることを希望する。冷戦の終結は、国際公務員の仕事を再活性化させる貴重な機会を提供している。この関連で、総会は、最高の資質を持つ人たちを特に上級レベルの国連の仕事に引きつけられるよう一部の人事規則を改定するかどうか、勤務条件を改善するかどうかを検討することになるだろう。業績を上げたものには報い、成果が不十分だったものには責任を問う制度を、私は実現したい。
28. 国連の事業の包括的な概要を提出することによって、作業量が相当に増加するなかで最善の努力を尽くしてきた国連職員の有能ぶりと献身、勤勉さを改めて強調したい。世界の最も困難な問題に精力と創意をもって取り組み、そのために時には命を失い、世界を一步でも国連憲章の約束に近づけようと努力した人びとに、私は賛辞を捧げたい。

## II. 包括的戦略の調整

これらの共通の目的の達成に当たって諸国の行動を調和するための中心となること。

国連憲章第1条第4項

### A. 国連の諸機関

29. 世界は強力な力による変革を遂げつつあり、いかなる国家や、国家群も独力でこの変革を左右する能力を持ち合わせていない。それゆえに機関としての国連は、半世紀前に創設者が目指した、世界平和と開発のための要となることを可能にするために、遠大な改革のための計画を推し進めようとしている。国連のいかなる機関も、この遠大な改革の影響を受けずには済まされない。

#### 1. 総会

30. 総会は、世界の諸活動のなかでますます実際的な役割を果たすようになってきている。総会の抱える仕事の負荷は、一部の分野での活動が拡大したのに伴い、この四年間、一貫して軽くなっていない。総会、全体委員会および主要委員会が第44会期から第47会期までの間に開いた会合数は、各総会ごとに436、412、418、420に達し、ほぼ一定している。しかし同じ期間内に本会議および主要委員会の作業グループが持った会合数は著しく増加している。第44会期中の作業グループによる会合は52回だったが、第47会期中の作業グループの会合は77回に及んでいる。主要委員会の非公式会合の数はさらに劇的な増え方を見せている。すなわち第44会期中には193回であったものが、第47会期中には313回に上っている。
31. この期間に総会が採択した決議の数は減少したが、投票にかけず、コンセンサスで採択される決議の数は増えている。第47会期中に採択された295の決議のうち、75パーセントは投票にかけずに採択された。これに対して第44会期では336の決議のうち、投票なしで採択されたものは65パーセントにすぎない。(図表1を参照)
32. 平和維持の分野で国連の役割が拡大していることは、総会の活動にも反映している。平和維持およびその他の現場での活動の財政をめぐる議題の数は、第44会期の6から第47会期の14へと二倍以上に増えた。
33. 第44会期と第47会期の間に、総会の一般討論に参加する国家元首の比率は14パーセントから21パーセントへと上昇した。同じ期間に国連加盟国の数は159から184へと増加した。
34. 第47会期中の主要な討議において、総会は広範な問題を扱った。採択された議題のなかから主だったものを挙げると、ソマリアに関する国際平和会議の開催、ボスニア・ヘルツェ

ゴビナ情勢に関する具体的な行動、環境と開発に関する国連会議の事後行動などがある。総会は、化学兵器の開発・生産・貯蔵および使用の禁止とその破壊に関する条約を推奨し、これまでのところ148カ国がこの条約に署名した。総会は、加盟国に対し、安全保障理事会の議席見直しに関する見解を提出するよう要請した。総会はまた、その作業を合理化する第一歩として主要委員会を七つから六つに減らすことを決めた。

35. 総会の作業もさらに簡素化することが可能だろう。多くの決議のうち特に経済社会分野に関するものには、すべてがそうとは限らないが、政策をめぐるものというよりは作業計画的な性格のものがあることに留意すべきだろう（報告書に留意し、事務総長にさらに報告を準備するよう要請している）。効率向上の見地から、総会決議の形をとるのは、政策問題を扱うか、加盟国や国際社会への勧告を提示するなどの総会の行動に限るべきことを提案する。経済社会分野の作業計画にかかわるような決定は、その後でもっと簡素な形式のものを採択すればよい。このシステムをとれば、総会の議題の扱いについても、もう少し秩序が生まれるだろう。議題に関しても一定の合理化が必要である。例えば第47会期の議題のうちの九つは、まったく討議されなかった。
36. 国連で毎年、大量の文書が作成されていることにかんがみ、ひとつひとつの報告書の必要に関して加盟国が慎重に見直しをすることを提案する。総会が毎年、繰り返して作成を要請する文書が多数あるが、このなかには前年度の報告に有用な情報がほとんど、またはまったく付け加えられてないものも多い。

## 2. 安全保障理事会

37. 冷戦の終結とともに国際の平和と安全保障に新しい挑戦が突きつけられているのに応え、安全保障理事会はこれまでに新しい作業パターンを非公式に開発し、正式の仕組みの変更を促す声まで出るほどになった。かつて安全保障理事会は会合の開かれた時期とそのときの話題によって会合の中身がほぼ決まっていたが、現在は、これとは対照的に、理事会は事実上、ほとんど絶え間なく開かれている。1992年1月1日から1993年8月31日までの期間に、安全保障理事会は359回、延べ428時間に及ぶ（非公式）全体協議を行った。理事会はこれに加えて247回の公式討議を行い、137の決議を採択し、144の議長声明を公表した（図表2および3を参照）。ここで定着してきたのは、ほとんど常時、情勢の動きに伴って対応する機動部隊の機能に似た安全保障理事会の作業パターンである。
38. こうした変革の結果、安全保障理事会はいまや世界中のさまざまな安全保障上の脅威をこれまでより詳細に、かつ一貫した姿勢で監視することができるようになった。しかし新しい問題も生じている。世界中の危機に緊急に対応する作戦を遂行するには、現在あるお

びただしい数の問題に関する包括的な理解に支えられなければならないことが明確になっている。従って私は、安全保障理事会を閣僚レベルで定期的を開こうという提案に賛成する。非公式協議の合間をぬって、よりひんばんに公式討議を開き、広範な加盟国に報告し、かつその支持を求めるべきである。また国連の他の機関との意思疎通も改善すべきである。

39. 安全保障理事会は現在、記録保存、その他の手続きの合理化を図るとともに、その作業の一層の透明化に努めている。この点に関し、安全保障理事会が毎月の作業計画の当面の見通しをすべての加盟国に提供することを決め、さらに合理化のために理事会が扱う問題のリストの見直しを決めたことを歓迎する。
40. 1992年12月11日の決議47/62による総会の要請に従って、私は、安全保障理事会の議席の見直しの可能性について、加盟国にそれぞれの見解を書面で提出するよう招請した。真剣な検討を要する提案がすでに提出されている。安全保障理事会の構成をめぐる問題は極めて重要であり、国連創設50周年までには解決を見るよう期待している。

### 3. 経済社会理事会

41. 経済社会理事会は、冷戦時代には国連の諸機関のなかで最も関心を持たれることの少なかった機関であろう。経済社会的な発展はそれ自体、確かな目標として設定されているだけでなく、永続的な地球の平和と安全保障にとっての欠かせぬ前提条件とも見なされており、理事会はもっと大きな関心を払われて然るべきだと思われる。
42. 本年6月30日、ジュネーブで開かれた経済社会理事会の1993年実質会期の高レベル協議での演説で、私は改めてこの理事会の重要性を強調した。また昨年初めて行った提案を今回、再度繰り返した。それは、経済社会理事会が国際の平和と安全保障にとって脅威と見なす経済社会分野の情勢を報告書にまとめて安全保障理事会に提出できるようにすべきだというものである。また理事会休会中にも新しい展開に適時に対応できるような、柔軟性の高い高レベルの機構を導入すべきだとの私の提案に注意を喚起した。これらの提案は、これまでのところ、あまり真剣な関心を集めてはいないが、この機会に再度、指摘しておきたい。
43. 経済社会理事会1992年実質会期の高レベル協議を受けて、理事会議長は、開発のための国際協力と国連の役割を強化する特別作業グループを設置した。その目的は、第47回総会前までに協議を完了し、それによって高レベル協議での弾みを維持することにあった。私は、総会に対し、各代表から特別作業グループに提出されたポジション・ペーパーを提供するとともに、経済社会理事会の事務局がまとめたポジション・ペーパーの要約も提供した。

44. 第47会期では、討議を継続するため、総会議長が議題47（経済、社会および関連分野における国連の再編と再活性化）に関して第二の本会議特別作業グループを設置した。この作業グループは7カ月にわたって会合を開いた。交渉は多岐の問題にわたったが、この中には国連の計画や資金、具体的開発活動への資金供与などにかかわる幹部会の顔触れや構成の問題も含まれた。グループの作業の結果は1993年6月25日、経済社会理事会の1993年実質会期が始まる直前に、総会議長に正式に提出された。しかし残念ながら交渉には進展がなく、総会でもなんらの行動も起こされなかったことを報告しなければならない。
45. 経済社会理事会の1993年実質会期では、理事会の作業を国連システムと調整する方向に向けて若干の進展が見られた。世界社会開発サミットを焦点とする高レベル協議では、国連システムの社会開発に対する貢献に相当の関心が集まった。国連システムは統一的一貫性ある機能を持つべきだとの懸念が表明された。相当数の参加者が、経済社会理事会の再編を目指す交渉が立ち往生していることに失望を表明した。
46. 経済社会理事会の再活性化と総会および経済社会理事会の責任の整理を追求しようとする加盟国の努力と善意は、いずれ結実するものと、私は希望を失っていない。これは国際社会にとって数少ない機会であり、こうした機会は二度とめぐってこないかもしれない。経済社会分野での国連の仕事を再活性化させるプロセスを、ぜひとも再び軌道に乗せなければならない。その目標に向けて加盟国が全力を上げるよう訴える。
47. リオデジャネイロで1992年6月3日から14日まで開かれた環境と開発に関する国連会議のあとを受けて、「アジェンダ21」は、持続可能な開発の計画が包含する人口、環境および経済向上のための行動に対して最高のレベルで地球的コンセンサスと政治的コミットメントを表明した最初の国際的合意であることが明らかになった。会議は、各国政府に対し、人間の福祉と生き残りにかかわる環境問題と持続可能な開発について、長期的な政策を策定するよう課題を突きつけた。会議はまた、各国が資源の持続的使用のための地球的戦略を策定すべく協力する意思があるかどうかをも試している。
48. リオデジャネイロ会議の後を受けて、すべての国連機関は、持続可能な開発実現に向けての国連システム全体の努力に貢献することと、各国政府が持続可能な開発政策を実際の行動に移すのを支援することを求められた。「アジェンダ21」は第47会期の総会で支持された。
49. 持続的開発委員会は、最初の実質的会期を1993年6月14日から25日まで国連本部で開催した。委員会の委員の選挙に各国政府が積極的にかかわったこと、第一回の高レベル協議に多数の閣僚が出席したこと、約700の非政府組織が委員会への出席資格を取得したことな

どに、この委員会に対する関心の高さがあますところなく示された。経済的および財政的に不利な状況が広がっていたにもかかわらず、この会期では環境と開発に関する国連会議での約束を遂行しようという、関係当事者すべての強い決意がはっきり表れていた。

50. この前向きな基調は、1993年7月に経済協力開発会議（OECD）の首脳会議（東京サミット）が持続的開発委員会の作業およびリオデジャネイロ会議の勧告したその他のプロセスに対して支持を表明したことにも表れた。
51. リオデジャネイロ会議後の協力体制を確実にするため持続的開発機関間委員会が新たに結成された。さまざまな機関や計画を管理する組織が、会議の決定をそれぞれの仕事のなかに反映させる手立てを講じている。
52. 持続的開発高級諮問評議会は事務総長に助言を与え、事務総長を通じて持続的開発委員会およびその他の関連国連機関に助言を与えることになっている。私は21人の諮問委員を任命した。評議会は総会開幕直前の9月に第1回の会合を開くことになっている。リオデジャネイロ会議のその後の作業に関しては、この報告の第III部で取り上げる。

#### 4. 信託統治理事会

53. 信託統治理事会は、憲章第86条に従い、五つの加盟国（中国、フランス、ロシア連邦、イギリスおよびアメリカ）で構成される。信託統治理事会の機能は、憲章第83条および87条の規定に従い、安全保障理事会または総会を助け、国際信託システムに関するその責任を果たさせることである。45年以上もの間、理事会は信託統治領の情勢を検討し、定期的に信託統治領に使節を派遣して、その責任を果たしてきた。今年も、1947年の信託統治協定の下にあるのはパラオのみである。
54. 1993年5月の第60会期で、信託統治理事会はパラオの指導部が早期に信託統治を終わらせる意向を持ち、それに基づいてアメリカとの自由連合契約について8回目の住民投票を実施する決定をしたことに留意した。住民投票は当初1993年7月に行われる予定だったが延期され、パラオ大統領の行政命令により、1993年11月9日に行われることになっている。

#### 5. 国際司法裁判所

55. ハーグの国際司法裁判所は、憲章第7条に定められた国連の主要機関の一つであり、第92条によれば国連の主要な司法機関である。この国際司法裁判所でこの数年間、勧告的意見を表明する事例に比して、係争事件が持ち込まれる事例が明らかに増加している。1993

年には、裁判所がかかえる案件は過去最高の12件に達し、世界のほとんどあらゆる地域の国々がこれらの案件に関与している。

56. この報告の該当期間中に、2件の事例について判断が示され、第3の事例については、緊急の保護措置をとったことを示す命令が記録的な短時間のうちに出された。このほかさらに2件について審理が行われた。その他の案件については、指定された時間内に、膨大な量の書面による訴えが提出された。
57. 1992年9月、小法廷は「陸地、島、および海洋の国境紛争（エルサルバドル／ホンジュラス、第三者としてニカラグアも訴訟参加）」に関し、これまでの訴えのなかでは最も広範に及ぶ書面、口頭による弁論を審理した後、判決を下した。これは複雑かつ多様な争点を含む訴えで、8件のケースに分離してもおかしくない性質のものだった。小法廷はその判決で、境界が問題になっている陸上6カ所について国境線を引いた。またフォンセカ湾内の島（複数）の法的状況について決定を下したほか、フォンセカ湾の水域および同湾外の水域の法的権利、それに第三者として訴訟に参加したニカラグアへの影響についても決定を下した。
58. 1993年3月末から4月初めにかけて、大法廷は緊急の保護措置を指示するよう求めるボスニア・ヘルツェゴビナの要請を取り上げた。ボスニア・ヘルツェゴビナはこれと同時にユーゴスラビア（セルビアおよびモンテネグロ）を相手取り「集団殺害罪の防止と処罰に関する条約の適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア〔セルビアおよびモンテネグロ〕）」の訴訟を起こす手続きをとった。
59. この要請を受け取り、かつ審理延期の要請を退けた後、直ちに法廷は審理を開き、双方がそれぞれの意見を述べた。1週間後の1993年4月8日、法廷はユーゴスラビア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）に対し「集団殺害罪の発生を防ぐためのあらゆる措置を直ちにとるよう」命令を出した。法廷はまた当事者双方に対して、「集団殺害罪の防止と処罰をめぐる紛争を現況以上に悪化ないしは拡大させ、あるいは解決をさらに困難にする」ような行動をとらないよう保証することを命じた。裁判長はさらに、この件をめぐるその後の書面手続きに関して期限を設定した。
60. 法廷は1993年8月末、同じ問題に関して緊急措置を求めるボスニア・ヘルツェゴビナからの2度目の要請と、ユーゴスラビアからの要請を審理した。
61. 「グリーンランドとヤン・マエンの間の海域における境界設定（デンマーク対ノルウェー）」の件に関する審理は1993年1月に行われた。法廷は1993年6月14日、本件について判決を下した。このなかで法廷は、大陸棚と漁業水域は国境設定の目的からすれば異なる

## II. 包括的戦略の調整 12

る、概念的には別個のものであると述べた。しかし法廷はその任務が、両海域での国境画定に適用される法律の下で「公平な解決」を達成することにあると指摘した。法廷はその判決で、領有主張が重なる海域を三つに分け、それぞれの海域について国境線を画定した。

62. 本件の判決公表の日は「領土紛争（リビア・アラブ国／チャド）」の審理開始の日と重なった。リビア・アラブ国とチャドは特別の合意に基づいて法廷に訴えた。5週間に及ぶ審理の後、法廷は本件に関しての決定を検討中である。

63. 新しい案件が法廷の審理日程を埋めている。1993年の日程に上っている案件には、先に言及したものを除いて次のようなものがある。

- (a) 1988年7月3日の航空機事故（イラン・イスラム共和国対アメリカ合衆国）
- (b) ナウルの燐酸塩の土地（ナウル対オーストラリア）
- (c) 東チモール（ポルトガル対オーストラリア）
- (d) ギニア・ビサウとセネガルの間の海域の国境画定
- (e) カタールとバーレーンの間の海域の国境画定、および領土問題
- (f) ロッカビーでの航空機事故より生じた1971年モントリオール条約の解釈および適用の問題（リビア・アラブ国対イギリス）
- (g) ロッカビーでの航空機事故より生じた1971年モントリオール条約の解釈および適用の問題（リビア・アラブ国対アメリカ合衆国）
- (h) 石油掘削プラットフォーム（リビア・アラブ国対アメリカ合衆国）
- (i) ガプチコボ・ナジマロシュ計画（ハンガリー／スロバキア）

64. これらの訴訟事件の政治的、法的重要性を見ると、国際司法裁判所は法的な問題の解決のために存在するだけでなく、国連の平和努力の不可欠の一部であることが分かる。この文脈で見ると、国際司法裁判所の係争事件に判断を示す機能と勧告的な意見を示す機能とは、相互補完的なものと考えられる。私は「平和への課題」のなかで、事務総長に国際司法裁判所の勧告機能を活用する権限を与えるよう勧告したが、私にそうさせたのは、平和創造機構としての国連全体のなかで、その重要な構成要素として国際司法裁判所が果たす役割である。

65. 国際司法裁判所規則の第26条1項により、7人で構成する環境問題法廷が開設された。この法廷の構成員は秘密投票で選ばれ、1993年8月6日以降6カ月間、その任に就くこと

になった。

66. 現在は国際法廷の数が拡散する傾向がある。例えば、各地域ごとに法廷を設けようとの提案があるし、環境問題をめぐる紛争や人権問題、海洋法問題などを扱う法廷を設けようとの提案もある。留意すべきことは、国際法の基本的な特徴はそれが唯一の、普遍的なシステムだということである。従ってもし特化された法廷が設けられることになれば、法律問題を国連の主要司法機関に付託するための共通のシステムを設けることが必要になるかもしれない。

## 6. 事務局

67. 事務局は、29の平和維持およびその他の現地活動を管理する国連の能力強化の問題に、今後も引き続き取り組んでいく。これらの活動に関し、政治局および平和維持活動局それぞれの責任を明確にするための措置をすでにとった。今後一年間、部局間の調整をより密にして活動の計画性を高める努力を続けていく。これには予算の計画や財政活動の改善、監査・調査・計画評価の活性化、総合的な人事計画と現場の要員の安全確保などの問題が含まれる。変化する環境のなかでの平和維持活動の計画、始動、運営、終結などに関し、より標準化、組織化され、効率よく、費用効果の高い方法を開発する努力を行う。
68. 新しいコンピューター・システムの導入により、現場に関連のある予算処理、会計、調達、在庫管理などで大きな改善が見られた。ほかにも行政権限の現場への委譲を強化したり、現場での軍事、文民部門の調整を容易にする統合支援サービスを開発したり、現場の任務や現場に関連する訓練の要員配置に新しい手続きを確立するなどの点でも、大きな改善があった。
69. 現在、国連には平和創造、平和維持活動の確立と継続の要請が多数寄せられており、これが国連に特別の負担を強いている。これらの現場の一般行政、人事、財務、調達などの分野の重要なポストに、経験を積んだ国連職員を送り込むことが重要である。これらの点を考慮すると、国連の政策や手続きに通じた、経験豊かな上級職員で、これら現地の任務に送り込める人員が現在、不足しており、優先課題として取り組む。
70. この年次報告の序文で、私は国連職員に賛辞を贈った。事務局再編のためのいかなる試みも、最も重要な財産である職員への考慮を抜きにしては成功しない。私は、これまでも増して、国連職員の献身とプロフェッショナリズムに感銘を受けている。国連の拡大と再編が行われるこの時期、国連が毎日の仕事を継続していけるのは、国連の理想に対する職員のコミットメントと、困難な条件のもとでも長時間働くことを厭わぬ意欲、それにさまざまな新しい条件に適應できる彼らの柔軟性のおかげである。

71. この一年間、専門職、一般職合わせて1,200人を超える職員が、国連の平和任務に自発的に従事した。そうした任務はしばしば高度の危険と緊張を伴った。これらの職員が本部事務局で担当していた仕事は、後に残った職員が分担し、労働強化を受け入れねばならなかった。私はこの機会に改めて職員全員の労働条件の改善に努めること、特に個人の安全確保、給与と研修の機会などの改善に努力することを約束する。
72. 現場の任務であれ、その他の権限を与えられた活動であれ、これに従事する職員は国連を効率のいい近代的な組織とするような手段を与えられていなければならない。私は、これまで（他の国際機関や政府機関に比べて）軽視されてきた訓練に然るべき地位を認めて重視する決意である。提案した今後二年間の計画予算は、この点の配慮を反映している。事務局内における指導力と管理能力の開発を目指す総合的な管理者教育は、すでに局長レベルの全職員を対象とする一連の管理者セミナーとして始まっており、今後順次、他の管理者レベルにも拡大する。
73. 国連職員の技能を改善し、新しくすることは重要なステップである。能力と資格のある候補者を国連に迎え入れることも、国連が1990年代の課題に確実に対応していくためのもうひとつの手段である。国連の再編と合理化の必要から通常の長期雇用はしばらく中止されている。しかし国別に競争試験を実施して有能な人物を若手専門職員のポストに選ぶという、優れた方法がとられている。1992年には12カ国に対してこうした方法による候補者選出の要請が行われたが、1993年には19カ国に要請が出されることになろう。こうした試験で埋められるポストは、一時的な採用中止措置の例外扱いとなっている。
74. 私は、ポストの地理的配分の改善を目指し、さらに国連に新鮮な才能を確実に招き入れるよう努める意向である。これらの点は、国連の人的資源の効率的運用を図るうえで重要な配慮である。また男女が平等の条件のもとで働けるようにすることも、同じように重要である。
75. 国連における女性の地位、特に上級レベルでの女性の地位を高める努力が進行中である。これは長い時間を要する過程であることは知られているが、この方針はすでに目に見える成果を生みつつある。こうした一般的な努力の重要な部分として、この一年間にセクシュアル・ハラスメントに関する指針が作成された。また、その仕事ぶりがかつての期待を満たさなくなったような人たちに対して、仕事を打ち切らせるための名誉ある、公正な手続きを設ける必要もある。
76. 職員を訓練し、男女間の平等を促進し、加盟国から最高水準の職員候補を選ぶというこの三点が、国連の効率を高めるための努力のかぎとなる要素である。それでも、もし職場の

条件が競争的でなければ、国連はその最上の要素を失うことになるだろう。

77. 1993年に行政調整委員会が行った作業の結果、国連における勤務条件が着実に悪くなりつつあることが明らかになった。外部の労働市場でも、他の国際機関に対しても、国連は競争力を失いつつある。国連と共通の給与体系を持たない他の国際機関のさまざまなレベルと比較した場合、国連の給与が低いことは総会も認めている。国連職員に対して新しい要求が数多く突きつけられているときに、こうした事態があるというのは逆説的と言わざるを得ない。同委員会の要請に基づき、この点について加盟国および国際公務員委員会（ICSC）の注意を喚起した。私は同委員会およびICSCとともに、補償や勤務条件の競争力向上の方法について検討することを決定した。これらの検討の結果、行政調整委員会とICSCが、1994年の第49回総会でこの件に関する次回の実質討議が行われるまでに、国連の勤務条件の改善について具体的な勧告を提出するものと期待している。
78. この文脈において、真に統合され、地理的に均衡のとれた、最高の力を持つ独立の国際公務員が加盟国に対して効率的かつ統合的支援を提供することの重要性を再度、強調しておかねばならない。国際公務員を再活性化し、職員の信頼性と独立性を確保し、職業上の将来性を高めるための努力の一環として、高位の職員の任命に関して新しい方法を研究中である。総会決議47/212Bに盛り込まれた加盟国の見解を考慮し、すでに提出している1994-95年度の計画予算で触れた高級ポストに関する私の見解に沿って、第48回総会中に国連の上級職階に関していくつかの提案をするつもりである。
79. 行政部門の簡素化に関連して、加盟国側からのさまざまな場での要請に応じ、1993年には内部管理と監査機構を強化した。改善が見られたのは、内部管理の記録の向上、内外を問わず監査報告に対する事後処理、内部監査の責任を負う部門の職員配置の見直し、さらに監査範囲の立案の向上などである。内部管理が改善されたことは、組織の効率向上に欠かせない管理責任を高めることにつながるだろう。
80. 1993年8月、私は監察・調査担当の事務次長補のポストを新設することを明らかにした。このポストは現在、行政管理局の分野である監査、管理・諮問、評価および監視などを扱うさまざまな部課を統合する、独立の監察・調査室を率いることになる。新しい事務次長補は行政管理担当の事務次長と密接に協力するとともに、事務総長に直接報告する。この任命は、より広範な監査、評価、調査の権限を持つ高いレベルのポスト創設に向けての第一歩である。
81. 統合管理情報システム（IMIS）が導入されれば、電子的追跡監査によりこれまでより監視・監察能力が高まるだろう。IMISは国連内のあらゆる職場の管理行程を標準化、

合理化するうえでの重要な一歩である。国連は初めて所有する資源やその使用状況に関して適時、最新の包括的情報を手にすることができるようになる。国連システムのなかの他の計画や機関がIMISを利用するようになれば、諸機関全体を通じて透明性と互換性の向上を促し、行政に関する事項を標準化することにつながるだろう。

82. 多国間の国際対話の場として国連の役割が高まったことにより、事務局の会議役務に対する要請が強まった。安全保障理事会とその下部機関の活動が活発になったこと、政府間機構や専門家の組織が数多く新設されたこと、公式会合と非公式協議が同時に平行して行われる傾きが強まったことなどから、1992年中の会議役務の仕事量は10パーセント増え、1993年にはさらに増える見通しである。1986年12月19日の総会決議41/213は会議活動を制限することをうたっているが、承認済みの予定されたものと予期せざるものを含めて会議の数は引き続き増加している。
83. 事務局は出来るかぎりの範囲で、高度技術の導入や事務局側の調整などを中心に、会議役務の生産性を高める手段を講じることによって、この課題に取り組んできた。しかし会議役務の経費を抑えるため、一部の通訳や文書作成作業を削減しなければならなかった。
84. 個人の生産性向上のため自動化に頼るのは、会議役務だけに限られていない。この点では事務局のほとんどが大きな変化を経験している。現在、改善を進めているコンピューターおよびテレコミュニケーションのネットワークにも大きく依存している。
85. 管理上の慣行の改革とともに、国連の経済社会部門の効率改善のための手立ても講じられている。1992年11月2日、国連環境開発会議のフォローアップ討議の冒頭で、私は重要目標の一つとして「国連の経済、社会および環境の各部門の目的を統一する」必要があることに言及した。
86. この目的を推進するにあたって、私は国連のさまざまな部分の機能を明確にし、それらの機能が国連により、さらには専門機関や関連機関を含めた国連システムのなかで、どうすれば最も効率的に生かせるかを見出すことを目指している。国連運営上の私の戦略の中核にあるのは、国連本部と、ジュネーブ、ナイロビ、ウィーンの各国連センター、それにその他の世界的、地域的、さらには現場レベルも含めた組織の間で、責任をより合理的に配分することである。それができれば、国連のそれぞれの計画に明確な目的意識を与え、それぞれのセンターも焦点を絞ることができる。組織をより単純化して責任の所在を明確にし、同時に重複や競合を排除する措置がとられれば、調整も大いに改善されるだろう。
87. 国連本部と他の経済社会関連の組織の間での責任の配分方法については、私は二つの広範な原則に則っている。第一は、国連の権限の範囲内にあるそれぞれの分野の問題に対す

る責任は、国連全体の戦略の一環として、できるかぎり事務局内の単一の部門ないし部署に明確に割り当て、重複を避けることである。第二の、これと関連する要件は、中央の政府間組織に対する実質的な支援は、経済、社会、環境のそれぞれの分野で国連本部の調整を受けた諸組織にとって、優先度の高い活動と見なすべきだということである。逆に、各分野にまたがる問題については、中央の政府間組織だけでなく、国連本部から離れたところにある管理組織や政府間組織も、国連本部の能力を活用し、討議を方向づけるのに役立てるべきである。

88. こうした指針に基づいて再編成の第二段階に進むにあたって、1992年の私の就任直後に着手した第一段階での経験を十分考慮に入れた。第一段階の重要な要素は、ニューヨークに単一の経済社会開発局を設立したことである。私はこれを、本部の事業の三つの柱の間で新たな共同作用を呼び起こすための第一歩と考えた。三つの柱とは、国連全体の調整と政策指針、重要な地球規模の経済社会問題に関する調査・分析・研究、それに開発途上国での技術協力活動である。再編成におけるこの第一段階は、国連が扱うすべての経済社会分野を網羅する第二段階の基礎を準備することになる。
89. 1,000人以上の人たちが働く本部の経済社会分野の仕事と職場を再編成することは、スタッフに少なからぬ重圧を課すことになった。しかし、それにもかかわらず、この課題に直面して経済社会開発局は、現場のスタッフと調査・分析にあたるスタッフの間で巧みに仕事を噛み合わせ、仕事のさまざまな領域に新鮮な観点と新しいエネルギーをもたらした。
90. この経験にかんがみ、高級顧問グループの作業と総会での討論を考慮して、私は1992年12月に、国連の経済社会分野を改革するための努力の第二段階に着手した。第二段階でとった措置により、三つの新しい局が創設された。三つはそれぞれ政策調整と持続可能な開発、経済社会情報と政策分析、それに開発支援と管理行政に焦点を当てたものになった。
91. この結果、本部事務局における政治、人道、経済社会の各分野の構造上のバランスは改善された。組織上の各部署は、それぞれに仕事の範囲が明快に示され、責任の所在も明確になり、中央の政府間組織に対する事務も改善され統合された。さらにまた、国別の政策策定や国際的な政策策定のためのデータや統計に関する支援能力が向上し、技術協力も焦点の合ったものになってきた。
92. ウィーンの社会開発人道問題センターとローマの世界食糧理事会(WFC)事務局の関連機能と活動をニューヨークの政策調整持続的開発局のなかに移したことで、国連が一貫性のある政策を開発する能力を高め、中央の政府間組織に対してより効率的で調整のとれた支援を提供できるようになるだろう。これらの措置は全体として開発に対するより統合

されたアプローチをもたらすだろう。

93. 貿易、金融、投資、技術およびサービスなどの相互に緊密に関連し合った国連活動の異なる側面を分散させると、必然的にこれらの活動のインパクトは薄められてしまう。これらの活動を国連貿易開発会議に整理統合すれば、これらの重複は避けられるし、多国籍企業センターや開発のための科学技術委員会のみならず、貿易開発理事会とその下部機関に提供される実質的な支援の質を高める広範な基礎を築くことにもなる。さらにナイロビにある国連人間居住センター（ハビタット）および国連環境計画は、共同管理の下に置いた。これにより、二つの計画の共同作用を促すことになり、一定の節約もできる。
94. 1993年にジュネーブの国連事務所では、実質および構造にわたる二つの問題に取り組み、解決しなければならなかった。最優先課題は事務所の管理を改善し、特に国連の現場での活動における新しい需要への対応を改善することにあった。ウィーンの国連事務所では、国連国際麻薬統制計画が犯罪および麻薬の問題に対処する責任を負っている。同じくウィーンの国連事務所内にある国連犯罪防止刑事司法計画は、技術協力活動と訓練を通じて加盟国に直接支援を与えることを専門としてきた。この機会に、私はウィーンを引き続き主要な国連センターとして維持することを再度、約束しておきたい。
95. 行政調整委員会は、国連システム全体に目的を共有する一体感を与えるうえで重要な役割を演じている。私が議長を務めるこの委員会には従って格別の注意を払ってきた。この委員会とその下部機構の作業に関しては今年、念入りな見直しが行われた。
96. その第一点として、行政調整委員会の機能を見直し、一連の指針について合意した。私はいかなる計画や提案も、一般的なかたまりであろうと国連システム全体にかかわる性質のものであり、その意味合いや内容から見て関連機関との事前協議や事後の協力、実施を要すると思われるものについては、委員会での討議に委ねる意向である。これらの協議の結果についてはすべて経済社会理事会に通告するつもりである。
97. 行政調整委員会の委員である各機関の長は、それぞれのイニシアチブで活動を始める場合、それに関して委員会の枠組みのなかで必要な協議を行うことをそれぞれが実行に移した。これらの活動のなかには、さまざまな国連機関の権限、任務に関わる問題についての国際会議を組織することが含まれる。これらの会議開催を実行するには、委員会の一部または全部のメンバーの貢献を必要とする。各機関の長はまた、国連システムのなかでそれぞれの機関に関係の深いものやその機関が参加を期待されているものなど、重要なイニシアチブについては関係協議機関に報告することに合意した。
98. 行政調整委員会の下部機構の複雑さはこれまでかなり改善された。委員会の新しい機

構は二つの諮問委員会—行政問題諮問委員会と計画および活動問題諮問委員会の二つ—と、新たに設けられた持続的開発機関間委員会を中心としたものになっている。この新しい機構は、人的資源および財政的資源の管理の国連システム全体に関わる政策問題を、調整のとれた方法で討議する場を提供することになるだろう。またこれによって政策と現場活動の間のより密接な相互作用が可能となる。この新機構は、持続可能な開発という考え方が国連の活動にとって統合的な枠組みとして重要であることを反映している。

99. 以上に示した方針は、行政調整委員会にいままぎっている新しい精神と既に提案されている個別の改革とも併せて、各機関の間の協力関係を大きく増進し、開発を支援するものとなることを確信している。
100. 同時に私は、加盟国に対し、国連内での調整の向上を助ける責任があることに注意を喚起しなければならない。この責任は二つのレベルで果たされねばならない。第一に、国連内の中央機関相互間のレベルで、加盟国は国連全体にわたる戦略と政策を策定し、行政調整委員会に代表を送っている事務局の作業に効果的な指針を提供しなければならない。私が既に述べた経済社会理事会の改革に関するさきの論評は、この文脈において関わりがある。
101. 第二に、加盟国はさまざまな組織の管理機関で一貫性のある立場をとってもらわねばならない。それができていない明白な例を挙げるとすれば、ブレトンウッズ諸機関に勤務する国際スタッフとその他の機関に勤務する国際スタッフの勤務条件に、格差を残しておくよう加盟国が主張しているのがそれに当たる。政策方針が異なる例は、さまざまな管理機関の抱えているあらゆる種類の実質、運用上の問題に関しても存在する。行政調整委員会は、これらの相違を克服し国連全体で相互に補完しあえる政策上の立場をとれるようにするため、委員会としての責務を果たす用意がある。

## B. 暫定事務所

102. 昨年の年次報告では現場の活動に焦点を当て、それぞれの国に所在する国連をより統一のとれたものにしようと試みた。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、ウクライナ、ウズベキスタンに暫定事務所を開設した。その目的は、国連が提供するサービスに統合的なアプローチを設け、加盟国の要請に応じて諸機関の活動の調整をすることにあつた。統合的なオフィスを開設するための協議は現在、カンボジア、エリトリア、ロシア連邦でも進行中である。
103. これらの措置は、加盟国、特に新しく独立した国や移行期にある国で、さまざまな活動分野で支援を求める国々に対し、国連へのアクセスを容易にすることを意図したものであ

る。これらの措置はまた、そうした国々の特定の社会経済上、環境上、政治上、人道上の要請に国連が適切に対応できる能力を向上させることをも目指している。

104. 暫定事務所は、開発活動や当該国の移行のプロセスを支援するなどの面で、すでにホスト国の必要に対応して効果的な役割を演じつつある。暫定事務所は国連の人道援助活動や緊急援助活動を容易にするのにも役立っている。私はこれらの国々で、現実には起きている紛争や将来起きる可能性のある紛争を解決する責任を負わされているが、暫定事務所は関係当事国とのコミュニケーションの手段として、あるいは国連に関する情報を広める道具として大きな価値を有している。
105. 暫定事務所はこれらの活動すべてにおいて、統合されたシステムとしての国連のイメージを高めるのに成功した。システムの各部分はともに協力してホスト国政府を支援し、移行期にある国々の特別なし緊急の要請に応じて成果を収めることができる。こうしたことが達成できたのは、国連システムの全面的な協力と、資金や計画、事務上の支援を得たからである。行政調整委員会は、現場での国連の一体性を高めるという私の決定を歓迎してくれた。これまでのところこうした手はずにまだ参加していない一部の専門機関の代表も、暫定事務所と協力関係を持つ意向を表明している。
106. これらの国々で国連事務所の新しいモデルを作るにあたっては、すでに存在する調整機構を妨害したりこれにとって代わったりするのは、私の意図するところではない。逆に、すでに達成したものの上に築いていこうというのが私の意向である。暫定事務所が開設された国々で発展しつつあるアプローチを、他の国々についても必要に応じて適用していきたい。私の目的は、それぞれの国のレベルで、より効率的で統一のとれた国連の存在を推進することである。

### C. 十分な財政基盤の確保

107. 多数の加盟国が財政上の義務を果たすのに絶えず困難があることと、負託を受けた活動に対する支出が前例のない水準に達したこと（図表4を参照）が重なって、国連の財政事情は1993年秋までに重大な困難に直面することが予想される。
108. 国連のサービスに対する要請がこれまでになく高まったために、財政的資源は破綻寸前の状態に追いやられている。1993年1月現在、加盟国に割り当てられた通常予算の分担金は、概数で16億ドルに達している。平和維持活動にかかる経費は、1992年の14億ドルから1993年末には推定36億ドルに達するものと予想されている（図表5を参照）。
109. 数多くの加盟国が分担金を全額、期日までに支払わないために、通常予算および国連平

和維持活動予算の双方で資金繰りが危機的状況にあることを、重大な懸念と遺憾の意を込めて報告しなければならない。1993年8月26日現在、通常予算および平和維持活動予算の分担金を全額納入済みの加盟国はわずか7カ国にすぎない。

110. この状況が続けば、通常予算では1993年9月以降、国連内部の他の資金から借り入れなければならなくなる。平和維持活動のうちのいくつかは、厳しい資金不足を経験している。これらの活動の必要に応じるために、1992年12月23日の総会決議47/217によって設立された平和活動準備基金から一時的に前払いをしなければならなかった。給与の支払いを含む、その他のさまざまな義務を果たすため、国連は現金に余裕のある他の基金からも借り入れるなどの短期的な措置をとらざるを得なかった。
111. 1994-1995年の2年間にわたる事業計画予算が第48回総会で検討されることになる。提案では、主として予防外交、平和活動、平和建設、人権および人道援助の調整などの分野で支出の伸びは1パーセントと控えめになっている。この事業計画予算は、これらの活動を強化したいという加盟国の関心を反映したものである。これまで数度にわたって2年単位の予算が全体の合意で採択されてきたように、今回もこの予算に加盟国の広範な合意が得られることを希望する。
112. 1993年8月2日、手持ちの現金が2カ月分の活動資金に足りない状態に陥ったことに伴い、私は安全保障理事会理事国の元首と、分担金未払い分を抱えているすべての加盟国元首に対し、財政状態の深刻さを説明した緊急書簡を送ることを決めた。このなかで私は、財政状態が非常に不安定であるために国連が新しい事業を始める能力が脅かされていること、さらに現に進行中の活動さえ危機に瀕するかもしれないことを指摘した。8月26日には第5委員会に対して、国連の資金繰りが極めて深刻になったため安全保障理事会や総会、委員会やその下部機関の会合を含めて会議役務に影響が及ぶ節約措置をとらざるを得なくなったことを伝えた。特に緊急時を除いて夕刻や夜間、週末の会合には会議役務を提供できないことを明確にした。さらにまた、財政状態に改善がなければ、新たな節約措置をとることを警告した。
113. 私の要請に基づいて、フォード財団は1992年9月、独立の専門家による諮問グループの会議を開き、長期的に安定した財政基盤を確保することを目指して国連の財政問題を検討した。グループは1992年9月から1993年1月までの間に3回会合し、1993年2月に「効率的な国連の財政」と題する報告書を公表した。報告は包括的で、数多くの貴重な勧告を含んでいる。私は、この機会に、このグループの議長およびメンバーに対して深甚の謝意を表明するとともに、この会議を支援したフォード財団に感謝したい。報告はすでに加盟国に送付済みであり、第48回会期での討議に付するために総会にも送付する。

114. こうした思わしくない状況にもかかわらず、実は厳しい資金状況のせいもあってか、行政当局としては生産性向上のために一段の努力をした。過去一年の間に国連の生産性が向上したことは、この報告の残りの部分にも反映しているはずである。

## D. 創設50周年記念の準備

115. 1992年4月13日の総会決議46/472で設立された国連50周年記念準備委員会は、5回の会合を開いた。記念のテーマを「われら国連の人民…よりよき世界に向けて団結を」とすることで合意ができた。準備委員会は記念行事で発表する厳粛な宣言を準備する作業グループの設立を決めた。
116. これまでのところ、13加盟国から記念行事を支援する国内委員会を結成したとの通告を受けている。他の加盟国からもそれぞれの国内委員会について設立を確認する連絡を受けるものと期待している。50周年記念事務局は非政府組織や他の協力機関の支援を受けて、準備と計画の調整を進めている。私は50周年を単に祝賀のための里程標とするだけでなく、真剣な反省と教育、意思疎通のための重要な機会としたいと考えている。

図1

総会：採択された決議と議題の数、1989-1993年

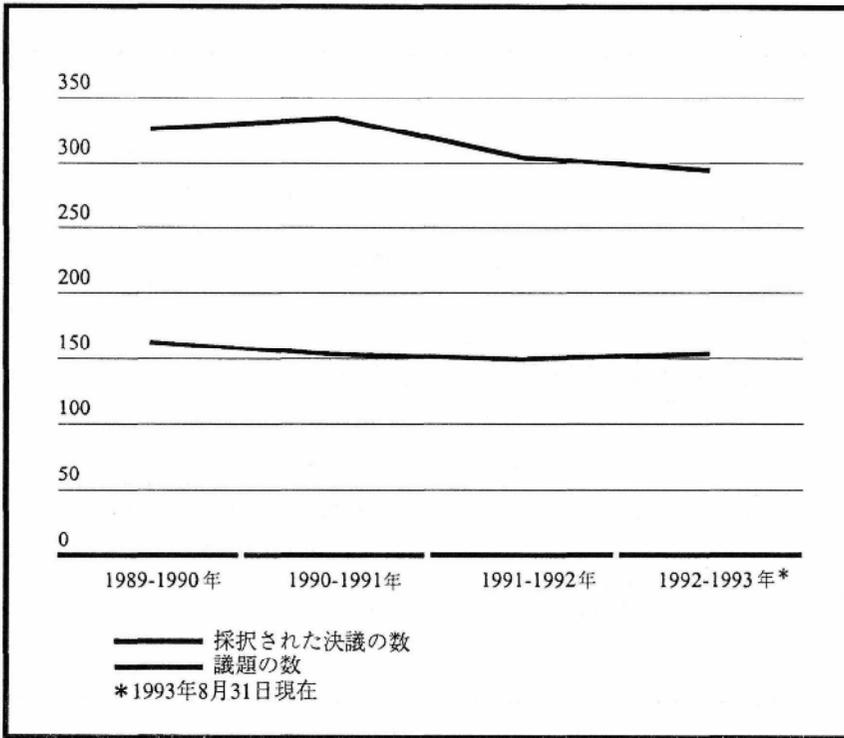


図2

安全保障理事会：公式会議、採択された決議、議長声明の数、1988-1993年

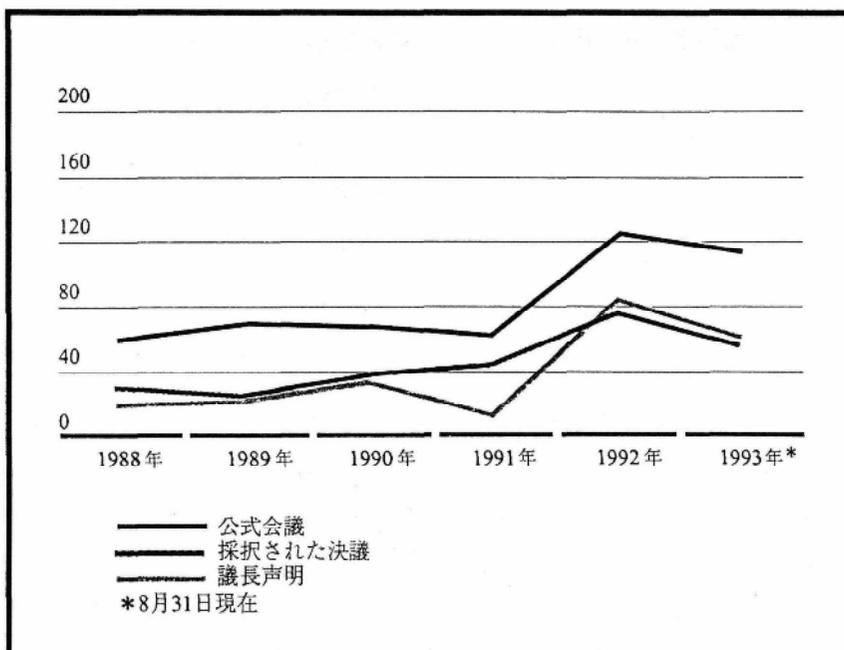


図3

安全保障理事会：公式会議および全体協議の数、  
1988-1993年

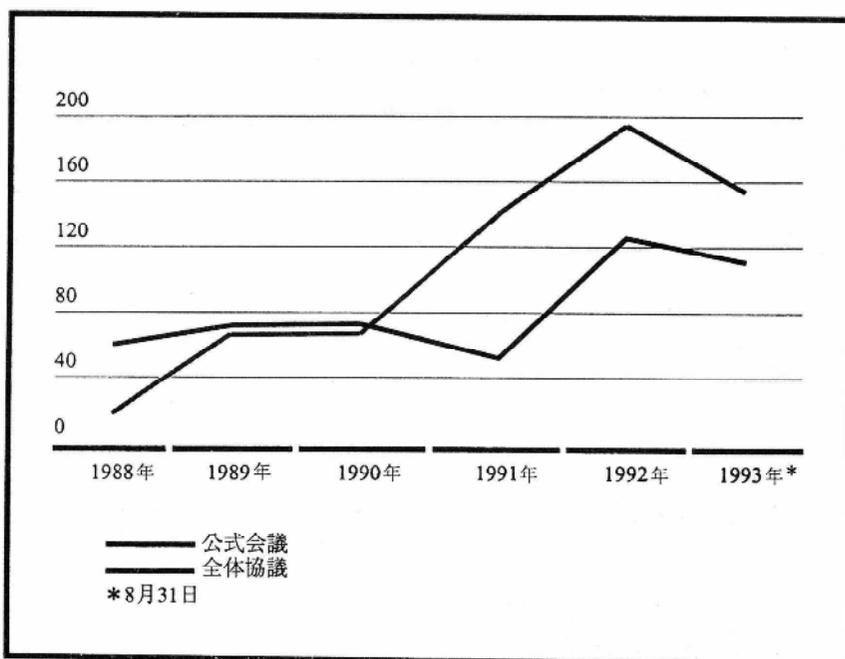
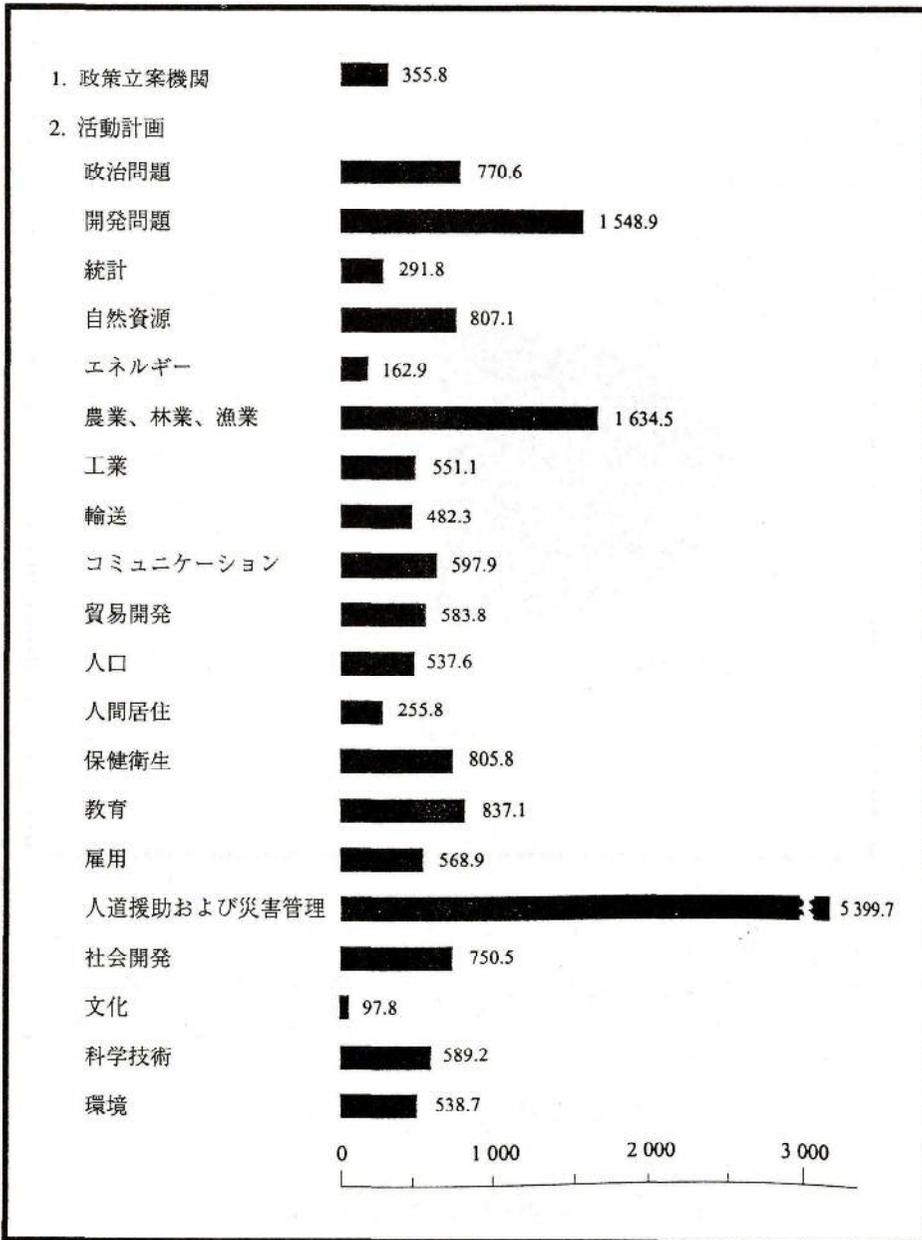


図 4

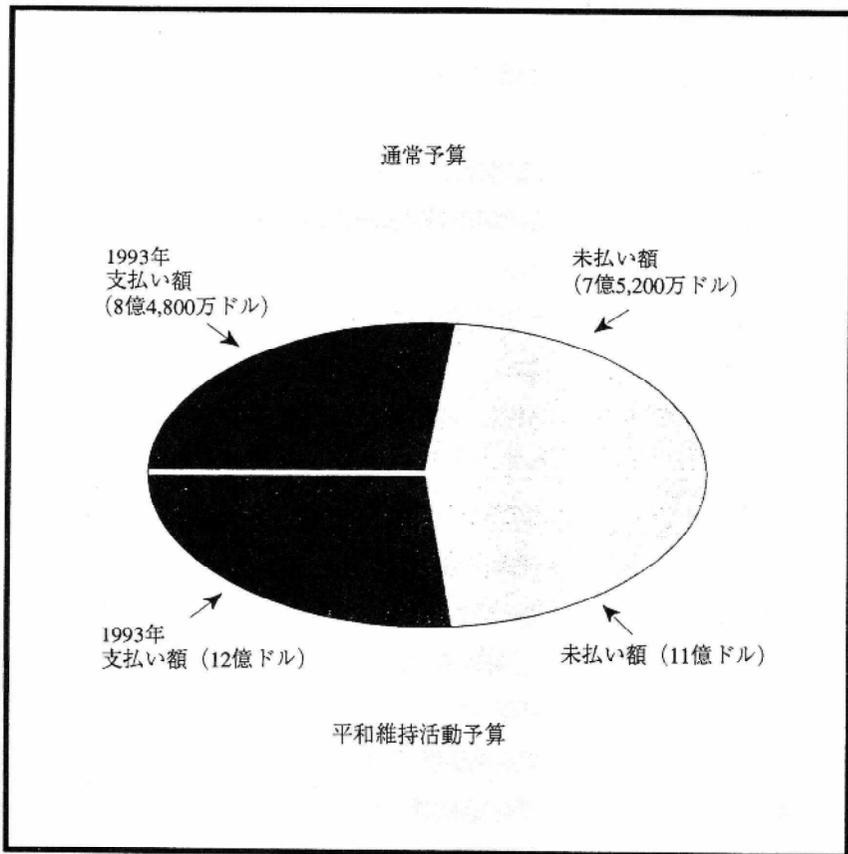
国連システムの部門別支出推計、1992-1993年  
(100万米ドル)



\*1993年6月10日の行政調整委員会の報告書 (E/1993/84) による。

図5

分担金拠出概要： 通常予算と平和維持活動予算、  
1993年7月31日



### III. 地球社会の開発

経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて・・・国際協力を達成すること。

国連憲章第1条第3項

117. 世界の最も富める国と貧しい国との間の格差はますます開きつつある。しかし、その衝撃的な事実に対して、あまり関心が払われていない。国連は世界の貧しい国々を代表する特別の声である。貧しい国が引き続き貧困にあえいでいる間は世界に究極の繁栄があり得ないことを、経済先進国に知らせる必要が、なにより重要かつ緊急の任務である。
118. 冷戦時代のイデオロギー的競争によって、超大国も開発途上国に大きな関心を持った。理由は必ずしもほめられたものではなかったが、貧しい国々もその関心から恩恵をこうむった。今日、冷戦が終わって世界は競争の重要性を認めるようになったが、冷戦の終結によって世界に開発をもたらす競争も終わった。
119. 国連が送り出しているメッセージは明快である。それは、マクロ経済の成長を追求する場合、健康や教育、貧困水準および所得配分といった人間の福祉面、さらには政治過程や市場への参加といった側面に適切な配慮をしなければならない、ということである。要するに、あらゆる開発努力の中心に、社会経済的な次元での人間の開発を据えて考えねばならないということである。
120. 私は、開発に関する国連のアプローチを「開発への課題」にまとめ、これを予備報告として第48回国連総会に提出する予定である。「開発への課題」は単なる開発理論以上のものを提示することになろう。この報告は実務的な文書として、国連の経済社会分野における将来の活動に関して指針を示すものとなる。第48回会期中にこの報告をめぐって活発で実りある討論が行われることを期待する。

#### A. 地球的開発活動

##### 1. 国連本部事務局の部局

121. 政策調整持続的開発局は、高レベルの調整・事業活動の分野における経済社会理事会の、中心的調整および政策決定機能を支援している。このほか総会の第2、第3委員会、持続的開発委員会、社会開発委員会、婦人の地位委員会、それに政府間グループによる再検討の結論が出るまでの間、世界食糧理事会に対しても、支援を提供している。同局は専門家レベルで持続的開発高級諮問委員会に、事務局レベルで持続的開発機関間委員会および、事

業・計画問題を扱う行政調整委員会の下部組織に、それぞれ役立っている。同局は経済社会分野での中心的な政府間組織に対する、その他の事務局側からの貢献も調整する。しかしその狙いは、国連の経済社会分野に携わるすべての部分を参加させることによって、支援の基盤を拡大しその質を向上させることにある。

122. 政策調整持続的開発局は「アジェンダ21」および国連環境開発会議で採択されたその他の主要文書を確実に実施するよう私を補佐することになる。持続可能な開発の原則が新政策や修正された政策、法制、事業予算、構造などに適切に反映されるようにするには、相当の努力を必要とするだろう。

123. ウィーンの世界社会開発人道問題センターおよびローマの世界食糧理事会事務局から関連する機能、活動を政策調整持続的開発局に再配置することによって、国連の一貫性のある政策策定能力を高め、中央の政府間組織に、より効果的支援を提供できるようにすべきである。同局は全体として開発に対する統合されたアプローチを促進すべきである。

124. 政策調整持続的開発局は、必要に応じて関係政府機関に特定の問題に関する政策報告を提供するほかに、事務総長の年次政策報告を準備し、限られた数の主要政策問題に集中して統一的国際行動を呼びかけることを、主たる責任として担うことになる。この報告には経済社会情報分析局や国連貿易開発会議、その他の関連母体の作業結果も含まれ、それらと調整されることになるだろう。

125. 私はまた、政策調整持続的開発局に対し、1995年にコペンハーゲンで開催される世界社会開発首脳会議の準備作業を調整する責任も負うよう要請した。国連創設50周年記念と一致するこの首脳会議は国連システム、とくに経済社会理事会ですでに議論を呼んでいる。この首脳会議に向けて、国際社会が直面する主要な経済社会問題に関し、準備が進められている。このなかには次のような項目が含まれている。

- (a) 国際、国内両面での貧困と公正の問題
- (b) 失業、弱者グループおよび国、経済的排除のパターン
- (c) 社会保障問題および安全ネット
- (d) 移住および人的、経済的移動のパターン

126. 女性の地位向上に関しては、より強力で統一的な計画を達成することを目的としている。女性の地位向上部を政策調整持続的開発局に再配置することによって、同部の活動は国連の経済社会事業の主流に置かれることになる。女性問題を開発に関わる国連のあらゆる局面に組み込んでいくのを助けることができる。婦人の向上のための国際訓練研修

所（INSTRAW）と国連婦人開発基金（UNIFEM）を統合しようという私の提案は、経済社会理事会の支持を受けている。これは女性の地位向上を推進する国連の政策、調査、作業などの側面に一層の整合性を与えるものになろう。

127. これらの措置は全体として、1995年に北京で開催される第4回世界女性会議の準備に焦点を当てるのに役立つだろう。この重要な世界会議の準備作業としては、このほかに各国、各地域の準備への支援、国連システム参加の調整、非政府組織の参加、世論の関心を喚起するための努力などがある。同会議のガートルード・モンゲラ事務局長は、これまでに国連加盟国数カ国に使節団を送り、この会議の目標と目的を促進するとともに、あらゆるレベルでの支援を要請した。
128. 女性に対する暴力の問題は、引き続き深刻な関心事である。この問題での重要な前進は、女性に対する暴力絶滅宣言案を起草したことである。経済社会理事会は1993年実質会期で、総会に対して、この宣言案を採択するよう促した。この作業が第48回総会場で好結果につながることを希望する。
129. 経済社会情報政策分析局は、国連の量的情報システム（人口および統計）を維持、強化することを中心的な任務としている。同局では、これに加えて、経済社会政策および調査の分野で国際社会の実質的な要請に対応する責任も負っている。それにより、同局は本部のさまざまな部局、機関と地域委員会との間のきずなの役割も果たしている。
130. 同局はまた、国連内の経済社会情報に関する先導的な部門としての役割も持ち、国連全体に対して統計情報を提供している。この点で同局はブレトン・ウッズ諸機関や他の関連機関とも密接に協力し、その活動を国連の政治、人道分野で開発中の早期警戒能力と結びつけることになろう。
131. 経済社会情報政策分析局は1993年2月の発足以来、「1993年国民会計システム」の開発と実施、および環境に関する統計の収集を新たに促すことに精力を集中してきた。同局はまた、1994年9月にカイロで開催される国際人口開発会議の準備作業にも取り組んだ。この会議では、国連人口基金と共同で同局が事務局を提供する。さらに経済社会理事会の1993年主要会期に対し『1993世界社会情勢報告』と『1993世界経済調査』の二つの報告を提出した。これらの報告は1年以上にわたる集中的な努力の成果である。これらの報告の基本的構成と手法は、前の経済社会開発局長の下でつくられたものである。
132. 統計委員会と経済社会理事会の1993年実質会期は、「1993年国民会計システム」を経済統計の整理、分析のための基本的手段として採用した。この「1993システム」の採用により、国家間や国家グループ間の経済対話に用いる最新でほぼ普遍的な用語に関して国際的

な合意が得られた。この方式の採用はまた、「国民会計システム」について、事務局が10年にわたって続けてきた努力が実を結んだことを意味していた。これは地域委員会、国際通貨基金、世界銀行、経済協力開発機構、ヨーロッパ共同体や各国の多数の専門家との協力で達成されたものである。

133. 環境関係の統計についても新しい弾みがついた。環境および経済に関する統合的な報告を開発、実施できれば、この分野での監視に役立つ新しい道具になるだろう。『世界の女性』第2号の準備を進めるにあたって、女性問題に関する統計についても作業がさらに推し進められた。地域レベルの国際協力と統計開発の改善を目指した国際的な統計上の活動を地球的に見直し、優先順位と行動計画が策定された。
134. 人口問題に関する事務局の事業は、人口委員会を通して経済社会理事会の仕事を促進することを目指している。この仕事には、政策勧告の策定、技術援助や技術協力、それに人口の分野における国連活動の調整なども含まれる。
135. 単一ヨーロッパ法が、経済体制の移行期にある国々や開発途上国を含む非ヨーロッパ共同体諸国にどのような意味を持つかが、『開発計画ジャーナル』誌で2回にわたって検討された。また同誌の別の号では、中部ヨーロッパおよび東部ヨーロッパの経済的、政治的、社会的変容が開発途上国にどのような意味を持つかの検討に費やされた。
136. アンカラ、ジュネーブおよびニューヨークで開催された専門家グループによる政策本位の討論の基礎として、1993-2001年の世界経済に関するマクロ経済的予測と代替政策のシミュレーションが作成された。
137. 開発支援管理サービス局は、国連の技術援助の焦点を絞り、開発途上国や移行期にある国々の優先的な必要へのインパクトを高めることを意図したものである。新しい局の任務には二つの側面がある。一方では、開発計画、政策および社会基盤、公共行政、民間部門の開発および企業管理、財務管理および経理、天然資源およびエネルギーの計画および管理などの分野での制度的、人的資源の開発に関連する計画や事業を執行する機関として行動する。他方で同局は、技術協力に対する管理サービスの提供と機能の実施の、国連本部における中心的役割を果たすことになるだろう。
138. 1994年1月1日をもって、現在、国連開発計画（UNDP）内にある計画サービス室を半自治組織として開発支援管理サービス局のなかに発足させる。この変更を実施するのは、同室をUNDP内に置くことが調整および支出の中心的機構であるUNDPの基本的目的に合致しないとの見方があり、加盟国からもしばしば指摘されていたことを配慮したためである。この変更によって、国連の技術協力サービスを提供する上で重複を排し、費用効果

を高めることができるだろう。計画サービス室を事務局内に置くことにより、国連の技術協力と顧問サービスの関連部分を、サービスを必要としている顧客により近いところに展開できることになる。

139. 開発支援管理サービス局は、1993年の創設以来、その事業の主題および横断的な側面に努力を集中してきた。同局は国連の平和維持および人道問題に関する活動の統合に格別の注意を払ってきた。この分野で現在、進行中の活動のなかには、多くの国々での選挙行政や再建の支援、それに軍事的な基盤や産業を平和的な民用に転換する作業が含まれている。
140. 同局は新しいUNDPの支援経費取り決めに参加しており、また、この制度の効率を高めるためにどう改善できるかについて、執行機関およびUNDPとの討議にも加わっている。
141. 開発支援管理サービス局はまた、技術協力を推進する動因として、特に国レベルでの執行と事業の推進方法の文脈で、ダイナミックな役割を確かに演じられるよう、注意深く見守っている。同局では、開発途上国の制度整備に特に注意を払いつつ、機構構築の努力を強化している。同局は技術協力への複合分野的アプローチと機構構築にも取り組んでいる。

## 2. 国連貿易開発会議

142. 国際貿易の分野では、国連貿易開発会議(UNCTAD)が保護主義との闘争という文脈のなかで、各国のメカニズムの透明性からむ問題に焦点を当ててきた。UNCTADはまた、特に市場アクセスの改善と資金還流の強化を通じて、開発途上国のイニシアチブに国際的な支援を行う必要を強調している。第一次産品の実質価格の低下と環境の間の関連については、「アジェンダ21」で触れられている。産品の価格が低迷すると外貨収入を維持するために生産過剰になり、それがさらに環境の悪化を引き起こす結果になりがちである。
143. 総合的な開発の概念はUNCTADの作業に大きなインパクトを与えた。これまでは通常、決議の採択や決定を目指した議事が行われてきたが、1992年2月のUNCTAD第8会期で採択された改革では、交渉がより大きな役割を持つことになった。この改革から暗黙のうちに生まれた実際的で対決色を薄めたアプローチの結果、議論の集約や合意到達を図ることが容易になった。一方で、貿易と開発の機会が強化されなければ、緊張が高まり、対決的なアプローチが再び前面に出てくることになろう。
144. 特惠特別委員会是一般的特惠制度の実施に関して広範な意見交換を行い、1995年にこの制度の政策再検討を行うことで合意した。UNCTADの下での交渉を通じて近年合意に

達したものの中には、国際砂糖協定（1992年3月）、オリーブ油および食卓用オリーブに関する国際協定（1986年）を延長する議定書とその修正条項（1993年3月）、それに新しい海事担保権抵当権協定（1993年5月）が含まれる。

145. UNCTADは、開発のための国際協力を強化することから生じた新たな挑戦と機会に対応する能力を高めた。さらにUNCTADには、多国籍企業と開発のための科学技術に関する計画が国連本部からいずれ移管される。そうなればUNCTAD事務局は、計画実施を改善することにより、経済社会理事会の関係委員会だけでなく、有能なUNCTADの政府間機関を動かして、それぞれの任務をより効果的に遂行させることができるようになる。

### 3. 国連環境計画

146. 国連環境計画（UNEP）の新しい指導部は、「アジェンダ21」の優先課題を踏まえて、その計画を変える責任を担っている。第17回理事会は1993年5月に開催された。この会議は「アジェンダ21」が第47回国連総会で承認されて以来、政府間会議でこの問題を討議する初めての機会であり、各国政府が先進国および開発途上国の双方に影響を及ぼす計画や優先度に関して合意する機会を提供した。

147. 「アジェンダ21」の実施を支持する立場から、管理理事会は、事務局長に対し、「アジェンダ21」の目標達成を助けるためにUNEPの活動、事業、中期計画を必要に応じて強化、修正、調整する努力をするよう呼び掛けた。理事会は1992-1993年および1994-1995年の2年単位のUNEP計画の詳細を検討したあと、リオデジャネイロ会議で要請された変更を組み込むために、さらに計画を発展させる必要があることに留意した。管理理事会は、持続的開発委員会との密接な協力のもとに「アジェンダ21」を実施すべきことを再確認し、特にUNEPの注意を促された「アジェンダ21」の関係部分を全面的に実施する場合の経費の見積りを次の管理理事会に提出するよう事務局長に要請した。同理事会は、開発途上国の必要を優先するよう強調した。

148. UNEPはアフリカ11カ国、アジア・太平洋10カ国、ラテン・アメリカおよびカリブ海3カ国の政府に対し、環境法制の分野で技術協力を提供した。この作業はUNDP、世界銀行および地域機構との協力の下に行われた。このほか、アフリカ、アジア、ラテン・アメリカの開発途上国14カ国に対し、それぞれの国の環境計画や環境戦略も作成した。また環境管理と生物の多様性保護に関わる経費と利益についての国別の研究が、生物学的に異なる特徴を持つ6カ国で行われた。

149. UNEPの国際環境情報システムには、現在、155カ国が参加するまでになった。1992年

中に約2万5,000件に上る問い合わせに対して回答がなされた。「インフォテラ (INFOTERRA) 国際ディレクトリー」には、6,000を超える環境情報の情報源が掲載されている。開発途上国30カ国に対して機器や訓練が提供された。地球資源情報データベース (GRID) は世界各地の30の関連センターと連携している。これによって計画立案者や科学者は、データへのアクセスや傾向の監視が可能になり、また地理的情報システムやデータ管理コンピュータ技術を駆使して、環境上の諸要因の相互作用を研究することもできるようになった。地球環境監視システム (GEMS) は地域的環境情報ネットワークを設け、環境情報の交換を促進して、環境問題に関する集団的予防行動ないし矯正行動をとる戦略を支援している。アフリカ、アジア・太平洋、ラテン・アメリカの各地域では、環境・天然資源に関する情報や情報管理の必要、活動の現状などに関する調査が実施された。

150. UNEPは地域委員会および国連食糧農業機関との共同作業で、7カ国に対し砂漠化と闘うための国家計画策定を支援した。また砂漠化と闘う行動計画実施のための行動を促すネットワークと機構づくりにも、他の機関と協力して支援を与えた。UNEP/UNDPの合同事業を通して、国連サハラ事務所はスーダン・サヘル諸国がこの行動計画を実施し、他の機関から財政的および技術的援助をさらに得られるよう支援した。このほかUNEPは南部アフリカ開発共同体やアラブ連盟などの地域機構と協力し、これら機構の加盟国に対し、行動計画の実施にあたって援助を提供した。
151. UNEPはアフリカ諸国の政府や非政府組織、開発機関などと緊密に協力し、アフリカ環境閣僚会議の事業を実施している。この事業には、エネルギーと食糧安全保障の分野で、環境組織の強化や環境行動計画の策定、環境問題に関する訓練や世論の意識覚醒などの手段が含まれている。UNEPはその出先機関の計画でも、女性と環境の問題の重要性を引き続き重視している。
152. UNEPは、ラテン・アメリカおよびカリブ地域環境行動計画の下にある24の事業を支援している。このなかには、ラテン・アメリカおよびカリブ地域のUNEP事務所内に置いた事務局の財政支援も含まれる。これらの事業は、各国政府、ラテン・アメリカおよびカリブ経済委員会、各専門機関の地域事務所、その他の政府間機関や地域機構との緊密な連携の下に実施されている。
153. UNEPはまた、UNDPおよび世界銀行とも緊密に連携し、地球環境ファシリティ (GEF) の実施にあたり、その効率を高める努力をしている。UNEPは科学的インプットを強化し、科学技術顧問パネルの活動支援も強化している。UNEPはさらに、GEFが資金を出している事業の評価に積極的に加わり、GEFの次の段階の行政、法的枠組み、管理についての討議にも参加している。

154. こうした計画の幅の広さと多様さを見れば、一貫性を保ち、かつ包括的に行動することの難しさがうかがわれる。われわれが求め、時代が要求している統合の水準には、明らかにまだ到達していない。しかし相当の努力がなされ、これまでの一年間で前進があったことは明白である。

#### 4. 国連人間居住センター（ハビタット）

155. 地球上各地の農村部でも、都市部でも、何億という家族が住宅の危機にさらされている。また、これまでにない急速な都市化が、開発途上地域に社会的、経済的、環境上の衝撃を与えている。国連人間居住センター（ハビタット）の仕事は、そうした文脈のなかで行われる。
156. このセンターの活動の政策的方向は、1988年12月の総会で採択された2000年に向けての住居世界戦略に依拠している。これは「アジェンダ21」の人間居住計画のなかにも織り込まれている。この戦略は各国政府に対し、非政府組織や地域組織、女性団体を含む官・民のすべての関係者が住居と人間の居住条件の向上の過程に寄与し、量的および政策的指標で進展具合を監視できる適切な仕組みを提供できるような政策を採用することを促している。
157. 同じように、ハビタットが採用した調査・訓練活動は、人間居住管理と開発の課題に対応できる政府の能力、特に地方レベルや低所得地域での政府の対応能力の向上に重点を置いてきた。これに劣らず重要なのは、人間居住の社会基盤やサービスに関して、低価格で環境上健全な技術にどのような選択の可能性があるかを示すことである。ハビタットは、国連システムの救済、社会復帰、開発という一連の活動への早期貢献が必要とされている問題に直接、対応するかたわらで、この一年、アフガニスタンとカンボジアにおける人間の居住と社会復帰の努力でも目ざましい役割を演じてきた。
158. 第47回総会は1996年に第2回国連人間居住会議（ハビタットⅡ）を開催することを決めたが、これは急激に都市化が進む世界で、環境上、持続可能な人間居住地の開発に対処するため、国際社会として新たな協調行動が必要であることを明白に認めたものである。この会議の事務局を務めるハビタットは、加盟国および国連システムと協力してこの会議を成功させる大きな責任を負っている。

### B. 開発のための活動

159. 現場活動の改革に関する討議は、1989年以来、総会および経済社会理事会で続けられている。1992年には、重要な一歩として総会が決議47/199で、開発活動の分野での改革の重

要性を再確認した。決議はまた、開発の責任は共有すべきものであることを強調している。総会は、先進国に対して政府開発援助を増やすよう促すとともに、援助を受け入れる政府に対しては、外国からのあらゆるタイプの援助を各国の戦略と優先順位に基づいて調整するのが各政府の主たる責任であることを強調した。決議47/199はまた、開発に果たす国連の役割について重要な指針を含んでいる。決議が導入した各国戦略覚書は、開発途上国政府の優先順位に国連システムの対応をどう調整するかの重要な機会を提供している。事業アプローチは決議47/199のもう一つの重要な特徴であり、分野別あるいは分野間の政府の開発優先順位に対する援助国側の論理的および統合的反応を確実にするために大きな役割を果たすことになるだろう。決議47/199によれば、国連は、各国政府がそれぞれの経済社会開発を管理する上で自立するのを助けるよう要請されている。

## 1. 国連事務局の技術協力計画

160. 1992年、当時の経済社会開発局には執行中の技術協力事業が918件、総額1億4,100万ドルに上っていた。これに対して今年度の予算額は1億8,500万ドルである。同局の作業計画は、開発途上国の経済社会開発計画への助言、支援や、エネルギー政策、水資源計画、鉱物資源、地図作成、遠隔探知・社会基盤作業、公共行財政、統計、人口政策、多国籍企業などについての技能提供からなり、このほかにも他の開発機関の支援サービスも含まれていた。同局はまた、政治的進歩と経済的開発は不可分であり、同時進行的に追求すべきだとの考え方に適した計画にも参画していた。
161. 1992年9月のアンゴラ総選挙では、海外からの援助の調整と兵站支援に集中して大規模な支援活動が実施された。選挙支援の活動はアルバニア、エチオピア、マリ、モザンビークでも行われた。またエルサルバドル、レソト、ルワンダ、ウガンダでは選挙準備のために助言、支援を行う使節団が派遣された。同局と開発支援管理サービス局（1992年12月以降）は、政治問題局の選挙支援班と緊密に共同作業を行った。
162. 経済社会開発局は、北京科学技術委員会との協力の下に、都市情報システムと開発途上国へのその応用に関するセミナーを1992年10月、北京で組織した。セミナーの目的は、この分野の今日の改善された技術に関して討議し、普及する場を提供することにあった。
163. 経済社会開発局は、第6回国連地名標準化会議において事務局を務め、技術的な背景資料文書を作成した。同局は、地球観測衛星会社および写真測量・遠隔探知国際学会と共同して、開発途上国のために写真測量と遠隔探知に関する2週間のセミナーを組織した。
164. 私はアフリカの開発問題と総会決議46/151として採択された「1990年代のアフリカ開発のための国連の新課題」の実施を特に強い関心と懸念をもって見守ってきた。この決議

は、その後、「アフリカ経済復興と開発のための国連システム全体の行動計画」として改定されている。この新課題の目標と活動は、1992年のアフリカおよび後発開発途上国特別調整事務所の事業計画の中心をなしていた。この作業について私に助言、補佐する人たちとして、高レベルの人物のグループを任命した。このグループが1992年12月ジュネーブで、1993年5月ローマでそれぞれ開いた会合には、私自身も出席した。このグループの人たちの貢献に対して深い感謝の意を表したい。

165. 経済社会開発局は、婦人の向上のための国際訓練研修所 (INSTRAW) と協力して、環境および持続可能な開発における女性の役割に関する地域間ワークショップを1992年9月に北京で開催した。ワークショップには120人が参加し、80を超える事業計画の試案が発表された。このワークショップは、リオデジャネイロ会議と1995年に開催予定の第4回世界女性会議を結ぶ重要なつなぎの役を果たすものと見られた。同局はまた、INSTRAWおよびアジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) との協力により、1992年9月タイで、女性向けの訓練要領や上水道、衛生設備などに関するワークショップを組織した。これは1991年にガンビアで開催した同様の集会に続くものであった。同局は1995年の会議向けに各国のデータベースと報告を開発するようにとの要請にも対応した。

## 2. ユニセフ

166. 1992年にユニセフ (国連児童基金) は130カ国以上の国で計画に協力した。それに加えてユニセフは理事会の指示に従い、中部ヨーロッパ、東部ヨーロッパ諸国および旧ソ連の共和国諸国に対して支援計画を拡大した。1992年の事業計画支出は総計7億4,400万ドルに上った。その内訳は、31パーセントが予防接種や経口補水療法の事業の拡大を含む児童の保健に、22パーセントが緊急事業に、15パーセントが立案、宣伝および支援に、11パーセントが上水道と衛生設備に、10パーセントが幼児の開発を含む教育に、7パーセントが地域社会の開発、女性向け事業、困難な状況に置かれた児童向けに、4パーセントが栄養および家庭食の安全にとなっている。
167. 1992年のユニセフ全体の支出では、緊急援助が大きな比重を占めた。これは部分的にはアンゴラ、イラク、モザンビーク、ソマリア、スーダン、旧ユーゴスラビアでの情勢によるものである。1992-1993年の2年間のユニセフの支出見積りは18億ドルに上る。ユニセフの年間収入は1995年までに10億ドルを超えるだろう。緊急援助の支出は減ることが予想されるが、それに見合う分がユニセフの開発関係の側面の支出として増えるだろう。このなかには児童の保健および栄養、上水道と衛生設備、教育、地域社会開発、特別に困難な状況に置かれた児童、女性中心の諸事業などが含まれる。

168. 国際社会がユニセフのために掲げた目標のなかには、七つの主要目標とその他の補完的な目標がある。主要目標は次のようなものを含んでいる。乳児死亡率を三分の一、または出生1,000人に対して50人までの、いずれか低い方に引き下げる。5歳以下の幼児の死亡率を三分の一、または出生1,000人に対して70人までの、いずれか低い方に引き下げる。2000年までに母親の死亡率を半分に引き下げる。5歳以下の幼児の栄養失調ないし栄養不良の率を2000年までに半分に引き下げる。だれもが安全な飲料水と衛生的な排泄物処理の方法を利用できるようにする。だれもが基礎教育を受けられるようにし、2000年までに初等教育年齢の児童の少なくとも80パーセントが初等教育を修了できるようにする。成人（年齢はそれぞれの国が決めることとする）の非識字率を少なくとも1990年水準の半分に引き下げ、特に女性の識字率を重視する。特別に困難な状況にある児童への保護を向上させる。補完的な目標のうちで特に重要なものとしては、2000年までの小児マヒの撲滅、1995年までの新生児破傷風の撲滅、2000年までのギニア虫病の撲滅、ヨ一素欠乏疾患とビタミンA欠乏疾患の事実上の撲滅、すべての妊婦に基本的な母性保護措置を与えること一などがあ  
る。
169. 世界子どもサミット以来、142ほどの国がしばしばユニセフの支援で策定した国家行動計画に着手した。世界子どもサミットは「子ども最優先」の原則を確認したことで、ユニセフが支援し、唱導するものの本質をつかんだといえる。同会議はそれを「子どもが本質的に必要とするものについては、好調のときも不調のときも、国内的にも国際的にも、さらには家族のレベルでも、資源の配分にあたっては最優先する原則」と定義した。これは、子どもと開発に関する目標と子どもの権利条約との関係で、国連に与えられている負託の論理的な帰結である。
170. 1993年6月、ウィーンで開かれた世界人権会議で子どもたちが発言し、子どもたちの権利を一層尊重するよう要求した。数多くの国家行動計画が先進国によって作成された。そのなかには先進国の子ども向けの行動もあれば、開発途上国の子ども向けの支援の約束もある。開発途上国では、予算配分に関する戦略と優先順位を国家行動計画として明らかにし、開発援助の動員と調整の枠組みを提供した。

### 3. 国連開発計画

171. 国連開発計画（UNDP）は、技術協力の形で行われる贈与援助に関して国連で最大の提供者である。UNDPは124の現地事務所のネットワークを通じて170の開発途上国および地域にサービスしている。UNDPは国連システム全体の開発に関する事業活動を調整するとともに、地域委員会や事務局、専門機関、それにブレトン・ウッズ諸機関とも緊密に協力している。国別のレベルでは、各UNDP事務所の長は駐在代表として通常、国連の開

発に関する事業活動の調整役を務めるほか、他の国連機関や事業の現地代表も務めている。18の国連広報センターとUNDPの現地事務所を統合する作業は、センターの機能的自治を守る方向でなお継続している。

172. UNDPの支出は過去10年間にかなり大幅に増加した(図表6を参照)。この5年間にUNDPは約70億ドルに上る計画や事業に資金を提供してきた。UNDPの財源は、先進国および開発途上国双方から寄せられた自発的拠出金である。これら外からの財源が各国の事業を支援し、大部分はそれぞれの国の手で配分されている。1992年の支出のうち最大の比率はアフリカ(39パーセント)で、次いでアジア・太平洋(33パーセント)、ラテン・アメリカおよびカリブ(7パーセント)、アラブ諸国(7パーセント)、ヨーロッパおよび独立国家共同体(2パーセント)となっている。残りは地域間および地球全体に関わる計画、民族解放運動支援、それにカリブ海や太平洋の島嶼事業などに支出されている。それぞれの地域では、UNDPの資金の87パーセントは後発開発途上国(一人当たりGNPが年750ドル以下の国)に振り向けられている。

173. UNDPが資金を供給している活動の大半は、国別の事業計画の枠組みの範囲に入るものであり、UNDPと資金受け入れ国は、その事業計画を通じてUNDP資金の有効活用の戦略を明示している。第5期の事業計画として承認されたものは、それ以前のものと比較して、管理理事会決定90/34に盛り込まれた優先案件に重点を置いている。すなわち貧困の軽減、開発管理、環境および天然資源管理、開発における女性、開発途上国間の技術協力、それに開発のための科学および技術がそれである。またHIV/エイズ、すべての人に対する教育、民間部門の開発も重視されている。UNDPは長期的な技術協力にも、緊急な移住状態における技術協力にも経験を積んでいる。HIV/エイズは地球規模の広がりを持つ重大な自然の災厄であり、特に開発途上国に壊滅的な結果をもたらしている。UNDPは1987年以降、約30カ国のHIV/エイズ関連の計画に対し、資金を提供してきた。UNDPは罹患した人たちに引き続き関心を払うとともに、世界保健機関と緊密に協力して、この病気と闘うための予防対策の重要性を強調している。

174. 1992年には、持続可能な人的開発の能力向上を通じて自立の精神を養うことを目指した活動計画が増加した。この活動計画のなかには以下のようなものが含まれていた。貧困者に手を差し伸べ、貧困を軽減する手続きを開発する指針、将来の生産のための環境保護と資源的基盤の再生、実施可能な戦略や行動計画、政策改善の作成、官民両分野での財源の動員、各国が限られた資源を最大限に活用するのを支援する援助プロセスの管理—などである。UNDPの目的は、各国が雇用先導型の成長を達成し、社会的公平と統合を増進するような経済を開発するのを支援することにある。人的開発により大きな関心が向けられたこ

とによって、これまで経済的要因が大きな比重を占めてきた開発に関して、政治的、社会的、文化的、あるいは環境や制度の側面の重要性が一段と認められるようになってきた。現在では、開発協力のなかには統治、司法制度、社会統合の改善や、真の参加を阻む障害物の除去を目指すその他の活動を取り入れるべきだとの考え方が受け入れられるようになってきている。これが、UNDPも後援した『1993年人間開発報告』のテーマである。

175. 開発途上国は、国家戦略のなかに人的開発の概念をどう組み込むかという点で、UNDPに具体的な支援を求めてきた。人間開発の青写真があるわけではないので、各国はそれぞれに異なる問題や優先案件に重点を置き、独自の針路をとった。いずれの場合も政府、非政府組織のいかに問わず、これに全力を投入することがなにより重要である。国家戦略の関心領域としては、開発の格差と不均衡に関するデータの収集と分析、それに政策策定者と市民代表の間の合意の形成、特に非政府組織と民間部門の間の合意の形成などがあった。目標は社会的公正に対する持続的、多面的なアプローチを提示することにある。
176. 国連環境開発会議は、UNDPに対し、各国が「アジェンダ21」の実施能力を高める努力を支援するようにとの具体的な任務を課した。UNDPは国連環境計画および世界銀行とともに、13億ドルに上る地球環境ファシリティ（GEF）を管理する。これには、能力強化や目標を限った調査計画、投資前活動、非政府組織へのGEF少額助成金事業などの責任を負い、国内の調整と情報の伝播を促進することが含まれる。
177. 開発活動はいまや明確に、平和への条件を確立するのを助ける仕事と見なされている。紛争が終結した後の開発途上国は、UNDPに対し、戦災をこうむった地域の復興や難民の帰還と再定住、元兵士たちの動員解除と訓練などへの支援を要請してきている。平和を維持する条件をつくるために、社会構造を再構築し、市民が基礎的ニーズを確実に満たせる能力を強化する計画への支援を、UNDPに求めてきている。
178. 同時にUNDPにとっては、比較的新しい分野での支援の要請も届いている。政府が市民に政治的プロセスへの参加を高め、自分たちの生活に関わる問題で市民の発言権を強めようとしていることなどが、それである。選挙を実施する能力を強化し、民主化を進め、法による保護と人権尊重を確保することへの支援の要請が増えている。1992年にアフリカだけでUNDPは8カ国の選挙支援計画に200万ドルを拠出したが、これには、これら8カ国および他の国々から3,200万ドル近い資金が寄せられた。これらの国々が問題になりやすい領域でUNDPの支援を求めてきたことは、かれらがUNDPの客観性、中立性および効率性に信頼を置いていたことを示すものである。
179. UNDPの活動は、ブレトン・ウッズ諸機関や地域開発銀行など他の多国間金融機関の

活動と調整して行われてきた。UNDPがこれら諸機関に比して優位にあるのは、現場に根ざした組織が常に地域の現実を掌握していること、受容力強化のための技術協力を供与していること、それに専門機関と効率的、広範に協力していることである。これら諸機関との間の協力関係には、地球規模や地域レベルでの共同活動のほか、UNDPの資金による地域間や地域、国家レベルの活動計画が多国間金融機関の手で執行されているケースもある。

180. 国際通貨基金（IMF）とUNDPとの協力は、開発途上国が健全なマクロ経済政策とその管理を受け入れる能力を高めるのを支援し、必要な金融機関を設立することに重点を置いてきた。IMFは主としてUNDPの資金による計画を執行する機関としての役割を果たしてきた。そのほか、マクロ経済適応のための合同訓練計画や構造的調整計画の企画もあった。
181. 地域レベルおよび地球規模のレベルでは、開発問題には資源の動員、知識と経験、調査のネットワーク、討論の場、それに大規模なメディアへの働きかけなどが必要である。UNDPは地球規模で懸念が持たれている多くの分野に関し、世界銀行やその他の資金拠出コミュニティと連携して仕事を進めてきた。このコミュニティには次のようなものが含まれる。「地球環境ファシリティー」、「エネルギー部門管理支援計画」、「国際飲料水供給と衛生の十年」、「都市管理計画」、「国際農業研究協議グループ」、「オンコセルカ症防疫計画」。地域レベルでは「アフリカ能力強化イニシアチブ」、「適応の社会的次元」、「国家長期展望研究」といった合同の活動がある。
182. 「平和への課題」のなかで、私は地域機構が平和創造や予防外交に果たす役割に焦点を当てた。その役割は当然、政治的、経済的、社会的紛争の領域にも及ぶ。長期的な成長と政治的安定は相互に依存している。このことは国連システムが、その機関相互間の計画やUNDPの仕事のなかで認めている。
183. UNDPとアフリカ開発銀行の協力は、広範囲の開発問題にわたっている。このなかでアフリカ開発銀行は、女性企業家への支援、エネルギー、アフリカ輸出入銀行設立の実現可能性調査などの分野で、地域計画の執行機関としての役割を果たしている。第4期事業で同銀行が実施したUNDP資金による計画は600万ドルに達した。
184. UNDPとアジア開発銀行の協力範囲は、ほとんど全分野に及んでいるが、特に重点を置いているのは農業、林業、漁業および天然資源である。アジア開発銀行が執行したUNDP資金による計画は、第4期事業で2,100万ドルに上った。この地域では国家による計画実施の傾向が強まっていることと、UNDPの資金が少数の分野の活動に集中を強めている

ことから、両者の関係に変化が表れつつある。

185. ラテン・アメリカおよびカリブ地域では、UNDPは米州開発銀行（IDB）との間に協力と調整のための協定を結び、それによって各国レベルの共同融資や共同事業計画を成功させている。近代的社会を抜きにして近代的経済を実現できないことは明白であることから、これらの人的開発と統治に関する共同事業では、合意の形成を支持するとともに、社会に対して政府がより一層敏感に対応するように仕向けることを目的としている。合意形成と責任ある長期的公共政策の策定を基礎に、人的開発と社会改革のための共同の方法論が開発された。社会部門に対するIDBの貸付に関する新戦略が、UNDPとIDBの共同後援する会議で討議され、その後、同銀行の理事会でも承認された。
186. 環境問題の分野では、IDBとUNDPはラテン・アメリカおよびカリブ地域の諸国によるリオデジャネイロ会議の共通アジェンダの作成を助けた。このアジェンダは討論や交渉に広く活用された。この地域の政策分析能力が高いことを考えると、UNDPの役割もやはり、元手となる資金を提供し、後はそれぞれの政府が多国間金融機関から受けた融資を運用するのを助けることにあった。
187. UNDPは現在進行中の計画だけでなく、新しい優先課題への取り組みも求められており、計画受け入れ国の数も増加している。そうしたときに、これまで数年間増え続けてきたUNDPへの拠出金が1992年には10億7,300万ドルに落ち込み、1993年には推定9億3,000万ドルとなる見通しを報告せざるをえないのは残念である（図表7を参照）。拠出国が厳しい財政事情にあることは認めるが、世界が直面している開発の挑戦の大きさにかんがみて、UNDPの資金が一定の水準にまで回復することを希望する。

#### 4. 国連人口基金

188. 世界の人口の年間増加数は9,300万人と記録的な水準に達した。人口の急激な増加は、経済成長とその結果として開発に重圧をもたらしている。しかし人口の増加はまた開発の手段によっても大きく左右される。
189. 国連人口基金（UNFPA）は、十分な知識と自発的な選択に基づく家族計画の概念を、基本的な人権として引き続き奨励している。世界保健機関によると、全世界で毎日約91万の受胎が行われており、その半数は予定しない受胎である。また四分の一は望まれざる受胎である。妊娠または出産に関連して死亡する女性は毎日1,370人に上り、その大半は開発途上国で起きている。ほかにも数千人が危うく死にそうな目にあっている。その多くは子どもたち自身である。もし家族計画や妊産婦保健計画が手近にあれば、多くの悲劇的状況は避けることができるだろう。

190. ひとつ勇気づけられる展開は、人口問題を国の開発政策や開発の優先課題と結び付ける国が増えていることである。こうした国々を支援するため、UNFPAは戦略的計画を強化する布石を打ち、必要な技術援助の提供を促進するとともに、人口計画活動の国家的な実施と調整の能力向上を支持した。
191. 総会決議47/199の要請に従うため、UNFPAは各国が自力で人口政策を策定し、実行できるようにすることを目的として、人口計画の管理能力を高める努力を強化した。基金の後継者支援コスト取り決めの核心は、UNFPAが資金を出す計画の管理を政府が行うことを助ける高レベルの技術援助である。技術的な支援サービスを供与する際のUNFPAの主たる機構は、チームリーダーと技術顧問からなる国別の支援チームである。これらのチームは国内での計画実施や能力の強化を支援するだけでなく、総会決議47/199が強調した権限の拡散を支援することも意図している。
192. 経済の低成長に社会統合政策のお粗末さも加わって、多くの国では途上国から先進国への移住が増加した。今日、国境を越えた移住者の数は約1億人で、世界人口の約2パーセントに上る。このうち1,700万人は難民であり、ほかに2,000万人が母国での経済状況や環境の悪化から逃げ出している。これは受け入れ国側にも、送り出した国の側にも緊張を引き起こしている。ヨーロッパだけで1980年から1992年までの間に受け入れた移民の数は1,500万人に上っており、このために世界中に政治的、社会的緊張が改めて生まれている。
193. UNFPAは、開発援助のあらゆる側面、特に能力強化の分野で常に女性問題への配慮がなされるよう格別の関心を引き続き払っていく。紛争で最も厳しい犠牲を強いられるのはしばしば女性と子どもたちである。紛争がない状況下でも、女性と子どもたちはしばしば社会構造のなかでその重要性を否定される。女性に変化を引き起こす動因として最大限の可能性を発揮するには、女性がみずから出産の頻度とタイミングを決められねばならないし、教育と雇用に対等にアクセスできなければならない。
194. 国際人口開発会議が1994年9月、カイロで開催される。この会議の第2回準備委員会が1993年5月、ニューヨークで成功裏に開かれ、第3回委員会は1994年4月にニューヨークで開かれることになっている。各地域委員会では人間中心の開発の課題を取り上げる会議の準備作業を進めている。

## 5. 世界食糧計画

195. 世界食糧計画(WFP)は1992年の支出総計が17億ドル近くに達し、国連システムのなかでは開発途上国向け譲与援助の有力な源泉である。この支出総計のうち、65パーセント

は緊急援助に、29パーセントが開発計画に、6パーセントが計画支援と行政費に充てられた。

196. WFPが供与した援助のなかで緊急援助と開発援助のバランスがこの3年間に大きく変化した。これは、自然災害および人為的な災害による犠牲者のニーズが、引き続きWFPの仕事の大きな比重を占めたためである。かつてはWFPの年間支出に占める緊急援助は三分の一を超えなかった。しかし1992年には、48カ国で積極的に救済活動に携わり、国際的な救済食糧全体の60パーセントをWFPが扱った。1992年における救済活動への関与は、1991年に比べて50パーセント増え、1990年と比較すれば3倍近くになっている。1993年の救済活動への関与は総額12億5,000万ドルになるものと見られ、これまでの最高を記録した1992年の14億ドルをやや下回る見通しである。
197. WFPが1992年に開発活動支援や救済援助に提供した食糧援助から直接恩恵をこうむった開発途上国の貧しい人たちは、4,200万人に上ると見込まれている。このうち1,440万人の難民および居住地を追われた人たちを含め、約2,750万人が1992年中にWFPの救済食糧を受け取っている。
198. 1992年に救済食糧援助の必要が増大した結果、WFPが扱った食糧はこれまで最高の520万トンに上った。この食糧を運搬する経費は総額4億ドルに達した。この年、WFPの全食糧輸送量の五分の三は、短期緊急援助と難民および居住地を追われた人たちに対する長期援助を含む救済活動のもので、それ以前の年の三分の一を上回った。
199. 紛争や内戦による被害が世界中で引き続き起きているなかで、WFPは戦争地帯への救済食糧を安全に運び込む原則を国際的に定めるよう努力を促した。アフガニスタン、アンゴラ、カンボジア、イラク、リベリア、モザンビーク、ソマリア、スーダン、旧ユーゴスラビアなどの国々で、紛争によって人道的な救済物資運搬の努力が妨げられた。WFPのスタッフは、戦闘に巻き込まれた民間人への食糧運搬にあたって、しばしば直接的な危険にさらされた。
200. 食糧援助政策計画委員会は1992年、特にアフリカにおける災害予防、準備、被害の軽減、復興措置などを支援するため、WFPの援助を広範かつ組織的に適用することを支持した。ガンビア、マラウイ、モザンビーク、ウガンダなど数カ国で、WFPは現在進行中の開発計画を通じてより多数の人たちに食糧を供給して、救済のニーズに対応した。1992年末現在、WFPは総額30億ドル相当を投じて258件の計画を支援している。WFPの支援する開発計画を通じて食糧を受け取った人の数は1,500万人に上ると見積もられている。
201. 1992年のWFPによる開発計画への拠出約束は、食糧で110万トン、4億2,100万ドル相

当で、金額に換算すると1978年以来の最低を記録した。これは開発援助としてWFPに提供される資源が1988年以降引き続き低落していることと、拠出約束の程度を将来予想される資源調達の可能性に見合ったものにする必要があったことの結果によるものである。将来の開発計画に対するWFPの拠出約束は、さらに低下して1993年で3億ドル、食糧にして85万トン程度になるものと予想されている。1993年に進行中の開発計画に対する拠出は4億7,000万ドル、食糧で140万トンになる見込みである。これは過去4年間の平均に近い。

## 6. 国連国際麻薬統制計画

202. 国連国際麻薬統制計画は、国連内でのすべての麻薬統制活動を調整し、政府による行動を照会する機関として機能する。同計画はまた、多国間レベルでの相対的な優位性を反映した技術協力活動を支援する。その戦略的な優先順位は、変化する麻薬関連の動向に適合させてきたが、その動向自体も政治、経済、社会分野の前例のない動きに影響されている。第48回総会では4回の本会議を不法麻薬に対する国際協力の討議に充てることになっており、私としてはこれに意を強くしている。

203. 国連国際麻薬統制計画は、1994年に開催予定の国際的な麻薬乱用取締りをめぐる国連諸機関の間の会合では、女性、麻薬乱用、麻薬統制のテーマを中心に取り上げることを明らかにしている。

## C. 地域の開発活動

204. 地域委員会はそれぞれの地域で、重要な情報の収集と社会経済的分析の機能を遂行している。地域委員会は、経済統合のための政策を策定し、持続可能な開発に関わる経済、社会、政治、環境上の問題を明確にする上で、重要な役割を演じている。地域委員会はこうして加盟国間の協力のための会議の場とネットワークを提供するとともに、技術的レベルで委員会と他の諸国との間でも同じ機能を果たしている。さらにまた、地域委員会は特に部門横断的な分野や、他の国連機関が相対的優位に立てない分野で、技術協力を提供する機会がますます多くなっている。

205. 私が着手した再編成のプロセスで、私は地域委員会が重要な貢献をしていることについてすでに強調した。従って地域委員会の機能を強化し、その責任を増大させる措置をすでにとっている。それらの措置は、社会経済分野における単一の統合された国連計画の手足である地域委員会の、本部各局のグローバルな事業に対する寄与を一層強化することを狙ったものである。

206. 地域委員会はそれぞれの地域での一般的経済社会開発に関して、国連システム全体のな

かでの主要なセンターとして機能すべきである。しかし権限の分散が事務局の断片化を招いてはならない。むしろ権限の分散によって活動の相互補完、補強を促進し、国連の事業の結合性に寄与すべきである。

## 1. アフリカ経済委員会

207. アフリカ経済委員会（ECA）は、1993年にアフリカ大陸の問題に関して永続的解決策を見出す努力を強化した。委員会はさらに社会経済分野でアフリカのニーズに応える政策手段を明示することによって、アフリカを持続的かつ持続可能な開発の軌道に乗せる努力を強化した。
208. ECA事務局が取り組んだ主たる活動のひとつは、1992年12月にダカールで開催された第3回アフリカ人口会議の準備と実行だった。会議は経済社会理事会の決議1991/93に対応して開かれたものである。理事会はこの決議で、地域委員会に対し、カイロで1994年に開かれる国際人口開発会議の準備作業に貢献する一環として、この地域の人口政策および人口計画で得られた経験を検討する会議を開催するよう要請していた。
209. ECA事務局はまた、事務総長が1993年2月の社会開発委員会第33回会期に提出した、社会開発に関わる主要問題と活動についての報告書作成に寄与した。ECAはまた、国際家族年のための準備活動に関する報告も作成し、1993年3月ウィーンで開かれた機関相互間の会議に提出した。
210. 1993年3月、アジスアババで開かれた「人間居住および環境に関する合同政府間地域委員会」の第7回会期中に、リオデジャネイロ会議のフォローアップに関する報告が提出された。この報告には、「環境および開発に関するアフリカ共通の立場」の枠組みのなかで「アジェンダ21」を実施する戦略の予備的提案が含まれていた。この提案には「アフリカ共通の立場」に盛り込まれた環境、開発に関するアフリカの主要な懸念に触れていた。委員会での意見には、ECA閣僚会議第19回会期の注意を喚起した。
211. ECA事務局は、ニュースレター「イーコール・タイム」の刊行を通じて国連障害者の10年（1983-1992）の目的を広める努力を継続した。このニュースレターでは、身体障害者のためのさまざまな活動や障害者自身による活動などを取り上げていた。
212. ECAは後発開発途上国、島嶼国、内陸国について『アフリカ後発開発途上国における経済社会状況（1991-1992）の研究』をまとめた。この研究は、GDPの構造や主要経済部門（農業、工業、鉱業）の開発の詳細にわたる記述のほか、貿易の評価、国際収支、債務および開発金融の動向、それにアフリカの後発開発途上国や島嶼国、内陸国がとっている政

策についても触れている。

213. E C A 事務局長は高レベルの識者によるアフリカ開発に関する会議に参加した。E C A は、この会議のために、アフリカ固有の非政府組織の役割に関する報告を作成した。これは、政策調整持続的開発局の作成したアフリカの開発における非政府組織の役割に関する報告の一部となった。
214. 1993年5月に開催されたアフリカ経済委員会第28回会期および第19回経済開発計画担当閣僚会議は、1990年代およびそれ以降のアフリカ開発の課題に最重点を置いた。この会議ではアフリカ経済委員会の「アフリカ経済報告1993」と数多くの技術的な研究が討議に付された。
215. この会議は、1990年代のアフリカ開発のかぎとして、いくつかの戦略的目的を支持した。会議はアフリカの開発に要する資金の調達に関する研究を検討した。この研究によれば「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」のなかで総会が設定した成長目標を達成するためには、1993年から2005年までの間に、約9,500億ドル（1990年のドル表示）に上る外部からの資金が必要と見積もられている。アフリカが抱えている対外債務の深刻さを考慮すると、従来とられてきた常識的な債務削減策より大胆な措置がとられないかぎり、資金の50パーセントをはるかに超えるものが債務支払いに消えてしまうことになる。
216. この会議で検討されたその他の開発問題のなかには、アフリカにおける人的開発および女性の地位向上、それに人口と開発に関する国際会議や第4回世界女性会議、世界社会開発サミットなどの準備作業もあった。この会議はまた「アジェンダ21」の実施に関する諸問題やアフリカにおける貿易と投資の問題も討議した。

## 2. ヨーロッパ経済委員会

217. ソ連、ユーゴスラビアの解体と、チェコおよびスロバキア共和国の分離によって新しい国家が出現した。その結果、ヨーロッパ経済委員会（E C E）の加盟国は34カ国から53カ国に増加した。加盟国のなかにはトランスコーカシアおよび中央アジアの旧ソ連共和国も含まれている。
218. 加盟国の増加がE C Eに新しい課題を突きつけただけでなく、経済委員会の政策そのものも変化した。いまや加盟国のほぼ半数が経済体制の移行期にある国で、そのうちの一部は明らかに開発途上国の段階にある。E C E 事務局はその分析的作業を進める上で、8カ国の中央計画経済にとって代わった25カ国の移行期経済に対処しなければならなくなっている。

219. 1990年に作成した指示に従い、ECEは移行期にある国々に対して重要な技術的支援計画を発足させた。この計画は、分散化の過程が進んでECEの基盤が強化されれば、顧問サービスや訓練などの分野で大幅に拡大することもあり得る。さらにECE地域で技術的支援を提供している国連の機関や計画が多数に上ることから、国連の援助が整合性をもち、的を射た、需要に対応したものとするよう、一層の調整作業が必要である。先に第II部Bで述べた暫定事務所の考え方は、こうした必要に応じて生まれたものである。
220. 特定の援助要請は個々のECE諸国が作成している。委員会では総会決議に応じて、すべての下部機構に対し、チェルノブイリ核被災救済やクロアチア復興支援の国際的努力に寄与する方法を検討するよう促した。後者については、ECEは当初の指示に従って、戦争被災地域の復興に関わっている。ECE諸国の戦争被災地域で復興と社会復帰を統合的に進めるための国連としての一貫性のある戦略を、所管の国連計画の手で滞りなく作成すべきである。
221. ECEは1993年4月の第48回会期で、優先度の高い活動分野として、環境、運輸、統計、貿易、経済分析を指定した。これらに高い優先度を置く考え方は、同会期で採択された、環境と持続可能な開発、化学産業における協力と持続可能な開発、運輸分野における協力などの問題に関する決定のなかに反映されている。委員会はまた、市場経済に移行中の諸国やそのヨーロッパ経済および世界経済への統合を助けることを目指す活動についても決定した。委員会はさらに、1975年にヘルシンキで開かれたヨーロッパ安全保障会議最終文書に照らして、地中海地域との経済協力を一層推進することを呼びかけた。
222. ECEが刊行した『1992-1993年ヨーロッパ経済調査』はヨーロッパの移行期にある国々について掘り下げた分析を行っている。分析の対象には、供給と需要、労働市場と価格・所得、対外貿易と国際収支、マクロ経済政策、市場改革、それに民有化の進捗度などが含まれている。同調査はまた、ヨーロッパ中部、東部、南東部諸国、旧ユーゴスラビア諸国、旧ソ連邦諸国、バルト海諸国の開発を振り返っているほか、中部ヨーロッパ、東部ヨーロッパ諸国の移行に対する援助や貿易をめぐる西側諸国の反応を、金融の動向や援助供与、東西の協力協定や市場アクセスなどを分析しながら論じている。
223. ECEは引き続き、国連のグローバルな諸計画に有用な貢献をした。委員会はリオデジャネイロ会議に際し、環境保護の分野での必携条約資料を提出した。国際人口開発会議の準備作業の一環として、ECEは国連人口基金（UNFPA）および欧州評議会とともに、1993年3月にヨーロッパ人口会議を開催した。第48回会期では、ECEは第4回世界女性会議の地域準備会議を高レベルで開くことを決定した。委員会はまた、社会経済活動の分野で進行中の作業に、世界社会開発サミットへの貢献として支持を表明した。この委

員会の作業には、毎年30を超える国々がE C Eの域外から積極的に参加しており、作業の結果は他の地域の開発途上国にも提供している。

224. E C E事務局の熱心な努力の結果、E C Eはヨーロッパ共同体委員会、経済協力開発機構、ヨーロッパ復興開発銀行、それに欧州評議会などの組織、機構との協力と調整強化で前進を見た。

### 3. ラテン・アメリカおよびカリブ経済委員会

225. ラテン・アメリカおよびカリブ経済委員会 (E C L A C) は、ラテン・アメリカおよびカリブ経済社会計画研究所 (I L P E S) とラテン・アメリカ人口統計センター (C E L A D E) を包含しており、公平で持続可能な成長の推進に重点を置いた。1992年4月の同委員会第24回会期に重要な出版物2点が提出され、後に広範に配付された。第一は『社会的公平と生産パターンの変容／統合的アプローチ』と題するもので、この地域の国々がいかにして持続可能な成長と、より一層の公平を同時平行的に推進できるかを模索するものである。これは政策立案者から、開発経済に対する重要な概念的貢献だと賞賛された。第二の出版物はユネスコと共同で作成されたもので、『教育と知識／社会的公平とともに変容する生産パターンの支柱』と題している。この本は生産性の向上と公平性の増大が極めて大きな重要性を持つことを指摘している。

226. C E L A D Eはまた、1992年10月にセントルシアで開かれたラテン・アメリカおよびカリブ地域の人口・開発問題に関する政府専門家会議を組織し、域内の政府に人口統計学に関する知識を広めるのに役立った。

227. 「ラテン・アメリカおよびカリブの経済社会開発に女性を組み込む地域会議」の統括担当官による第14、15回会合がそれぞれ1992年6月キュラソー、1992年10月メキシコ市で開催された。

228. ラテン・アメリカおよびカリブの経済・社会開発に女性を組み込む問題については、E C L A Cは第4回世界女性会議の準備活動に携わった。E C L A Cはラテン・アメリカおよびカリブの女性のための新しい地域行動計画1995-2001の準備に関連した活動を開始しているし、女性の地位に関する実態分析の準備も進めている。この分析は、社会的公平を実現しながら生産パターンを変えていこうという、E C L A Cの新しい提案にこの問題を実質的に取り入れていこうという。

229. 社会開発部は、1992年11月にサンチアゴで開催された「第3回ラテン・アメリカおよびカリブの貧困に関する地域会議」に提出する技術文書の作成に努力を傾注した。

230. ECLACは域内の経済的動向を監視する永続的役割を引き続き果たしている。その作業の成果は、毎年12月に数字を更新して刊行されている『ラテン・アメリカおよびカリブ経済概況』と『ラテン・アメリカおよびカリブ経済調査』および『ラテン・アメリカおよびカリブ統計年鑑』の形で公表されている。ECLACはまた、域内の経済社会問題に関する主たる意見交換の場であり、ラテン・アメリカ経済社会文書センターは域内の情報管理の能力を強化している。
231. ECLACは、加盟国の要請に基づき、社会的公平を実現しながら生産パターンを変えようという全体的戦略の枠組みのなかで、政策や計画を作成し、実行に移す加盟国の作業を支援するため、数々の技術協力を行ってきた。
232. ECLACは世界人権会議のためのラテン・アメリカおよびカリブ地域準備会合（1993年1月、サンホセで開催）を共催したほか、中央アメリカ・パナマ国家元首会議（1992年12月、パナマ）、リオ・グループ国家元首会議（1992年12月、プエノスアイレス）、イベロ・アメリカ国家元首・政府首脳サミット（1993年7月、サンサルバドル・デ・バヒア）などを含む元首レベルの会合を技術的に支援した。

#### 4. アジア太平洋経済社会委員会

233. 1993年4月9日、プミポン・アドンヤデート国王列席の下にバンコクの国連会議センターが正式にオープンし、私も式典に出席した。アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の事務所は同センター内にある。
234. ESCAP域内の地域経済協力にはますます弾みがついてきている。同時に域内の亜地域の組織も活性化され、それぞれの亜地域内の社会基盤の開発に特に力を入れている。新しい形の経済協力が、冷戦時代の根深いくびきを取り除きつつある。例えばベトナム戦争に関与した国々が、いまやこの地域の開発努力の主流に加わりつつある。
235. 政府間機構の見直し後、初めての地域経済協力委員会が1992年10月バンコクで開かれ、同委員会の運営グループの第1回会合が1992年11月ニューデリーで開かれた。運営グループは貿易と投資に関する地域経済協力の行動計画を討議、採択し、同委員会を通じてこれをESCAPの第49回会期に提出した。
236. 1992年8月、バリで第4回アジア太平洋人口会議が開催された。ESCAPとUNFPAが共催したこの会議は、「人口と持続可能な開発に関するバリ宣言」を討議、採択した。宣言は政策策定と計画作成の基礎として役立つだろう。
237. 1992年8月以降の時期は、ESCAPの下部機構である政府間機構についてもその計画

についても、分野別のアプローチからテーマ別のアプローチへと切り換える移行期に当たっていた。経済成長と社会開発を通しての貧困軽減や、このアプローチの変更に対応する環境と持続可能な開発といった、地域経済協力に関するテーマ別の計画の展開に相当の注意が払われた。同じ時期、E S C A Pの活動は開発の社会的次元に重点を置いた。1993年4月の第49回会期で採択された10本の決議のうち3本が社会問題に関連するものだった。

238. 1992年12月、E S C A Pは「アジア太平洋障害者の10年／1993-2002年」をスタートさせる会議を北京で開催した。この会議で「アジア太平洋地域の障害を持つ人々の完全参加と平等に関する宣言」と「アジア太平洋障害者の10年／1993-2002年の行動計画」が討議され、採択された。

239. 「太平洋開発途上諸国に関する特別会合」は1993年2月、バンコクで最初の会議を開いた。会合は特に島嶼諸国にとって国際貿易と投資が重要であることを強調、これら諸国とE S C A P域内のよりダイナミックな国々との間で金融、投資、貿易のつながりを強化するよう勧告した。事務局は太平洋開発途上諸国の開発に関係のある、さまざまな調査を主体とする刊行物を出している。このなかには『太平洋諸島の後発開発途上国の持続可能な農業開発戦略—問題点と政策の選択肢』および『南太平洋の海洋法—関係諸国の海洋問題統合の研究』などがある。

240. 『1992年アジア太平洋の経済社会調査』の第2部に入っている研究テーマの「アジア太平洋での地域経済協力および開発強化の手段としての投資と域内貿易の拡大」は、E S C A P地域の産業再編成の過程に対する貿易—投資の連結の寄与を評価している。

241. 加盟国の問題解決と援助供与により調整のとれたアプローチをとる目的で、E S C A Pと国連のその他の機関との間の機能的な関係を強化する措置がとられている。最近、「アジア太平洋の環境開発に関する機関相互間委員会」、「統合的農村開発に関する機関相互間委員会」、「アジア太平洋の水に関する機関相互間タスクフォース」などのようなさまざまな機関相互間での会合が持たれたほか、E S C A Pとしては他の地域組織との間で、より高度の連携や協力の枠組みづくりの努力をしている。そうした流れのなかで、E S C A Pは東南アジア諸国連合や南アジア地域協力連合、南太平洋フォーラム事務局、経済協力機構、アジア太平洋経済協力理事会、それにアジア開発銀行のような金融機関を含む組織との協力関係の強化を特に重視している。

## 5. 西アジア経済社会委員会

242. 冷戦後の時代に入って、世界はグローバルな経済の管理に向かって動き、紛争と協力が

互いに覇を競っている。そうしたなかで西アジア経済社会委員会（E S C W A）地域に対する課題も、激しさと広がりを増している。E S C W A地域はまた移行期にある地域とも考えられる。この地域は東西の政治および文化の交差点に位置し、人々がアイデンティティーの確立を求め、内外の主権の保護を模索し、内外からの圧力に抗しようと努めている地域である。この地域の政治的安定にとって深刻な課題は、新しい型の過激主義の爆発である。この地域は引き続き政治的不安定や不確かさ、将来の予測の難しさに悩まされるだろうし、それがこの地域の平和や開発、安全保障の見通しに圧倒的な影を落とすことになるだろう。こうした避けがたい課題には、素早く、かつ着実に取り組む必要がある。

243. E S C W A地域にとってはイラクがとほうもなく大きな課題である。物的破壊や環境への損傷も大きい。復員兵の問題や労働市場への圧力もある。社会基盤の問題もあれば、石油価格の不安定、援助や支払いなどの資金還流も減少している。対イラク制裁は依然続いているし、近隣諸国にも悪影響が出ている。

244. こうした危機に関連した問題のほかにも、域内諸国間あるいは国内での所得格差のような、昔からある構造上の不均衡の問題がある。例えば地域レベルでのエネルギー資源の不釣り合いな分配、多くの農村地帯や遠隔地に見られるエネルギー供給不足、水不足、砂漠化、食糧の安全保障や輸送網の欠如、石油価格の変動に対応できないこと、それに対外債務といったものがそれである。

245. E S C W Aは1992年9月の第16回会期で、1994年から2003年までを「西アジア再建と復興の10年」とすることを宣言した。これは湾岸危機がもたらした最悪の物理的、社会的破壊と、人災、天災による災厄を多少ともいやす努力に寄与することを願ってのことである。地域としての行動を一本化するため、E S C W Aはアラブ連盟諸国と協力して機関相互間のアラブ地域環境開発合同委員会を1993年4月に設置した。それに加えてE S C W Aは、貴重な水資源の、より有効な利用のための活動を調整するため、地域の水理事会を設立する準備を進めている。その目的のために、水および環境問題に関して地域機関相互間の協議機構が結成され、これが地域の行政調整委員会の核として機能することになった。

246. 事務局はこの地域全体にわたる砂漠化と闘うための行動計画作成に参画した。1993年4月の「人口と開発に関するアンマン宣言」は、域内の協力を促進し、加盟国が人口問題および人口運動に取り組むのを支援するための手掛かりとなるものである。運輸の分野では、E S C W Aは「西アジアの運輸・コミュニケーションの10年（1985-1994年）」に関連する活動に積極的に加わった。広がる技術ギャップに橋を渡すために、E S C W Aは投資の過程で技術要因をより効果的にする政策と対策の作成に重点的に取り組んだ。時宜を得た、信頼できる、しかも再製可能な統計やデータの欠如を克服するため、E S C W Aは委員会

の下部機構として統計委員会を設立した。

247. E S C W A は研究をまとめたり、機関相互間や専門家グループの会合を主催したりしたほか、加盟国に技術援助や顧問サービスなどを供与して、それぞれの国が問題に対処し行動本位の政策を作成するのを支援した。例えば委員会は、急速に変化する厳しい条件のもとでの企業の運営に関して、専門家グループの会合を催した。ほかにも地元の企業起こしや、特に復員者の訓練、あるいは社会が直面する重大問題として失業の問題を取り上げて会合を開いたこともある。女性にさまざまな役割に対処し生産にも寄与する機会を与えるため、パイロット計画として訓練活動も導入された。E S C W A はまた、域内の一部の国にバイオガスを導入して農村のエネルギーの需要に応えるのを支援した。

248. E S C W A の支援の下に、パレスチナ人およびアラブ占領地に関する多分野横断的なタスクフォースを設置した。これはイスラエルの占領によって生じる社会経済的な問題に対処し、平和解決が地域の国々にもたらす意味合いを把握するためのものである。タスクフォースはまた、パレスチナ人に対して技術支援も与えることになっている。

249. その使命を遂行する上で E S C W A が直面している最も重要な障害は、依然として地域の不確定さと政治的不安定さである。そのために委員会は活動を中断し、比較的最近までにも数回の移転を余儀なくされた。そうした障害は地域の諸国間に亀裂をもたらし、協力を後退させてもいる。この地域の成績が振るわず、加盟国と事務局の間の協力関係が不十分とされるのも、そのためである。これがさらに予算外の資金を枯渇させ、資金不足のために新しいニーズに対処できなくなり、結果として地域全体の計画を実施する上でも地域の調整と調和が不十分なままに終わっている。

## D. 人権の擁護

### 1. 人権センター

250. 1993年中にジュネーブの人権センターの活動は、以下の主要5分野で大幅に拡大した。差別に関する調査、基準設定および差別防止、国際的基準の実施、特別の手続き、コミュニケーション、助言サービスと情報。

251. 1993年1月1日、私は人権センターの長として事務次長補を任命した。この事務次長補は人権問題だけを専門に扱い、私に直接報告する。人権担当の事務次長補は特に一貫性のある政策を策定し、人権の分野での調整を強化する責任を持つ。さらに人権問題について国連と他の地域組織との関係の中心的な役割を果たす。

252. 1993年6月の世界人権会議は、通常予算からのセンター向け資金を直ちに増額するよう要請した。会議はこの資金でセンターが数々の緊急を要する使命を果たすのを支援すべきこと、人権委員会の事実調査手続きを実施させること、条約機構を確実に機能させること、そして支援を求める国の要請に対応できるよう助言サービス計画に十分な資金を提供することを明確に示唆した。会議はまた、先住民を支持し、人種差別に反対する助言サービスや活動を支援する自発的基金への拠出を増やすよう呼び掛けた。これらの問題は1994-1995年の2年制予算を提案する際、取り上げる積もりである。

## 2. 世界人権会議

253. 1993年6月14日から25日までウィーンで開催された世界人権会議は、人権の促進と擁護を目指す国連の活動にとって転回点となった。この会議は、人権擁護の過去の進捗状況を検討し、将来の進歩を阻む障害を明確にし、今後の行動の針路を描くことを目指して、国際社会のあらゆる分野で3年間にわたって続けられてきた密度の濃い活動の頂点を意味していた。

254. ウィーン会議とその準備の過程は、取り上げられた問題の範囲からみても参加者の規模からみても、全世界に及んでいた。会議に先立ってチュニス、サンホセ、バンコクの3カ所で地域会議が開かれ、ほかにも世界中で何百という会合が持たれた。ウィーンの会議には172カ国からの代表が出席し、ほかにも95の国際機関、人権団体、国レベルの人権組織や840に上る非政府組織からもオブザーバーが加わった。参加者の見識が高く、人権問題に対する支持の姿勢が明確であったことが、討議の成功に寄与した。長時間にわたる慎重な意見交換から、異なる参加者の間にも広範な共通の地盤があることが明らかになった。その結果、会議は全会一致で歴史的な宣言と行動計画を採択することができたが、同時に意見の食い違いも率直に語られた。

255. ウィーン会議は基本的人権の普遍性を再確認するとともに、人間が人権の中心的主題であり、主たる受益者であり、積極的に人権実現の努力に参加すべきであるとの原則を再確認した。しかし会議はこの問題を理論的レベルで扱っただけではなかった。会議は同時に、すべての個人の人権を普遍的な基盤に立って確保するための効果的行動を呼びかけた。会議はまた、開発の権利を人権として認め、民主主義および開発と人権尊重の間に相互補完的な関係があることを認め、さらに開発途上国の民主化のプロセスを支援する必要を認めた。会議はこのほか、普遍性と平等の間につながりがあることを明確に指摘し、人種ないし同様の要因に基づくあらゆる差別を排除する必要を強調した。会議はこの分野における国連の将来の事業について明文化した指針を示し、差別に反対し、寛容を促す世界的な行動を起こすよう呼びかけた。

256. このほか二つの分野でも際立った進展があった。会議は女性が人権を完全に、かつ対等に享受できるようにするための行動を優先するよう強調した。人権計画全体のなかにも、開発活動のなかにも、女性の権利尊重を組み入れるべきだということである。特に女性や少女を脅かす暴力、その他の人権侵害から彼女らを守ることに、特別の注意を払わねばならない。会議は、2000年までに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」をすべての国が批准するよう促すとともに、個人が女性の権利侵害を訴えることを認める、この条約の選択議定書の起草を検討するよう呼びかけた。
257. 特別に困難な状況下に置かれた子どもや少女を含む、子どもの権利を効果的に守る行動の必要が認められたことも、もうひとつの前進だった。すべての所管の機関が子どもの権利保護に関してその進捗状況を検討し、監視するよう求められ、すべての国による「児童の権利に関する条約」の批准完了の目標が1995年に設定された。
258. もうひとつの重要な前進は、障害を持つ人たちの権利を認め、移民労働者を含む弱者グループを保護し、それぞれの問題を解決する過程に彼らを確実に参加させるために特別の措置をとる必要を認めたことである。極端な貧困や排除にも人権問題の要因があることが認められ、単に人権侵害だけでなく、その原因にも対処する必要があることが認められた。会議は、この文脈のなかで、人権を享受する上で具体的に障害になっているものを優先的に排除するための行動を国内、国際両面で起こすよう呼びかけた。
259. 世界の先住民のための国際年にあたる今年、ウィーン会議は先住民の固有の尊厳と独特の貢献を認め、彼らの福祉に対する国際社会の支持を再確認し、彼らの権利を確実に尊重する国家の義務を改めて強調した。
260. 会議の重要な結果のひとつは、政府と国連、その他の国際機関、各国の人権機関、非政府組織など相互間の協力の必要が広く受け入れられたことである。効果的な人権促進と人権擁護のためには、これら諸機関の協調が不可欠である。
261. ウィーン会議は人権活動、特に開発と人権の関係で非政府組織の果たす役割がますます重要になりつつあることを認めた。会議の重要な成果のひとつは、これまで活用されてこなかった草の根組織、特にアフリカ、アジア、ラテン・アメリカおよびカリブ地域の草の根組織のエネルギーを汲み上げるのに成功したことである。
262. ウィーン会議ではまた、平和創造や平和維持、予防外交、さらには社会経済開発の分野の国連活動に対する人権の重要性が十分に明らかにされた。これらの分野での計画の立案、実施、評価を行う際に人権の次元が加味されることは、その成功にとって重要であるし、人権の促進にとっても重要である。

263. 「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（1966年）への選択議定書起草とその指標を駆使することによって、経済的、社会的、文化的権利の実施にもより大きな関心が払われることになるだろう。
264. 人権尊重を将来、より強固なものにするには、教育が重要な要因であることが繰り返し指摘された。具体的かつ実地的なアプローチをとることによって、すべての国で学校の内外を問わず、教育計画のなかに人権問題を組み込んでいくことができるはずである。
265. ウィーン会議は、拷問を根絶する努力を予防に集中すべきことを再確認し、拘留場所への定期的な訪問を認めるために「拷問およびその他の残虐、非人道的または屈辱的な取り扱いもしくは刑罰に反対する条約」（1984年）への選択議定書の早期採択を呼びかけた。会議はまた、拷問に責任のあるものが処罰を免れるような法律を国家が廃止するよう勧告した。
266. ウィーン宣言とその行動計画を順守するためには、人権促進と擁護に果たす国連の役割を強化し、再生し、再活性化しなければならない。人権尊重を改善するには国際的な調整と協力が決定的に重要との見方がウィーン会議ではなされた。全体として調整された行動をとる上で、国連諸機関、専門機関、地域政府間機構、各国の人権機関などいずれもが寄与すべき重要な役割を担っている。
267. 人権センターは地球規模での人権協力を進める上での中心的存在と位置づけられた。このアプローチをとる際のひとつの要素として、国連が高レベルの調整会議を毎年開くよう、ウィーン会議が呼びかけた。他の主要関係機関、組織と密接な協力関係を築くことも必要である。
268. 今後の進展いかんは、主として人権擁護の改善、強化に取り組んでいる国々に対して支援が与えられるかどうかにかかっていることを、ウィーン会議も認めた。各国が民主的制度と法の支配を強化することを助け、少数者や先住民の権利を守り、民主的な選挙を実施するためには、国連全体としての取り組みが促された。人権分野の助言サービスおよび技術的支援に対しては、人権尊重の改善を助けるために、新しく具体的でより広範な責任が委ねられた。
269. 国連は人権侵害の訴えがあった場合、迅速かつ専門的に対応し、その目的にそった適切な機構を設けられるようでなければならない。国連は同時にそれらの機構の活動と影響力を高める方法を模索しなければならない。
270. ウィーン会議はまた、三つの「行動の10年」を設定して人権の分野における国連の活動

により大きな関心を向けるよう提案した。ひとつは先住民に関するもの、ひとつは教育と人権に関するもの、最後のひとつは人種偏見と人種差別に反対するためのものである。総会には、これに加えて、「国連人権の10年」を呼びかけるウィーン会議の提案も提出されている。

### 3. 人権条約の実施

271. ウィーン会議は、基本的な国際人権条約の普遍的批准を重要な目的として掲げた。1998年にはウィーン宣言と行動計画実施状況に関するフォローアップの再検討が行われることになっており、普遍的な批准に向けての進捗状況に特別の関心が集まることになる。
272. 1993年9月7日現在、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（1965年）の批准国は137カ国、「アパルトヘイト犯罪の抑止と処罰に関する国際条約」（1973年）の批准国は97カ国である。1966年の「国際人権規約」のうち、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」の批准国は125カ国、「市民的、政治的権利に関する国際規約」の批准国は123カ国である。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979年）については126カ国が批准を済ませ、「児童の権利に関する条約」（1989年）には146カ国が批准している。
273. しかし他の諸条約に対する批准状況は満足するにはほど遠いものである。これまでのところ、「拷問およびその他の残虐、非人道的または屈辱的な取り扱いもしくは刑罰に反対する条約」（1984年）を批准した国は76カ国、「スポーツにおけるアパルトヘイトに反対する国際条約」（1985年）を批准した国は56カ国である。「すべての移民労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」（1990年）の批准国はわずか2カ国にすぎない。1989年12月15日に国連総会で採択された死刑廃止を目指す「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」第2選択議定書を批准した国は19カ国である。
274. 国連事務総長として、各国がすべての人権条約を批准するよう強く要請する。そのために私は加盟国と対話の道を開いて批准への障害を明確にし、これを克服する努力をしたい。また、この問題への加盟国の認識を高めるために、地域機構が担うべき積極的な役割があるものと信じる。
275. 民主化の過程を人権の擁護と切り離すことはできない。より正確に言えば、効果的な人権の擁護は民主的な枠組みのなかで初めて可能となる。従って国連の人権促進と世界的な民主化への動きを切り離すことは不可能なのである。

図6

国連開発計画の支出額、1982-1992年（100万米ドル）

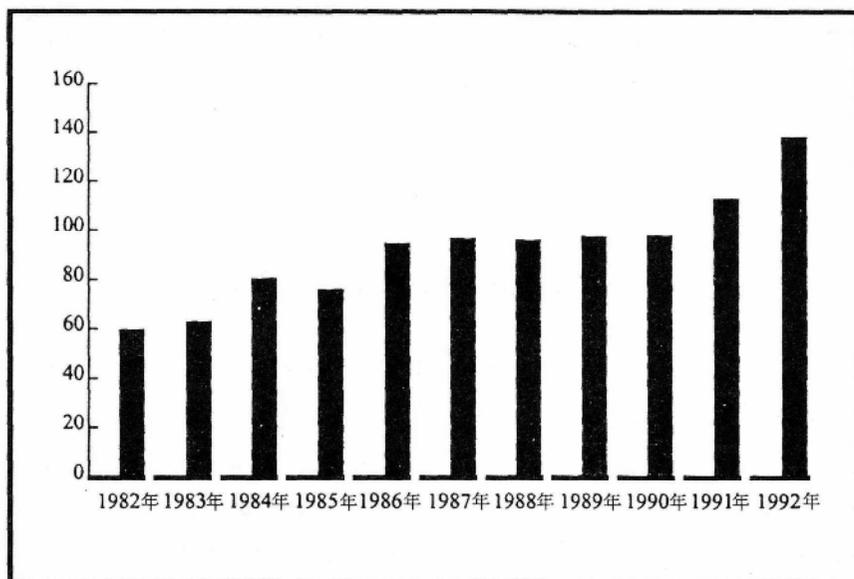
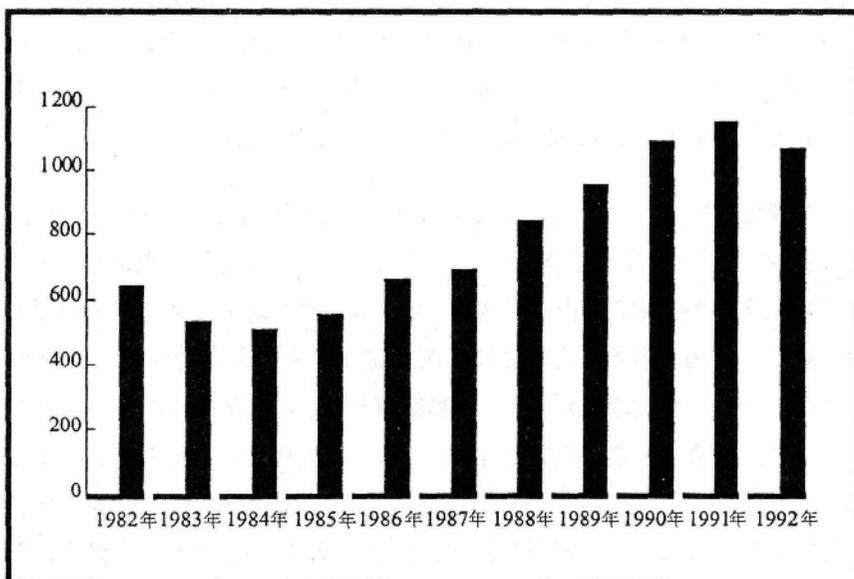


図7

国連開発計画の主な資金額、1982-1992年（100万米ドル）



## IV. 拡大する予防外交、人道的援助および紛争解決

…平和に対する脅威の防止および除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧のため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争または事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義および国際法の原則に従って実現すること。

国連憲章第1条第1項

### A. 「平和への課題」の実行

276. 1992年12月18日、総会は決議47/120で「平和への課題」と題する私の報告を歓迎し、予防外交を追求する私の努力を激励してくれた。総会はまた、国連の早期警報の必要によりよく対応するために、事務局の情報収集、分析能力を強化するよう促してくれた。総会が設置した非公式の作業グループは、私の報告に含まれた他の勧告についても引き続き討議した。私の報告はまた、国連憲章および国連の役割強化に関する特別委員会と平和維持活動特別委員会でも検討された。
277. 安全保障理事会は1992年10月から1993年5月までの間、月例の会議を開いて「平和への課題」で提起した具体的提案について検討した。この過程の一部として、議長による声明が八つ発表されている。1993年6月15日、私は「平和への課題」に盛り込まれた勧告の実施状況に関する報告(A/47/965-S/25944)を提出した。これらの勧告を実施に移す今後の措置を提案するための部局横断的なタスクフォースが編成された。
278. 「平和への課題」のなかで、私は、国連が世界で行う平和活動の範囲に関して一定の定義を述べた。予防外交とは、対立が発生するのを防ぎ、すでに対立が現存するときは、それが紛争にまで拡大するのを防ぎ、紛争が起きた場合は、その拡大を限定する行動を指す。平和創造とは、敵対する当事者を、基本的には国連憲章第6章が期待するような平和的手段を通じて、合意に至らしめる行動をいう。平和維持とは、これまでは関係当事者すべての同意のもとに、通常は国連の軍事、警察要員を、しばしば文民要員も含めて、国連として現地に展開することである。平和維持は紛争の予防と平和の創造の二つの可能性を広げる技術である。ここに平和の強制という概念を付け加える必要がある。これは、必ずしも関係当事者すべての同意なしに平和維持活動を行うことを意味する。平和強制は憲章第7章のなかで考えられたものである。平和建設は、紛争の再発を避けるため、平和を強化し、強固なものとする構造を見出し、これを支援する行動である。予防外交は暴力が発生する前に論争を解決しようと試みる。平和創造と平和維持、それに部分的には平和強制も、紛争を停止させ、それが実現すれば平和を維持することを求められる。それがうまくいけば、紛争後の平

和建設の機会を強化するし、それによって国家間、民族間で暴力の再発を防ぐことができる。実際には、平和活動のさまざまな段階は互いに錯綜し、同時あるいは並行的に遂行することになる。

## B. 予防外交

279. 予防外交はかつてとらえどころのない、不明確な概念だったが、いまや実際のな行動のきわめて重要な分野として理解されるようになった。過去一年の間に新しい型の予防外交が生まれてきた。この予防外交は、武力紛争の再発防止を目指すさまざまな努力を組み込んだものである。そのなかには事実調査や調停、親善などの使節派遣のほか、緊張地帯への特使派遣や紛争を起こす可能性のある当事者を交渉のテーブルにつかせる努力も含まれる。今日、さまざまな挑戦に直面している国連は、これまで熟知している技術をさらに精力的かつ創造的に活用するようになった。
280. しばしば私自身が予防外交に携わっている。仕事の性質上、さらに当事者からの要請もあって、この種の外交は多くの場合、水面下で行われる。努力が失敗すると、その結果が公になる。成功すると、経緯はしばしば秘密のままに、語られることはまずない。予防外交はひっきりなしに行われている。その規模は、短い電話による会話から、軍隊の移動がからむようなものまで、さまざまである。
281. 私の名においてこれまで百回以上、事実調査、調停などの使節をさまざまな国に派遣した。私自身も広く旅行して調停にあたり、世界各地で国連の立場を主張したりした。私自身と私の代理が行ったこれらの使節のすべてをここに数え上げることはできない。ここでは、1992年8月から1993年7月までの間に27カ国を、その多くは一度ならず訪れて、高レベルの協議を行ったことだけを報告しておこう。この一年間にとった行動のうちいくつかの例を挙げれば、この分野の努力の性格とその新しい次元が明らかになるだろう。

### 1. 南アフリカ：監視団

282. 初めての国連の文民監視団が、政府の同意を得て派遣された。これは、暴力を抑止するという純粋に国内の問題で、政府当局と抗争の当事者を支援することを目的としたものである。問題のこの国は南アフリカである。これは大きな意味のある前進であり、同様の状況にある他の地域にとって有効な前例となるだろう。
283. 安全保障理事会は決議772 (1992) により、この国連監視団を展開する権限を私に付与した。私は、国連南アフリカ監視団 (UNOMSA) の団長にアンジェラ・キングを任命、彼女は1992年9月23日に就任した。監視団は、アフリカ統一機構 (OAU)、イギリス連邦、

ヨーロッパ共同体などから派遣された監視員とともに、「全国平和委員会」「全国平和事務局」「公の暴力、威迫防止に関する調査委員会」と緊密に協力しながら、緊張を緩和しデモを封じ込め衝突が混乱に陥らぬようにする努力をした。現在、南アフリカには49人の国連監視員が駐留している。当初、サイラス・バンスを私の特使として派遣した後、ピレンドラ・ダヤルおよびトム・フラールセンの二人を特使に任命、南アフリカに派遣した。彼らの調査結果に基づいて、私は1992年12月22日、南アフリカに関する2番目の報告書(S/25004)を提出した。このなかで私は、1992年8月7日付けの報告書(S/24389)で行った勧告の実施において明らかに前進が見られたことを指摘した。

284. 私はF・W・デクラーク大統領をはじめ、マンガスツ・ブテレジ議長、クラアレンス・マクウェツ氏、ネルソン・マンデラ氏らの南アフリカの指導者と個人的に連絡をとり「国民平和合意」の下で設立された機構の強化を支援した。またホームランドの指導者に宛てても書簡を送った。普通参政権の原則に従って南アフリカで初めての自由選挙を実施するとの決定は、この国が民主的かつ人種主義のない社会へ移行する道を開くものである。国連が南アフリカに関与した目的もそこにある。しかし相当程度の暴力がなお続いており、深刻な懸念の源泉となっている。

## 2. マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

285. 旧ユーゴスラビアのマケドニア共和国に、国連史上では初めて予防外交の手段としての軍隊を展開した。安全保障理事会決議795(1992)は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国のアルバニアおよびユーゴスラビア連邦共和国(セルビアおよびモンテネグロ)沿いの国境に、国連保護軍(UNPROFOR)を駐留させる権限を私に付与した。この予防展開はバルカン戦争の拡大を防ぐための措置である。この地域には現在、少数の国連文民警察官のほかに、1,000人弱の平和維持部隊が駐留している。同時に国連は、この紛争で居住地を追われた90万人の人々に緊急援助を供与している。この人道的計画に対し7,800万ドルの拠出の呼びかけが発せられている。
286. 国連の後援のもとに、ギリシャとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との間で、後者の独立承認がもたらした緊張を緩和するための交渉が行われている。旧ユーゴスラビアに関する国際会議運営委員会の共同議長は、ギリシャおよびマケドニア旧ユーゴスラビア共和国双方の代表に対し、両者との広範な協議に基づく条約草案を提示した。条約草案のA部は、友好関係の促進と信頼醸成構築を目指す数々の特別条項を含んでいる。条約草案のBからEに至る各部は、隣接する2国が初めて国交関係を樹立する際の相互間の働きかけにふさわしい友好、善隣協力の諸条項からなっている。

287. UNPROFORを展開した当時、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府は、外部からの安全保障に対する脅威を深刻に懸念していた。UNPROFORの駐留と、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の国連加盟によって、この懸念が軽減された。この関係で、安全保障理事会決議842（1993）によるUNPROFORの強化は、歓迎すべきことがらだった。
288. 安全保障理事会は6月18日の決議845（1993）で、ギリシャおよびマケドニア旧ユーゴスラビア共和国に対し、私の後援の下で、両国間に残る問題の早期解決に向けて努力を継続するよう促した。私に代わって調停を進めるためサイラス・バンスを特使に任命した。

### 3. 人道的予防行動

289. 人道上の問題に絡む状況が、国際の平和と安全保障に重大な脅威となる前に、紛争の差し迫っている予兆を提供することがよくある。紛争の根源に早く気付けば、適切な予防行動をとることもできる。予防目的に基づく人道的援助を提供することで、緊急事態の衝撃を封じ込めることが、これまでも可能だった。ひとつの成功例は、国連と南部アフリカ開発共同体が南部アフリカ計画として対処した干ばつによる緊急事態だった。この計画に基づいてこの地域の10カ国で、干ばつの影響を抑え、人口移動の可能性を最小限に止め、飢饉が発生するのを回避するための総合的な措置が遂行された。
290. もうひとつの型の人道的予防行動は、災害に見舞われやすい国々の国力を強化することである。私は、災害防止と非常時に備えるための諸活動を統合し、「自然災害軽減のための国際の10年」の枠組みのなかで、国連システムの開発計画の主流に組み込むことを、全面的に支持する。このほか長期的な経済の悪化や干ばつのようにゆっくり進行する自然災害のような緊急事態に対しては、早期に人道的予防行動をとれば、何千もの人命を救済できるし、後から救済措置を講ずる際にも何百万ドルも節約することができる。
291. 多数の人口が居住地を離れるような可能性について検討する早期警戒のための機関相互間の機構が、人道問題局によって管理されている。その目的のひとつは、人道的予防行動をどの時点でとることが適切かを見極めることである。

### C. 変わる文脈のなかでの平和維持

292. 予防外交や紛争解決という、よく知られた国連の責任が新しい次元に達したように、平和維持という言葉も、国連の活動や責任の範囲としてこれまで想像しなかったほどの広がりを持つに至っている。

293. 平和維持は国連の発明になるものである。しかし、その概念は静的なものではなく、常に変わっている。成功するために、そして国際社会の変わりつつある要請を反映させるためには、平和維持も日々新たに発明されなければならない。国連の平和維持活動が行われるたびに、国連は経験と想像力と専門技能の財産を肥やしているのである。今日、紛争の型と同じ数だけの平和維持活動の型があるといっても誇張ではない。
294. 平和維持の任務は、平和創造のそれと同様に、本質的に抑制を前提にしている。平和維持が成功するためには、紛争の当事者は必要な政治的意志を持たねばならない。平和維持は、平和創造の場合よりさらに紛争当事者が紛争の平和解決の原則、言い換えれば国連憲章そのものに忠実であることを必要とする。
295. 合意事項を守り、当事者の同意と協力を得、武力の行使は最小限にとどめるという平和維持活動の伝統的な前提は、最近の一部の活動の展開のなかで挑戦を受けている。国連平和維持部隊が送り込まれているところには、合意のないところや政府が存在しないところ、あってもごく限られた権威しか持たないところがあるし、当事者の同意や協力がまったくあてにならないところもある。平和維持部隊の仕事は、武装された不正規グループや軍事勢力に妨害されることがしばしばある。これら武装勢力は、政府があるところでもその権威を無視するし、国際社会も相手にしようとしなない。
296. 現在、世界各地の17に上る国連の平和維持活動で働く要員は、文民、軍人合わせて約8万人に達する（図表8および9を参照）。目下検討中の新規作戦および部隊の増派が実施に移されると、その数は1993年末までに10万人になる。今日、平和維持部隊は各種の複雑な任務を遂行している。このなかには、紛争当事者を分離するという基本的な責任のほかに、人道援助物資を運ぶ輸送車の護衛や、選挙管理・人権監視の支援などの仕事も含まれる。従って平和維持は、紛争の平和解決の過程におけるほんの一段階にすぎない。平和維持を紛争解決と混同してはならない。武力衝突を止めさせることは、それ自体が紛争の解決になるわけではない。それによって衝突が一時的に休止するだけのことで、この間に政治的、人道的、経済的、社会的側面での危機が解決されるのである。
297. 新世代の国連平和維持活動にとってひとつ重要な側面は、国内的、国際的に活動に対する理解を広め、支持を促す上で広報が果たす役割である。なぜ国連からの派遣団がある地域に送り込まれたのか、派遣団はどのような方法で目的を達成しようとしているのか、といった点についての明確な理解があって初めて支持も取りつけることができる。紛争地域で緊張が高まっている雰囲気の中では、宣伝やデマに対抗して客観的で時宜を得た情報を流布することにより、派遣団の仕事をも容易にする広報活動の役割は極めて重要である。また派遣団の成功に向けて国際社会の支持を生み出し、維持していく上でも、効果的な広

報活動は役に立つ。国連からの情報がなければ、国連の仕事の権限が誤解されることもあり得るし、それによって国連の活動に対して間違った批判が生じることもあり得る。

298. 1992年6月、私は、加盟国が平和維持活動への参加に熱意を持ち、軍事監視要員および歩兵は常に動員可能であるとの報告を提出できた。しかし現状はそうではなくなってきている。かつては特殊な兵站部隊が必要となったときだけに生じたような問題が、今では歩兵や軍事監視要員、警察監視要員などについても起きるようになってきている。
299. 平和維持活動への要請が増えたことと、それに伴う平和維持要員の不足に対処するため、以下のような措置をとった。
- (a) 加盟国に対し、資格を持つ要員に平和維持活動への隊外勤務を命ずることを検討するよう提案した。
  - (b) タイプの異なる平和維持活動を構成する要素として何を標準的に用意すべきかを明確にするための特別企画チームを編成した。チームはその作業について各国代表に説明し、加盟国に対し、それぞれが原則的に提供する用意のある平和維持活動の構成要素について、事務局と協議に入るよう提案した。
  - (c) 平和維持要員を国連に貸与するという加盟国の申し入れを受け入れた。
  - (d) 通常、国連の職員が行ってきた現場での支援活動に関して契約者の役務を活用する必要が出てきた。
300. 政治問題局と平和維持活動局のそれぞれの役割は、第Ⅱ部で既述の通り、これまでより明確になった。後者は現地活動部を設け、強化されつつある。これは、平和維持、平和創造、選挙および人道に関わる活動など現場での統合された活動に技術的、行政的支援を本部として提供する責任を持っている。この再編成によって、平和維持活動の企画、調整、報告が強化され、国連のさまざまな活動により有用な役務を提供できるようになるだろう。
301. 加盟国から貸与を受けた軍事要員で、平和維持活動局のなかに軍事企画グループを発足させた。士官を配置した緊急指令室が設けられ、所管の局がソマリアおよび旧ユーゴスラビアの活動部隊と常時連絡を維持できるようになった。私は、世界中に展開する国連の平和維持活動をあらゆる面で統括できる、統合された緊急指令室を検討している。
302. 平和維持の拡大は、国連の活動に大きな影響を及ぼした(図表10を参照)。事務局のあらゆる部局が職員一人ないしそれ以上を平和維持活動に従事させるよう要請された。既述の第Ⅱ部で報告したように、残った職員もいなくなった職員がそれまでこなしていた仕事を引き受けねばならなかった。平和維持活動に対する要請が著しく強まったために、事務局

内の仕事や現場での仕事をすべて、現在いる事務局職員で埋めることはもはや不可能になっている。加盟国から貸与されている職員を恒久的な職場には回せないことから、相当数の職員の増員が必要になるだろう。

303. 私は、平和維持活動の経費が増大していること、それに伴って加盟国の負担が増えることも十分認識している。従って、総会が決議42/217により、1億5,000万ドルの平和維持準備基金を創設したことを歓迎する。この基金が完全に始動すれば、新しい危機に対応する国連の能力は強化されるだろう。安全保障理事会が新しい平和維持活動を開始した場合、直ちに見積り経費の三分の一を支出するという私の提案を、第48回総会が好意的に検討することを希望する。私はまた、総会に対し、平和維持活動への拠出金を各国がその国防予算に含めるよう促すことを要請した。国連憲章およびこれに関連する総会諸決議に従って、平和維持活動に対する資金供与を全加盟国の集団的責任であることを改めて指摘したい。
304. 割り当てられた拠出金の支払いの遅れは、平和維持活動に参加している国々に対する経費の支払いの大幅な遅れとなって表れている。その結果、一部の加盟国は自国の派遣要員を平和維持活動から撤収せざるを得なくなっている。
305. 私は継続する活動のために、必要な装備の予備と回転在庫を設けることを提案した。後で生じる装備の補充は、特定の活動の経費として計上できるだろう。
306. 平和維持活動に対する要請が急速に高まったこと、それにその範囲と内容も拡大したことがあいまって、平和維持に関する統一性のある高度の基準を緊急に作成し、維持する必要が明らかになった。部隊、軍事監視要員、文民警察に対する訓練の手引きを現在作成中である。その目的は、同等の技能、知識、規律、行動規範を持ち、短時間の要請に基づいて効果的に共同作業ができる、平和維持要員の国際的な集団をつくることである。
307. 私が最も重視している問題は、平和維持要員の安全と保安である。国連がこれまでより複雑かつ危険の大きい任務を遂行するようになったのに伴って、国連軍部隊とその他の要員の安全と保安がますます重要になっている。国連の平和維持活動が始まってこの方、949人の平和維持要員が命を落としている。現在継続中の活動でも550人以上が死亡している（図表11を参照）。安全保障理事会の要請に基づいて、国連軍および国連要員保護のための取り決めの現状と、取り決めの妥当性について報告を作成した。この機会に、国連平和維持軍のプロ精神に対する私の信頼と、彼らの勇気に対する感謝の気持ちを改めて表明したい。彼らはさまざまな困難と慣れない状況のなかで、しばしば生命や身体を犠牲にして、難しい任務を立派に遂行した。命を落とした人たちの払った犠牲は、国際社会が将来とも忘れることはないであろう。

## D. 平和活動の新しい出発点

308. 過去一年間の経験に照らして見れば、今日の平和活動のさまざまに異なる側面を明確に区別することは不可能である。後述するそれぞれの事例は、多様にわたる平和活動のひとつないしそれ以上の側面に照明を当てるものとなっている。一部の事例では、ほとんどあらゆる技術や活動を全面的に駆使しなければならなかった。

### 1. アフガニスタン

309. アフガニスタンに平和と安定を築こうという目標は、まだまだ達成されていない。新しく樹立されたアフガニスタン・イスラム国は、相当の努力にもかかわらず、再建と社会復帰、難民の帰還といった緊急の任務を遂行するのに必要な政治、安全保障上の条件を回復するには至っていない。私の個人代表であるソチリオス・ムスリスが、アフガニスタン人道援助調整事務所の所長として、アフガニスタンへの人道援助供与に当たっている。ムスリスはまた、アフガニスタン・パキスタン国連事務総長事務所の所長として、引き続き両国の政治情勢を監視している。過去7カ月間にまとまった二つの平和合意の実施に向けてとった措置により、アフガニスタンの政情安定と平和的再建および社会復帰に必要な情勢が生まれることを希望する。

310. アフガニスタンとタジキスタンの関係に関わる問題は、この地域の平和と安全保障にとって極めて重要である。この件については後にパラグラフ397から401で取り上げる。

### 2. アンゴラ

311. アンゴラの実例は、国連の平和維持活動が多面的な役割を果たさねばならなかったことを示している。国連アンゴラ検証団 (UNAVEM II) は、アンゴラにおける停戦と動員解除の取り決めに監視する責任を負っていた。UNAVEM II は、それに加えて、何年にもわたる内戦の後に初めて実施される、複数政党による選挙を監視する任務も託されていた。UNAVEM II のうち選挙監視に当たる派遣団は、1992年3月24日に安全保障理事会の承認を受け、1992年4月に展開が始まった。選挙登録および選挙戦の監視には、地方本部5カ所、地方の事務所18カ所で98人の国際的なスタッフが従事した。これに続いて約400人の監視団が選挙の過程を検証した。1992年4月、コンサルタントのグループが、ヨーロッパ共同体 (EC) およびアメリカ国際開発局と緊密に協力して、現地の選挙当局に対し、技術援助と支援を供与した。交通困難な地域への選挙関連物資の輸送用に多数の飛行機やヘリコプターを提供するなどの寄与をした。議会選挙および大統領選挙の第1回目の投票は1992年9月29日と30日に実施された。検証団としては、この選挙の過程を公正と判断した

が、アンゴラ全面独立民族同盟（UN I T A）はこの結果を認めようとせず、敵対行為を再開したため、再び深刻な政治危機、人道危機的状况に陥った。

312. 敵対行為の再開以降、UNAVEM II は救済活動を保護する役割に加えて再度、平和創造の活動に携わることになった。私は関係当事者、特にUN I T A に対して、改めて停戦に応じ、国民的和解を達成するためできるだけ早急に平和のプロセスに復帰するよう懸命に働きかけている。これとは別に、UN I T A による多くの地方の不法占領は国際社会にとって受け入れられないことを明確にしておきたい。
313. アンゴラはこれまで以上に悲劇的な状況に直面している。人道に関わる危機的状况は前例のない規模に達しつつあり、南部地域では厳しい干ばつのために一段と悪化している。栄養不良およびこれに関連した病気の事例が増え、医薬品の不足が頻繁になっている。干ばつや病気、内戦のために生活に著しい障害が生じている人の数は少なくとも200万人に上ると推定されるが、安全保障上の制約から、その多くは援助の手を差し伸べられないままである。
314. 1993年5月、人道問題局は、他の機関と合同で、アンゴラに対して1994年4月までの一年間に2億2,700万ドルの援助を送るよう呼びかけた。6月3日にジュネーブで開かれた拠出国会議で約7,000万ドルの当初拠出が約束された。アンゴラの人道的危機は少なくともソマリアに劣らず深刻である。残念ながらアンゴラの援助計画に対する国際社会からの財政的支援は、ソマリアに対するものよりはるかに少ない。
315. 国連は、人道援助の能力を高め、救済作業に参加している非政府組織を含めてすべての関係者の努力の調整を改善するため、数々の措置をとった。アンゴラ問題の事務総長特別代表の機能と責任は、現在の状況から生じるすべての緊急援助活動をも含めたものに拡大された。この特別代表に直接報告する人道調整援助グループが、救済活動に経験豊かな上級職員を長としてルアンダに設立された。敵対行為が継続しているため、ザイールおよびザンビアからのアンゴラ人の自発的な集団帰国は中断された。1993年5月以降、紛争地帯への緊急援助を送り込む努力が繰り返されたが、安全上の事件が続いたことや人道援助の送り先や運搬手段をめぐる交渉が難航したため、失敗に終わっている。他の類似の事例と同様に、政府およびUN I T A に対して、国際的人道法を守って救済物資の輸送を認めるよう呼びかけた。
316. 戦闘が激化し、不信が深まって意味のある政治的和解が不可能となっており、アンゴラの政治、軍事情勢はさらに悪化している。これによって、アンゴラにとっても、この地域の安全保障にとっても、一段と憂慮すべき事態に陥りつつある。

317. 1993年6月にカイロで開催したアフリカ統一機構(OAU)の政府首脳会議は、明確な停戦を確立し、アンゴラ平和協定の完全実施を確実にするため、早急に政府との平和交渉を再開するようUNITAに呼びかけた。私は、この会議への出席を機会に、ホセ・エドゥアルド・サントス大統領をはじめ、その他のアフリカの指導者とアンゴラの平和プロセスを前進させる方法に関して広範に協議した。
318. 1993年6月30日に事務総長特別代表がマーガレット・アンステイーからアリウヌ・ブロンダン・ベイエに交代した。アンステイー氏には深甚の感謝を表明したい。同氏は困難な状況の下で多大の成果を上げた。
319. 特別代表はアンゴラ到着後、さまざまなレベルで、国連の仲介のもとに平和交渉を再開することを目指して集中的に協議を進めている。その目的は全国にまたがる停戦の樹立と平和協定の完全実施である。この任務のため特別代表はガボン、ナミビア、サントメ・プリンシペ、ザイール、それにザンビアを訪問した。
320. 安全保障理事会決議834(1993)のパラグラフ1に従い、UNAVEMIIの要員の数を現在の水準にまで引き下げた。現在の要員は、国際文民スタッフ43人、軍事監視要員50人、警察監視要員18人、軍の準医療活動要員11人、それに若干の現地要員である。検証団の軍事および警察要員は現在ルアンダのほか四つの地域に配置されている。その活動は主として、パトロール、軍事情勢の評価、軍事要員と文民要員との連絡業務、市民への人道援助物資配送の支援、その他の人道的活動への参加などである。現在のスタッフおよび補給物資のレベルは、安全保障理事会決議834(1993)採択当時の私の状況判断に基づくものである。しかし活動が拡大する場合は、短時間でさらなる行政的支援が必要となるだろう。

### 3. アルメニアおよびアゼルバイジャン

321. アゼルバイジャン内の飛び地、ナゴルノ・カラバフをめぐる紛争に関する情勢を報告するため、1992年10月、アルメニアとアゼルバイジャンに事実調査団を派遣した。1993年3月、アルメニアとナゴルノ・カラバフの間にあるアゼルバイジャンのケルバジャール地区が占領されたため、紛争が拡大した。それによってアゼルバイジャンに居住地を追われた住民の数が激増した。
322. ケルバジャールの占領が発生した後、安全保障理事会議長が理事会を代表して声明を発表した。声明は特に事務総長に対して、欧州安全保障協力会議(CSCE)と協議して、現地情勢に関する報告を早急に安全保障理事会に宛て提出するよう要請した。私の報告(S/25600)提出に続いて、安全保障理事会は1993年4月30日、ナゴルノ・カラバフに関する最初の決議822(1993)を採択した。その後、さらに戦闘とアゼルバイジャン領の占領の事

態が続き、これを受けて安全保障理事会は決議853（1993）で、すべての敵対行為の即時停止とアグダムのほか、最近占領されたアゼルバイジャン共和国領からの占領軍の撤退を要求した。

323. ナゴルノ・カラバフに関わる紛争では、国連は基本的にC S C Eの努力を支持する役割を担ってきた。C S C Eのミンスク・グループによる討議には、国連のオブザーバーが常時参加した。この会合では、ケルバジャールからの占領軍の撤退とナゴルノ・カラバフ紛争の解決を適切な検証および監視を伴って達成するために、とるべき緊急措置の時間表が作成された。私はC S C Eの努力を引き続き支持していく。

324. 1992年12月、人道問題局では国連の人道関連諸機関と協議した後、アルメニアおよびアゼルバイジャンに対して1,200万ドルの人道援助を送るよう、合同で呼びかけた。これら2カ国政府から追加援助の要請があったため、諸機関相互間で援助の必要度評価が行われ、人道援助の必要額としてアルメニアに2,250万ドル、アゼルバイジャンに1,250万ドルとする報告が提出された。これらの評価は1993年6月10日および11日にジュネーブで開かれた拠出国の会合で討議された。人道援助計画はユニセフ（国連児童基金）、世界食糧計画（W F P）、国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）および世界保健機関（W H O）によって実施されており、期間は1993年7月1日から1994年3月31日までとなっている。U N H C Rは、最近の戦闘で居住地を追われた約5万人の人たちに援助を与えている。アゼルバイジャンでの人道的状況を見直すため、人道問題局ではさらに諸機関相互間の援助必要度評価を行うことを計画している。

#### 4. キプロス

325. 1993年3月、事務総長の特別代表であったオスカル・カミリオンが5年間の勤務の後、本国政府に呼び戻された。キプロスに永続的平和をもたらす上でカミリオン氏が果たした役割、特にこの紛争の包括的政治解決を達成するための努力の基盤となった「一連の考え方」に大きな寄与があったことに、感謝の意を表明したい。カミリオン氏の後任にはジョー・クラークを任命した。

326. キプロスでの平和維持活動は長い間、資金不足に妨げられてきた。1993年5月27日、安全保障理事会は決議831（1993）で、1993年6月15日またはそれ以前に国連キプロス平和維持軍（U N F I C Y P）の駐留期限がさらに延長される場合、自発的拠出で賄えない平和維持軍の経費は、国連憲章第17条2項により国連の支出として扱うことを決めた。

327. 決議831（1993）により、安全保障理事会はまた、私の1993年3月30日の報告（S / 25492）のパラグラフ16から19に盛り込まれた再編成計画に支持を与えた。これには少数の

偵察要員を増員することと、1993年12月に次の駐留期限問題を考慮する際、包括的なUNFICYPの見直しにも照らしてさらに再編成を進めることも含まれる。

328. 決議831(1993)で安全保障理事会はまた、現状維持が受け入れがたいことを再確認し、国連が無制限の平和維持活動に関与すべきではないとの懸念を表明した。UNFICYPの相次ぐ兵力削減の後を受けた再編成は、紛争の両当事国に大きな意味を持っている。キプロスでの緊張が高まるのを防ぎ、安全保障理事会が考える早急な包括的合意への条件を維持するために、当事国にかかる責任は一層重くなる。双方が最大限に自制し、包括的な信頼醸成措置に従って、両軍兵力が接近して駐屯している緩衝地帯の全域に、1989年の不駐屯合意を遅滞なく拡大することが不可欠である。私は双方に、緊張緩和のための相互措置をとるよう訴える。このなかには、停戦ライン沿いに弾薬ないし武器(手に所持できるものは除いて)を配備しないこと、緩衝地帯から見聞きできる範囲での銃砲の発射を禁ずることを、UNFICYPを通して相互に約束させることが含まれる。また、これまでUNFICYPが正常な状態への復帰のために果たしてきた人道的機能を、それぞれの国の機関が行うよう双方で協力し合うことも必要である。
329. キプロスで1974年に敵対行為が発生した後、平和建設が国連の努力の中心部分をなしてきた。私が1992年11月に安全保障理事会に勧告した信頼醸成措置には、鉄条網に囲まれたパロシャ地区を、双方のコミュニティーが互いに接触し、双方がものやサービスを取り引きできる一種の自由交易地帯として復活させることが含まれている。それに加えて、ニコシア国際空港を国連が国際民間航空機関(ICAO)と協力して管理し、民間旅客と貨物運搬に開放することもできる。その場合、双方のコミュニティーとも自由に空港を利用できることになろう。私の特別代表の支持を得て、私はトルコ、キプロス双方にこれらの提案を受け入れるよう説得する努力を継続する。特にニューヨークでは2度にわたって双方との交渉を持ち、合意に近づけた。
330. 1993年7月1日付け安全保障理事会宛での私の報告(S/26026)には、このほかの信頼醸成措置に関する提案も盛り込まれている。このなかには、キプロスの水問題に関する短期および長期的協力や、双方の地域社会間の協調と友好を促進する教育面での協力、共同の文化・スポーツ行事、双方の政党指導者や商工業会議所による会合、保健・環境などの分野の専門家間の協力、電力に関する協同組合的取り決めなどがある。しかし信頼醸成措置はいかに効果があるといっても、全体的な解決にとって代わることはできないし、全体的な解決への段階的な措置でありうるわけではない。この点は強調しておかねばならない。信頼醸成措置の目的は、キプロス問題の包括的、全体的解決に至る交渉の触媒として役立つものである。

## 5. 東チモール

331. 東チモール問題で包括的かつ国際的に受け入れうる解決を目指して、仲介の努力はなお継続している。第47回総会で明らかにされたように（A/47/435）、私の招きでインドネシアおよびポルトガルの外相が、1992年9月26日、ニューヨークで非公式な協議を行った。この後さらに二度にわたって両国外相による実質的な話し合いが、私の仲介により行われた。1回目は1992年12月17日にニューヨークで、2回目は1993年4月21日ローマで行われた。これらの会合では、核心の問題を取り上げるのに好都合な雰囲気づくりを目指した信頼醸成措置の可能性が数々模索された。4月以降はニューヨークの国連大使レベルで協議が続いている。次の両国外相と私の会合は9月17日にニューヨークで予定している。私の個人特使、エイモス・ウェイコが1993年4月3日から9日にかけてインドネシアおよび東チモールを訪問した。1993年5月には拘禁されている独立運動グループ「東チモール独立革命戦線（FRETILIN）」の指導者、サナナ・グスマンの裁判の最終段階を、国連のオブザーバーが東チモールのディリを訪れて傍聴した。

## 6. グルジア

332. 1992年8月、グルジアのアブハジアで戦闘が発生した。それ以降、北部コーカサス地方の不正規部隊の支援を受けて続いているグルジア部隊とアブハジア部隊の間の敵対行為で数百人が犠牲者になったほか、数千人に上る難民や住むところを失った人たちが出た。1992年9月および10月、私は9月3日のモスクワ合意を支持し、これに従って二組の事実調査団をそれぞれグルジアとアブハジアに派遣した。2番目の調査団を送った後、安全保障理事会の支持を得て、国連要員2人をグルジアに残し、国連としての初期の存在を示すとともに、関係当事者すべてとの接触を維持させ、国連本部への情勢報告をさせ、連絡役を務めさせた。

333. 1993年に入って、人道問題局は国連諸機関による合同使節団を組織し、グルジア各地を訪問した。3月末には2,100万ドル分の援助要請が出された。要請は、アブハジアおよびグルジアの政府支配地域、それにわずかながら南オセチアの被害を受けた住民の必要を賄えるものだった。グルジアに対する全体的な人道援助の必要については、状況の変化にかんがみ、国連の人道関連各機関と協議の上、近く評価し直されることになっている。

334. 1993年5月初め、アブハジアでの戦闘が依然衰えを見せていないことから、エドゥアルド・ブルネルを特使に任命、和平プロセスを復活させるためグルジアに派遣した。この地域への最初の訪問は、1993年5月20日から31日にわたって行われた。この期間中に特使はまた、当時のCSCC議長との協議のためストックホルムを訪問、またロシア連邦外相と

の話し合いのためモスクワを訪れた。安全保障理事会決議849（1993）のパラグラフ2に従って1993年7月19日、紛争地域に計画チームを派遣した。チームは1993年7月27日、ニューヨークに帰任した。

335. 1993年7月27日、グルジアおよびアブハジア双方は、ロシア連邦大統領の個人代表、ボリス・パスチュホフが仲介した停戦合意に署名した。私の特使は7月28日、停戦発効から4時間後にこの地域に到着した。特使は7月31日までこの地域に滞在し、紛争の双方の当事者およびロシア連邦の当局者と会談した。特使は8月3日にモスクワで、パスチュホフ氏とさらに会談を重ねた。
336. 私はこれを受けて安全保障理事会に対し、停戦合意に盛り込まれた機能を遂行するため国連の監視団を直ちに展開する条件が熟したとの判断を報告した。双方が会って話し合いをする用意があるこの機会を逃してはならなかった。従って国連の仲介とロシア連邦の支援による1回目の交渉を9月15日までに開くために、努力を継続するよう特使に要請した。
337. 安全保障理事会は決議854（1993）で、停戦合意の履行状況を検証するために、最高10名までの国連軍事監視要員を先遣隊として展開することを承認した。1993年8月24日、安全保障理事会は決議858（1993）で、最高88人の軍事監視要員からなる国連グルジア監視団（UNOMIG）の設立を決定した。

## 7. グアテマラ

338. 国連は1991年以来、グアテマラ政府とグアテマラ民族革命同盟の要請を受けて、中央アメリカで最も長い戦争の終結を目指す交渉にオブザーバーとして参加してきた。交渉はメキシコで行われており、1992年には一貫して、11におよぶ交渉議題のうち第1議題である人権問題に絞られた。双方は、人権問題に関する将来の合意について、国連がその実施状況を検証してほしいとの意思を表明した。私はこの分野で国連がいつでも支援する用意のあることを明らかにした。
339. 1993年初め、人権問題に関する最終合意を促進し交渉の過程を速めるため、双方は人権問題とともに、残り議題の討議の日程と国連による停戦の早期検証の可能性も同時並行的に検討することに合意した。コロンビア、メキシコ、スペインおよびベネズエラは、両者の合意を促進することを目的に「友好国グループ」を構成している。しかし、その目的はこれまでのところ、すぐに実現する兆しはない。
340. 最近、いくつかの機会に双方は1991年に合意された交渉の方式を改めて、特に交渉にお

ける国連の役割をもっと目立つものにしたいとの希望を表明した。国連としては当事者双方が合意できる枠組みの範囲内で、交渉のプロセスを引き続き支援していく用意がある、と私は述べた。

## 8. ハイチ

341. ハイチは世界の最も貧しい国のひとつである。総人口の三分の二は貧困水準を下回る暮らしをしている。1991年9月のクーデター以降、ハイチに対しては禁輸が実施され、二国間援助も停止されている。
342. ハイチ問題の解決を模索するため外交手段が用いられてきたが、その目指すところは、自由と民主主義、公正な秩序の復活であり、全国民、国家のための進歩の可能性を取り戻すことである。
343. 1992年12月11日、ダンテ・カプートをハイチ担当の特使に任命した。この人事は1992年11月24日の総会決議47/20Aに従うもので、決議は私に米州機構(OAS)と協力してハイチ危機の解決を支援するため必要な措置をとるよう要請していた。1993年1月13日、カプート氏はOASの特使にも任命された。カプート氏は、合法的大統領の帰国と民主的プロセスの復活を軸に政治解決を達成すべく交渉を呼びかけた。総会は1993年4月20日の決議47/20Bで、国連がOASとともに「ハイチ国際文民派遣団」に参加する権限を付与した。1993年3月までに派遣団はハイチ全土に展開を終わっていた。6月3日、私は派遣団の最初の報告を総会に提出した(A/47/960および訂正1)。
344. 6月16日、安全保障理事会は決議841(1993)でハイチに対して制裁を発動した。ニューヨークのガバナーズ島で行われた会談の後、1993年7月3日、民主的に選出された大統領の帰国に関するさまざまな措置についての合意に到達した。
345. 1993年7月12日および8月13日に安全保障理事会に対し、ガバナーズ島合意とそれに続くニューヨーク協定について報告した。この協定は、6カ月間の政治休戦と通常の議会の機能の再開を決めていた。7月12日の報告では、私は理事会に、決議841(1993)で課した制裁措置をハイチで首相が就任し次第、中止するよう勧告した。8月13日の報告では、私は1993年7月15日付け安全保障理事会議長の事務総長宛て書簡に言及した。この書簡は、ハイチで首相が議会により承認され就任すれば直ちに、決議841(1993)で課した措置を中止する用意が理事国側にあることを確認していた。
346. ハイチの首相に指名されたロベール・マルバルは1993年8月18日に上院で承認され、下院でも8月23日に承認された。新首相はその政策方針についても8月24日に上院で、8月

25日に下院で信任投票を勝ち取った。首相承認の手続きはこうして完了した。1993年8月27日、安全保障理事会は決議861(1993)により、制裁を中止することを決めた。理事会はまた、事務総長からガバナーズ島の合意が誠実に実行されていないとの報告を受け取れば、直ちに制裁中止措置を取り止めることを明らかにした。さらに理事会は、合意の関連条項が完全に実行されているとの報告を受ければ、制裁を最終的に解除する用意があることを明らかにした。

347. 8月30日に就任宣誓をした首相は、翌日、ハイチに戻って首相の座に就いた。アリストイド大統領が1993年10月30日、ハイチ戻れば、私は直ちに安全保障理事会に制裁全面解除の報告をするだろう。
348. ガバナーズ島合意のなかには、国連の援助でハイチの軍隊を近代化し、国連要員が駐留するかたわらで新しい警察力を創設する条項などが含まれている。1993年8月25日の安全保障理事会宛て報告(S/26352)で、この点に関する私の計画の概要を伝えた。8月31日の決議862(1993)で理事会は、提案された国連ハイチ派遣団の展開に備えて先遣隊を派遣することを承認した。
349. 国連システムの人道組織にとっては、これまでもハイチの「静かなる緊急事態」が課題だった。米州機構と国連は、市民が直面している無視できない人道上の必要に対応しようとたゆまぬ努力を続けてきた。このプロセスの中心となったのは、国連とOAS合同によるハイチ向けの包括的な人道行動計画の作成だった。この計画のなかには、保健、栄養と食糧援助、水供給および衛生設備、農業などの分野での緊急計画のほか、これらの分野での支援サービス、教育、その他の社会奉仕活動なども含まれている。数え上げられた計画は総額6,270万ドル相当に上る。
350. すべてのハイチ人が完全に人権、市民的権利、政治的権利を享受できるような安定した民主主義国への道を、今こそハイチに歩ませなければならない。私は国際社会がハイチに対して、経済再建と諸制度の再編成に必要な技術支援、財政援助と、公正と平和と繁栄の社会を模索するハイチ人に道義的、政治的支持を、ふんだんに、かつ積極的に与えてくれるものと信じている。
351. 私および特使がこの交渉過程の当初から得た支持と援助に、特にガバナーズ島交渉期間中にハイチ問題で「事務総長の友好国」を構成したカナダ、フランス、アメリカおよびベネズエラの各国政府から寄せられた支持と援助に、ここに記して感謝の意を表したい。プロセスのこの段階を成功裏に終えられるのは、これら諸国の計り知れない支持があったためである。

## 9. インドおよびパキスタン

352. 国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOG I P) は1949年以来、ジャム・カシミールの停戦を監視している。1972年のシムラ合意では、両国は停戦ラインを尊重し、交渉を通じて平和的に問題を解決するとの約束を再確認した。私は繰り返し両者に対し、予防外交の文脈で、この困難かつ複雑な問題に平和解決の道を探るよう促した。私はまた、双方からの要請があれば、恒久的な解決を模索するためにあらゆる努力をする用意があることを表明した。

## 10. イラクおよびクウェート

353. 国際の平和と安全保障を維持する任務の一部として、国連は二つの加盟国の間の国境を画定するという、歴史上初めての行動をとった。安全保障理事会は決議687 (1992) で、イラクおよびクウェートに1963年に合意した国境を尊重するよう要求し、私にこの国境の画定を支援するよう促すとともに、この国境の不可侵性を保障するためあらゆる必要な措置を必要に応じてとることを決定した。

354. 1963年に合意された方式に従って国境を画定するため、1991年5月2日、国連イラク・クウェート国境画定委員会が設置された。イラクおよびクウェート両国は委員会の権限を無条件で受諾した。委員会は、政治的任務ではなく、技術的任務を遂行するよう要請されている。11回に及ぶ会合で委員会は地図や図表、航空写真、外交書簡、覚書、公文書などの多数の資料を検討した。

355. この高度に専門的な作業の結果、国境全域について、正確で文書に裏付けられ、検証可能な国境の画定ができた。これは、ホール・アブドラーの東端部分にいたるまでのいくつかの水路上の国境画定を含んでいる。完全な座標等位地図が製作され、国境位置標識が国境線を明示することになる。人工衛星技術により、委員会は誤差わずか1.5cmの範囲で位置標識を設置できることになった。これはほんの数年前でも考えられないことだった。他の国々のなかにも自国の国境画定の際の前例としてすでにこの事例に関心を払っている。

356. 国連イラク・クウェート監視団 (UN I K O M) は、安全保障理事会がイラク・クウェート国境の両側に設けた非武装地帯で引き続き活動している。この非武装地帯は、国境の画定に伴って調整された。UN I K O Mの活動地域はおおむね静かだった。唯一の例外はこの7月、イラク側の一連の行動の後、緊張状態が生まれたことである。その後、安全保障理事会はUN I K O Mの段階的増強を決定、第一段階としては機械化歩兵大隊で増強することになっていた。しかし他の地域の国連平和活動に対する加盟国の関与が大きく増えたこ

とから、理事会の決定はまだ実現されていない。

357. 特別委員会および国際原子力機関（IAEA）の努力により、イラクが大量破壊兵器を製造もしくは保持して近隣諸国に脅威を与える能力は、着実に低下している。しかしイラクの能力や施設を適切に評価するのに必要な開発計画について、その全容を完全かつ最終的に公表するとの約束を、イラクは依然として実行していない。安全な環境を確保するには、安全保障理事会決議687（1991）で禁止されている品目をイラクが使わず、保持せず、保有せず、開発せず、建設せず、その他の方法でも取得しないという義務を無条件で守るよう、長期的に監視と検証を続けていく以外にない。
358. 決議687（1991）では、イラクにある核兵器に使用可能な物質を処分することが求められている。1992年早々、IAEAはこの任務を実行するために、IAEAの専門家のほか、特別委員会および法務局の代表からなるチームを編成した。長期にわたる交渉の後、1993年6月末近くになって、ロシア連邦の政府機関である原子力省国際関係委員会（CIR-Minatom）との間で複雑な契約が結ばれた。この契約は、物質の撤去と再処理、およびその結果生じる廃棄物の永久保存について取り決めている。
359. イラク民間人の苦痛については、国連は最も困窮度の高い人たちを援助する努力を、しばしば救済活動家たちが身の危険を冒しながら、継続している。国連機関合同の対イラク人道援助計画により、1991年4月から1993年3月までイラク全土の民間人を対象に救済物資が届けられた。この計画は安全保障理事会決議688（1991）に従って進められたもので、理事会は特にイラク北部および南部の190万人の人々への援助の必要が切迫していることを認めていた。今日までのところ、国連および非政府組織が実行している計画を賄う財源として、国連を通じて7億ドルの拠出金が寄せられた。イラクでの人道援助計画は、一連の了解覚書の枠組みのなかで実施されており、この了解覚書は、イラク領内の国連警備部隊の展開についても定めている。計画にはさまざまな段階があるものの、いずれにも共通している目的はひとつである。それは食糧、飲料水、医薬品および医療器具といった基本的な必要に応えることと、被害を受けやすい民間人の住居を確保することである。
360. 1993年5月19日、決議661（1990）で設けられた安全保障理事会委員会の議長から法務局長に対して諮問が出された。これは、安全保障理事会決議の関係諸決議の範囲内でイラクに対する医療機器や食糧、物資のほか、委員会が承認した市民の必需品などの販売・供給への支払い代金としてその凍結資産を充当することができるかどうか、できるとすればどのような条件の下で可能か、といった点で法務局長の意見を求めたものだった。法務局長は1993年6月4日付けの書簡で委員会議長に回答を寄せ、安全保障理事会決議661（1990）、687（1991）、706（1991）、712（1991）および778（1992）に照らして、イラクの凍結資産に

適用できる法的体系を再検討した。

361. 1993年6月末、私はイラクのタリク・アジズ副首相と会談した。その後、1993年7月7日から15日まで国連本部で国連事務局とイラク政府の4回目の交渉が行われた。その目的は、安全保障理事会決議706（1991）および712（1991）と1991年9月4日付け事務総長報告（S/23006）で示された、イラクの石油売却に関する計画実施のための実際的取り決めについて了解に達することにあった。国連側の代表は法務担当事務次長（法務局長）が務め、イラク側はリヤド・アルカイシ外務次官が代表した。交渉は1993年7月15日、中断された。
362. 私は、安全保障理事会決議687（1991）のパラグラフ15に従い、イラクが奪ったクウェートの財産の返還を引き続き促した。この任務を遂行するに当たって、イラクおよびクウェート政府から全面的な協力を得られたことは嬉しかった。
363. 委員会は、安全保障理事会決議687（1991）のパラグラフ18に規定された国連賠償基金を運営するために設立されたもので、1992年8月以降、4回の会合を開いた。委員会の活動を定める法規と手続きが作成され、承認された。賠償委員が任命され、今後数カ月以内に、第一の部類の請求について審査と評価を開始する。
364. 国連は安全保障理事会決議706（1991）に従って第三者寄託勘定を開設、イラクの石油および石油製品の売却益と自発的拠出金をこの勘定に払い込むことになっていることを想起していただきたい。1993年9月1日現在、約1億9,500万ドルがこの勘定に払い込まれている。この基金は、特別委員会、賠償基金、すべてのクウェート資産の返還、国境委員会、それにイラク国内での人道的活動の経費の支払いに充てるよう指定されている。
365. 1993年4月1日から1994年3月31日の期間における人道援助に関する新しい計画が作成された。これはイラク全土での生活条件の一層の悪化を食い止めることを目指した復興援助を供与しようとするものである。その目的は、地域社会レベルの計画を推進することで自給を容易にすることにある。計画には国連のさまざまな機関から出された特殊な提案や計画も含まれ、総額は4億8,900万ドル相当に上る。この計画向けの資金が不足していることから、重要な復興活動の実施が危機に瀕している。その結果、イラクのクルド族や他の犠牲を被りやすい住民グループの依存状態や生活条件の悪化がさらに長引いている。
366. 1993年9月1日、タリク・アジズ副首相に会い、未解決の問題全体についてイラクが国連の要請に従うよう促した。

## 11. レバノン

367. レバノン南部では、イスラエル軍と、イスラエルの占領に抵抗の姿勢を明らかにしてい

る武装勢力との間での敵対行動が増加している。国連レバノン暫定軍（UNIFIL）は紛争を限定し、住民を紛争の影響から守るために最大の努力をした。安全保障理事会は決議852（1993）で、決議425（1978）およびその他の関連決議のなかで明示されたUNIFILの任務を再確認した。このなかには、イスラエル軍の撤退を確認し、国際の平和と安全を回復し、この地域にレバノン政府が有効な権威を再確立するのを支援することなどがある。UNIFILはこれまでのところ、これらの目的に向かって目に見える進展を見せていないが、UNIFILが情勢安定に寄与し、この地域の住民を保護している点は重要である。

368. 1993年7月、イスラエル北部へのロケット砲撃に対してイスラエル軍がレバノン南部に大規模な爆撃を加えた。この敵対行為の重大な拡大によって、情勢の不安定さが明らかになった。この戦闘で数十万人の住民が家を追われ、数十のレバノンの村落が破壊ないし損壊し、数え切れないほどの家や学校、病院、道路、橋などが壊された。1993年7月30日、私は安全保障理事会議長に書簡を送り、2日前に任務の延長を安全保障理事会が決めたばかりのUNIFILの活動が、この戦闘によって著しく影響を受けていることに注意を喚起した。UNIFILの活動地域に対するイスラエル機およびイスラエルの砲による激しい爆撃で、特にネパールの大隊本部やアイルランド、フィンランドの大隊の陣地も被弾した。幸い重大な死傷者は出なかった。戦闘が停止したあと、レバノン軍部隊がUNIFIL活動地域の一部に展開し、公共の秩序の維持に当たった。

369. こうした状況のなかで、私は人道問題担当事務次長に対し、緊急人道援助を提供するために国連システムの努力を早急に調整するよう要請した。8月20日に2,850万ドルの援助を直ちに送ろうとの合同の呼びかけが行われた。緊急の作業を発足させるために、中央緊急回転基金からハピタットおよびWF Pに対してそれぞれ500万ドルと200万ドルが拠出された。

## 12. リベリア

370. リベリアでの紛争が継続し、破壊と人命の損失が依然続いていることにかんがみ、安全保障理事会は1992年11月19日の決議788（1992）で、リベリアのすべての紛争当事者に対し、停戦およびその他の平和プロセスのための合意を尊重し、実施するよう呼びかけた。安全保障理事会はまた、国連憲章第7章に基づき、リベリアに平和と安定を築くために、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の平和維持軍が使用する兵器、軍事機器を除いて、すべての兵器、軍事機器のリベリア向け禁輸をすべての国が直ちに全面、完全実施することを決定した。また事務総長に対し、特別代表をリベリアに派遣して情勢を評価するよう要請した。

371. 1992年末および1993年初め、私の特別代表であるトレバー・ゴードンソマーズがリベリアを訪問、リベリアおよびECOWAS加盟国で広範に意見交換を行った。この調査の結果に基づき、1993年3月12日、私から安全保障理事会に特別報告を提出した。安全保障理事会は1993年3月26日の決議813(1993)で、リベリア紛争の平和解決のためにはヤムスクロIV合意が最善の枠組みを提供しているとの考えを再確認し、リベリアに対して人道的援助を増大することに支持を再確認した。安全保障理事会はまた関係当事者に、人道的援助物資の運搬を妨げたり邪魔だてしたりしないよう要求、国際的な人道援助活動に関与している人たちのあらゆる安全を確保するよう呼び掛けた。
372. 6月6日、ハーベルで罪のない避難民が虐殺されたことが発覚したことを受けて、1993年6月9日、安全保障理事会は私に調査の開始を要請、これに関与したものには国際的人道法の重大な侵害の責任をとらせると警告した。特別代表はモンロビアに赴いてこの件に関する徹底的な調査を行った。現場にいた他の国連当局者も暫定的な措置をとった。調査の第一段階の後、協議を経て、私は調査チームを任命、これが虐殺事件のさらに包括的な調査を進めている。調査が完了し次第、安全保障理事会に完全な報告書を提出する。
373. リベリアの紛争が長引く間、国連は近隣諸国に流れたリベリア難民70万人以上に援助を与えるとともに、リベリア国内避難民10万人、リベリアに逃げ込んできた貧しいシエラレオネ人約10万人に対しても援助を提供した。1990年12月以降、国連と非政府組織が共同して遂行してきた緊急援助計画の結果、ごく一部の地域を除いて極端な栄養失調はなくなり、住民の健康状態は著しく改善された。しかし1992年8月の敵対行為の再開以降、人道上の状況はさらに悪化している。多数の人たちが住む場所を追われ、この国の広範な部分に援助機関も近づけなくなっている。
374. ECOWAS、アフリカ統一機構(OAU)、および国連の共同の仲介で行われた1週間にわたるジュネーブでの交渉の後、リベリアに平和を回復することで紛争当事者は合意した。1993年7月25日、ベニンのコトヌーでのECOWAS首脳会談で調印されたこの平和協定は、ECOWAS監視団(ECOMOG)にリベリアでの平和維持機能の継続を呼びかけるとともに、国連に対しても監視団を置いて監視の機能を果たすよう促した。協定はまた、広い基盤を持つ中央暫定政府の設立と、7カ月以内に民主的選挙で選ばれた機関がこれにとって代わることを決めている。また援助を必要としているすべてのリベリア人に、最も直接的なルートを経て人道的援助を与える件でも合意ができた。これによって、被害を被った住民に対する人道援助の輸送が容易になった。70万人を超える難民の近隣諸国からの迅速で自発的な帰還と社会への再編入に、国連の諸機関がイニシアチブをとるよう要請を受けている。人道問題局はリベリアに関する共同の呼びかけを機関相互間で行う準備

を進めている。

375. 安全保障理事会は1993年8月10日の決議856(1993)で、国連リベリア監視団(UNOMIL)の設置を決め、先発チームとして30人の軍事監視員を送り込んで合同停戦監視委員会の活動に参加させることを承認した。

### 13. リビア・アラブ共和国

376. パン・アメリカン航空103便とUTA772便爆破事件にリビアが関与していると疑われている事件に関し、事態の危険な悪化を避け、安全保障理事会決議731(1992)および748(1992)の実施を促すため、過去7カ月間、私は紛争当事国およびアラブ連盟とほとんど常時、連絡をとってきた。私は1993年6月にカイロで、8月にはニューヨークでリビア・アラブ共和国の外相と会談し、紛争の解決を試みた。私は5度にわたって個人特使をトリポリに派遣した。今後も安全保障理事会が私に与えた任務に従い、公正な解決を促すためにあらゆる努力を尽くすつもりである。

### 14. 中東

377. 過去一年間、占領下に住むパレスチナ人の労苦はまったく軽減されていない。かえって占領地域の人権問題に関する状況は、劇的に悪化している。特に深刻な事態と見られるのは、1992年12月、イスラエルが400人を超えるパレスチナ人の民間人を南部レバノンに追放したことである。安全保障理事会は決議799(1992)で、エルサレムを含め、イスラエルが1967年以来占領しているすべてのパレスチナ領に第4ジュネーブ条約を適用すべきことを特に再確認し、追放されたすべての人々を安全に、かつ即時に占領地に帰郷させるよう求めるとともに、私に代表を現地に送り、事態を安全保障理事会に報告するよう要請した。このできごとがアラブ・イスラエル和平交渉のもろいプロセスに影響を与えることが予想される状況のなかで、私は解決の道を探るため、数回にわたりこの地域へ、それぞれ政治担当事務次長と私の特別政治顧問を長とする使節団を派遣した。私はこの地域の指導者や関係国政府の代表と数多くの会合を持ち、電話で意見を交換した。残念ながらそうした努力は実を結ばなかった。私は1993年1月25日付けの安全保障理事会宛て報告(S/25149)で、安全保障理事会の全会一致の決定が尊重されるよう必要なあらゆる措置をとるよう勧告した。
378. 私はまた、占領地での社会経済的状況が急速に悪化しているとの報告を受けて、深刻に懸念している。パレスチナの経済は弱体でイスラエル経済に大きく依存しているため、1993年3月イスラエルが占領地を封鎖した際、パレスチナ社会の生活はさらに大きな打撃

を受けた。私は国際社会に対し、さらに大きな経済援助を占領地に提供するよう呼びかけた。この関連で大口の抛出国に対し、国連パレスチナ難民救済事業機関の財政が危機的状態にあることに注意を喚起した。

379. 国連は、安全保障理事会決議242（1967）および338（1973）に基づいて、中東に包括的、公正かつ永続的な解決がもたらされることを長らく支持してきた。そのため1992年10月、中東和平プロセスの共同関与国から、環境、経済および地域開発、水、難民、軍縮および地域安全保障などに関する多国間作業グループに域外メンバーとして参加するよう招請を受け、これを歓迎した。国連代表は1992年10月から11月にかけてパリ、ハーグ、オタワで、1993年4月から5月にかけてジュネーブ、ローマ、オスロ、ワシントン、東京で、それぞれ開かれた作業グループの会議に積極的に参加した。1992年11月、私はこの多国間協議の場での特別代表にチンマヤ・ガレハンを任命した。

380. 国連兵力引き離し監視軍（UNDOF）は引き続き、1974年の引き離し合意に従って、イスラエル軍とシリア軍の分離状況と装備、兵力の制限を監視した。双方の協力を得て、UNDOFは効率的に任務を遂行し、同地域の活動は静穏だった。

381. 現存する平和維持活動としては最も古い国連休戦監視機構（UNTSO）は、引き続きUNDOFおよびUNIFILの任務遂行を助け、エジプトに本拠を置いている。この一年間でUNTSOの人員は25パーセント削減された。

## 15. モザンビーク

382. 1992年10月、モザンビーク政府とモザンビーク民族抵抗運動（RENAMO）がローマで一般平和協定に調印したことで、この戦火に引き裂かれた国に再び希望がよみがえった。この協定のさまざまな側面を実施に移すために、国連が中心的な役割を果たすよう求められた。国連モザンビーク活動（ONUMOZ）は、1992年12月の創設以来、私の特別代表であるアルド・アジェロが調整役を務めている。その任務は、停戦の取り決めと10万人にも上る双方の兵士の動員解除を監視するとともに、政治的機能を果たし選挙を推進し、大規模な人道活動と地雷撤去を遂行することにある。

383. モザンビークでの平和建設の努力の一環として、1993年6月8、9の両日、イタリア政府と国連の共同議長の下に、マプトで抛出国会議が開かれた。この会議は、1992年12月15、16の両日、一般平和協定第7条に基づきローマで開かれた抛出国会議に続くもので、モザンビークでの合同の人道援助計画の実施状況を再検討した。この計画は、緊急援助に重点を置いていたそれ以前の計画から方針を転換したことを示していた。新しい計画は、難民や避難民を社会に復帰させることと、復興および将来の開発に焦点を当てることによ

て、長引く緊急援助の段階に終止符を打ち、常態への復帰が始まったことを示すものである。人道援助計画は、本国への帰還支援、武装部隊の動員解除、緊急救済活動、重要サービスの復活、国際収支および予算の支援などの分野にまでまたがっている。この計画は1993年5月から1994年4月までの期間に5億5,960万ドルを要するだろう。現在近隣諸国に難民として居住しているモザンビーク人150万人を帰還させ再定住させるこの事業は、国連がアフリカで実施するこの種の活動としては最大のものとなる。

384. 抛出国はその後、新たに約7,000万ドルの抛出を約束し、約束された抛出額の累計は、計画に必要な総額5億6,000万ドルに対して5億2,000万ドルに達した。しかし抛出国はまた、選挙の過程や動員解除、それに一般平和協定に定められている一部の委員会の作業に絡んで遅れが出ていることに懸念を表明した。すべての関係当事者が協定実施に積極的に参加すれば、モザンビークの平和を強化するのに大いに役立つだろう。
385. 1993年6月、私は安全保障理事会に対し、ONUMOZの軍事部門の迅速な配備を妨げている遅れが克服されたこと、1993年5月初めまでに、私の活動計画に明示されている5歩兵大隊が、ベイラ、テテ、リンポポおよびナカラを結ぶ回廊と国道N1沿いに展開を終わったことを報告した。その後、すべての派遣団の展開が完了した。1993年8月末現在、組織された部隊の全兵力は、支援要員も含めて、6,000人を超えた。
386. 派遣団の活動は予想通り、主として、自動車および飛行機による回廊沿いのパトロールのほか、検問所の開設、列車の護衛などである。国連部隊はまた、各地で食糧不足に悩む人々への救済物資の輸送を護衛したり、部隊集結地への装備の運搬などにも当たった。これに加えて、住民居住地域や部隊集結地につながる道路の修復や偵察も行った。
387. 政府軍およびRENAMO軍の部隊集結と動員解除のプロセスは、当初1992年11月中旬に始まることになっていたが、いくつかの理由で遅れている。なかでも、RENAMOが委員会の作業に参加する前に政党としての財政支援を受けることを主張していること、集結のプロセスが始まる前に、ONUMOZ軍の65パーセントを展開するようRENAMOが主張していることが、その理由である。
388. 1993年8月25日現在、軍事監視団として認められた354人のうち303人がモザンビークに既に到着している。派遣部隊の支援を受けて、監視団は集結地点の開設、準備を活発に進め、停戦違反の苦情についても視察、調査を行っている。
389. 1993年8月末、事態に重要な進展があったことを報告できた。これは、RENAMO議長のアフォンソ・ドラカマ氏が幾度か延期を繰り返した後、マプト入りし、8月21日からモザンビーク大統領のジョアキン・シサノ氏との間で一連の会談を開始したことである。

この会談は、残っている主だった争点についてなんらかの合意ができるまで続けられるものと期待されている。この進展の重要さはどんなに強調しても強調しすぎることはない。和平プロセスの主要分野で前進があるかどうかは、これらの議論の成否いかにかかっている。

## 16. モルドバ共和国

390. 1922年7月21日の撤退協定の調印の後、モルドバ共和国大統領の要請に基づいて、私は1992年8月末、モルドバに2度目の事実調査団を派遣した。調査団は、武力衝突が停止したにもかかわらず、一般情勢はなお不安定であるとの結論を出した。

391. 主たる障害は依然として、第14ロシア陸軍のドニエストル左岸からの撤退の問題である。モルドバ共和国外相は1992年10月2日付け国連事務総長宛ての書簡で、ロシア連邦の同意の下に第14陸軍撤退問題に関する両国間の交渉に国連のオブザーバーを派遣することを提案した。私は1993年1月5日付けの回答で、使節を送ってモルドバ、ロシア双方の交渉団の指導者と会い、交渉に国連オブザーバーが出席する問題を協議することを提案した。

392. 1993年4月27日、モルドバ共和国内に、8カ国からなる欧州安全保障協力会議（C S C E）の代表部が設立されたことにかんがみ、この問題ではC S C Eが主導的役割を演じることでモルドバ共和国政府との間に合意が成立した。

## 17. ルワンダ

393. この問題の関係国2カ国、即ちルワンダおよびウガンダとの合意によって、国連監視団は両国が共有する国境の一方の側にものみ展開している。事務総長代表の訪問の後を受けて、安全保障理事会宛てに提出した1993年5月20日のルワンダに関する中間報告（S／25810）で、私はルワンダ・ウガンダ国境のウガンダ側にも国連監視団を展開するよう勧告した。国連監視団の展開を勧告した際、私は監視団の国境への展開を決定することによって、この地域の平和と安全に対する国際社会の関心に光をあてることになるだろうことを指摘した。私はまた、この決定によってアルーシャでの交渉のプロセスを促し、当事者がルワンダの平和と国民的融和のための努力を積極的に追求するのを助長するだろうことを指摘した。

394. 安全保障理事会は決議846（1993）で、ルワンダおよびウガンダ政府が一時的な信頼醸成措置として、国連の監視団を国境の両方に駐留させるよう要請していることに留意しつつ、国連ウガンダ・ルワンダ監視団（UNOMUR）の設立を決定した。その任務として

は、両国の国境を越えていかなる軍事援助も行われていないことを検証することがあった。また国連は同時に、紛争によって生じた約90万人の避難民に対する緊急援助も提供している。この人道的計画のために7,800万ドルの拠出を求める合同の呼びかけが行われた。

395. 1992年7月12日に合意に到達した停戦協定は、1993年2月8日に破られたが、3月9日には復活した。国連の軍事専門家二人がアフリカ統一機構の下で、ルワンダの拡大中立軍事監視グループの資金供与の準備に技術的支援を与えている。このグループは停戦の監視に当たっている。最近の交渉は1993年3月半ばに始まり、これまでに完了している。包括的な平和協定は1993年8月4日、アルーシャで調印された。これが成功裏の結果に終わった背景には、交渉の推進役となったタンザニア共和国が重要な役割を果たしたことがある。
396. ルワンダ大統領およびO A U事務局長からの連絡を考慮し、安全保障理事会決議846(1993)に従って私は、ルワンダ政府とルワンダ愛国戦線が呼びかけた中立的国際軍の果たしうる機能を検討し、これを遂行するのに必要な人的、財政的資源を評価するために、ルワンダに視察団を派遣した。視察団はO A Uおよびタンザニア共和国政府とも協議をすることになっているが、この視察団の調査結果は、平和協定の実施に国連がどう寄与するかについて私が安全保障理事会に勧告するのに役立つだろう。

## 18. タジキスタン

397. 1992年夏、さまざまなグループの間の武力衝突が劇的に増え、1992年8月末から9月初めにかけては南部タジキスタン一帯で戦闘が発生した。事態がさらに広範な地域紛争に発展する懸念があったことから、私はタジキスタンおよびウズベキスタン政府と協議の上、1992年9月16日から22日まで、事実調査団を派遣した。調査団はとくに、タジキスタンの情勢が内戦であること、1992年6月以来2,000人以上が殺害されたほか、20万人以上が難民あるいは避難民となったことを報告した。
398. この結果に基づいて私は1992年11月3日から14日にかけて、タジキスタンおよびその隣接4カ国に調停使節団を送り、地域の平和創造の努力を支援した。使節団はまた、人道的援助の必要に関して予備的な評価を行った。その報告を基礎にして、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、世界食糧計画(WFP)、世界保健機関(WHO)の人道的計画を支援するため2,000万ドルの拠出を促す呼びかけが行われた。この地域でのさまざまな関係者と使節団が行った協議に照らして、私は1992年12月21日、ドシャンベに小規模の国連チームを置き、現地情勢を監視させるとともに連絡役務を提供するとの決定を安全保障理事会に伝えた。私の決定はタジキスタン政府から歓迎された。

399. 1993年初め、3カ月の任期でイスマット・キッタニをタジキスタンへの特使に任命した。その任務は適切な国際監視を伴った停戦について合意を確保し、政治解決に向けて交渉を開始し、これらの目的を達成するために近隣諸国およびその他の関係国の援助を取り付けることにあった。安全保障理事会はこの人事を歓迎した。
400. 1993年5月および6月、私の特使はイラン、カザフスタン、キルギスタン、パキスタン、ロシア連邦、タジキスタン、ウズベキスタンを訪問、さらに数週間後にはサウジアラビアを訪れて、それぞれの指導者と会談した。この最初の訪問では、特使はその任務に従ってすべての関係当事者との接触を完了し、彼らの立場を確定することができなかった。1993年8月16日、私は安全保障理事会宛てに特使の調査結果をまとめて報告、アフガニスタン-タジキスタン国境で危機が拡大することに懸念を表明した。1993年8月23日、安全保障理事会は議長声明を通じて、特使の任務を1993年10月31日まで延長し、さらに現在タジキスタンに滞在中の国連当局者の任期を3カ月間延長するとの私の提案を歓迎した。
401. 私は直ちに特使に対し、カブールを訪問して政府指導者とタジキスタン問題に関する特使の任務について協議するとともに、アフガニスタン国内に在住しているタジキスタンの反政府指導者の見解や立場を明確にするよう要請した。これに加えて私は特使に再度ドシャンベを訪問、この地域の他の国々も訪れるよう要請した。一方、私は安全保障理事会に最近の事態について懸念を伝え、情勢を注意深く監視する意向を伝えた。人道問題局はタジキスタンの人道上の必要に関して各機関合同の評価を遂行している。

## 19. 西サハラ

402. 1991年4月、安全保障理事会は決議690(1991)で、国連西サハラ住民投票ミッション(MINURSO)の設立を決定した。決議は、国連がアフリカ統一機構と協力して独立か併合かを定める住民投票を組織することになっていた。監視団は文民、治安、軍事の各グループからなり、統合的な活動の一部として機能することになっている。MINURSOの文民グループは約275人の国際スタッフで構成し、治安グループは最高300人までの警察官で構成することになっている。また軍事グループは監視、歩兵、兵站の各大隊を含めて約1,700人で構成することになっている。投票資格の基準をめぐる見解の相違が生じた。私は双方の当事者と密接に連絡をとり、1993年5月31日から6月4日にかけて特別代表のシャハブザダ・ヤクブ・カーンとともにこの地域を訪問、これらの基準の解釈と適用に関して妥協策を受け入れるよう促した。
403. 当事者間の直接交渉を準備し組織する困難さや、その他の主として手続きに関わる問題はあったが、モロッコ政府とポリサリオ戦線の代表が7月17日から19日までラーユヌで、

国連オブザーバーとしての私の特別代表も同席して会談した。会談は、自制と相互に対する敬意を示すなかで、建設的な精神の下に行われた。このラーユヌ会談を受けて交渉が速やかに再開され、今年中に住民投票が実施されるよう、切に希望する。

## 20. ザイール

404. ザイール情勢に関しては、国民会議によって選ばれたエティエンヌ・チセケディ首相からの1993年3月24日付けの書簡を、1993年5月7日、安全保障理事会議長に対して送付した。このチセケディ書簡は、人権尊重を擁護するため監視団を任命し、真に自由かつ民主主義的な選挙を準備、監視、監督するのを助け、国内で居住地を追われた人たちに対して人道援助を供与するためシャバに調査団を派遣すること、などを国連に要請したものだ。チセケディ氏はまた法と秩序、平和と治安を回復し、確実に人と財産を保護し、内戦の可能性を回避するために、国連の調停軍を派遣するよう要請した。私はまた1993年4月23日ブリュッセルで、国民議会の議長、ローラン・モンセングウォ大司教と会談し、ザイールの悪化する情勢と制度上の膠着状態、それに国連の果たし得る役割などについて協議した。
405. 避難民の数が数十万人の単位に上るなかで、人道上的状況は引き続き極めて深刻である。この地域に足場を置く国連機関および非政府機関は、必要な救済支援をするために最大限の努力を続けている。私は、現地の人道上およびこれに関連する必要を直接見極め、影響を受けた人たち、とりわけ避難民への援助供与の方法についてすべての関係当事者と協議するため、諸機関合同の調査団を組織することを決めた。しかしこれに対してモブツ大統領が留保を表明したため、調査団は派遣されなかった。
406. 1993年7月、カイロで開かれたOAU首脳会議の際、モブツ大統領と広範な協議を行う機会があった。その後、私はラクダール・ブラヒミをザイール担当特使に任命し、調停工作に当たらせることにした。その主たる目的は、現在の政治状況のなかで解決策を見いだすのを国連として支援する方策を模索することにあった。モブツ大統領は、私の特使が国内を自由に旅行し、野党指導者とも自由に会えるように取り計らい、全面的に協力することを私に約束した。
407. 特使は7月18日にザイールに到着した。特使はシャバでモブツ大統領に会い、フォースタン・ピランドゥワ首相およびモブツ政権の高官と意見を交換した。特使はまた、エティエンヌ・チセケディ首相、モンセングウォ大司教、その他の野党指導者とも会談した。ブラヒミ氏は現地のすべての関係者から歓迎を受け、暴力に終止符を打ち国民的和解を促進するために関係当事者に対話を促すことに全力を挙げた。
408. 1993年8月初め、ブラヒミ氏がニューヨークに帰任した後、私は諸機関合同の調査団を

ザイルに派遣した。これは、特に避難民を追われた人たちが集中している地方で人道に緊急に必要としているものを調査し、その必要に効果的に対応できる方法を明確にすることを目的としていた。調査団はキンシャサ地方のほか、シャバ、北キブ、西カサイおよび東カサイ州も訪れ、3週間以内に作業を完了することになっている。この間にも、私は国連の関連諸機関および援助拠出国に対し、シャバ、キブ州などを中心に被害を受けている住民の苦痛を軽減するため一層の努力が必要であることに注意を喚起した。

## E. 主要な包括的努力

409. 前述の事例でも明らかなように、新しい国連が直面している責任の範囲は広いだけでなく、実質的に無限であり、人間の活動のほとんどすべての領域に及んでいる。
410. こうした革命的で新たな状況に対処するために、国連はできる限り統一的、かつ包括的な方法で自らの課題に臨まなければならない。政府も個人も先に議論したような危機は、伝統的な理論と実践の枠を超えるものであることを認識する必要がある。食料、水、地雷、病気と死、そして民主化、人権と開発などは密接に絡み合っている。個別の問題に対処する努力は、全体を見通した包括的なビジョンなしには成功しない。
411. ここで扱うカンボジア、エルサルバドル、ソマリア、旧ユーゴスラビアの四つのケースは、国連が関与する包括的かつ挑戦的な状況を明らかにするだろう。これらは必要とされる任務が多岐にわたる点で互いに似通っているが、それぞれが独自で異なった要素を持っている。

### 1. カンボジア

412. 最近のカンボジア総選挙の成功は、複雑でしかも深刻な妨害に直面した状況を解決するために、国連の平和維持活動が重要な貢献を成し得ることを明確に示すものである。パリ和平協定に規定された国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の任務は、国連の活動としてはこれまでで最も複雑で野心的なものの一つだった。その中には、人権、自由で公正な総選挙の組織と実施、軍事的取り決め、文民行政、法と秩序の維持、カンボジア難民と避難民の帰還と再定住、そして、移行期間中のカンボジアの主要経済基盤の再建などが含まれた。同時に、UNTACは当事者の合意と協力を基にし、また武力ではなく政治的権威と説得に依拠する伝統的な型の平和維持活動として計画された。
413. パリ和平協定に調印し、広範な義務を負った4当事者の一つ、民主カンプチア党がその約束を尊重することを拒否したとき、UNTACは重大な困難に直面した。事実、同党は停戦第二段階の実施とUNTACの監視下での動員解除を拒否した後、次には和平プロセス

から撤退し、最高国民評議会の会合を欠席した。同党を対話に引き止めるため私自身、明石康特別代表、パリ和平国際会議の共同議長、そして関心国の政府が努力を続けたが、同党は結局、選挙への参加を拒否した。しかし、私はUN T A Cの権限のすべての側面を可能な限り最大限、実施することを決めた。私は一党派の非協力がカンボジアに平和を再建するための前例のない、かつ広範な国際的努力を無にすることを許すまいと決意した。

414. 安全保障理事会はこの行動方針を一貫して支持した。和平プロセスに協力する三派所属の約20万人の兵力のうち、約5万5,000人が再編、集結した後、集結を中断せざるを得なくなった。しかしその一方で、UN T A Cの1万6,000人の軍事部門は、有権者登録における治安確保と21州全州での選挙実施に向けて再展開した。計2万1,000人の軍事、警察、文民要員が1992年半ばまでに全面展開を終え、UN T A Cは人権尊重の推進、法と秩序の維持への貢献、既存の行政機構の活動、とくに外交、国防、財政、公安、情報の主要五分野の監視、監督など、多岐にわたる任務を精力的に進めた。活発な教育・広報キャンペーンはこれらの努力の重要な側面となった。
415. 36万人以上の難民と避難民が兵站上、および気候上の大きな障害にもかかわらず、作戦開始からちょうど1年後の1993年3月31日までに成功裏に帰還を終えた事実は、UN T A Cと国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の組織的な能力を証明した。UNHCRは帰還するカンボジア人に祖国での未来を与える上で、統合された努力の中で主要機関としての役割を果たした。
416. カンボジア国民はまず有権者登録を行い、次に1993年5月23-28日に予定通り実施された総選挙で大量投票を行うことで、彼らの和平プロセスへの信頼と安定した将来を築くための勇気と決意を、繰り返し明らかにした。推定有権者人口の約96パーセントに当たる470万人近くが登録を行った。登録者の90パーセント近くの計426万7,192人が投票した。民主カンプチア軍による妨害の心配や、別の党派によるものとされた威嚇行為に関する懸念にもかかわらず、20の政党が積極的に参加した6週間の選挙運動も、投票そのものも極めて平和的で、暴力的な事件もなかった。5万人以上のカンボジア人の選挙要員と千人の国際的な投票監視員の協力を得たUN T A Cの選挙部門スタッフは、選挙でカンボジアの有権者が各地で示した熱意、忍耐、そして高揚した精神力に胸を打たれた。
417. 6月10日、選挙の検証と開票が完了した後、明石特別代表は私の承認の下で、私の代わりに、カンボジアの総選挙が自由で公正なものであると宣言した。安全保障理事会は6月15日、この認定を承認し、選挙結果はいまやすべてのカンボジアの政党に受け入れられた。新たに選ばれた制憲議会は6月14日に第1回会議を開き、新憲法の起草、採択と新政府樹立への作業を開始した。

418. それ以来、選挙で議席を獲得した4政党はシアヌーク殿下の指導力の下で、パリ和平協定に基づく新政府樹立までの移行期間中の暫定連合政権に合意した。私はこの動きを、安定と国民和解、そして将来のカンボジア政府への円滑な移行に資するものとして歓迎し、支持する。
419. UNTACは残る移行期間中、その任務を引き続き誠実に実行し、カンボジア国民が自決の目覚ましい偉業で達成した勝利を強固なものとするのを助けるだろう。私は、カンボジア国民と将来の政府が安定した、平和で豊かな国を建設するという困難な仕事をする上で、国際社会が引き続き支援を与えることを確信する。
420. 2万人以上の国連部隊は1993年8月、国連史上、最大規模の活動の一つを完了して帰国し始めた。安全保障理事会は8月27日、決議860(1993)でUNTACの軍事部門の撤退期限を1993年11月15日に設定した。

## 2. エルサルバドル

421. エルサルバドルは国連がかなり複雑な活動に従事している、もう一つの加盟国である。国連は政府とファラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)との間の一連の和平協定を仲介し、その実施を支援、検証する責任を負った。この目的のために創設され、私の特別代表ラミレス・オカンポが率いる国連エルサルバドル監視団(ONUSAL)は、軍事監視要員、警察官、人権問題専門家、そして様々な文民分野の専門家で構成される。また、和平プロセスの総仕上げとして1994年春に実施予定の総選挙を監視する選挙部門が、エルサルバドル政府の要請で近くこれに加わる。
422. ONUSALのこの多面的な性格は、停戦が発効する以前にさえ、国連が双方の人権尊重を監視することを規定した和平諸協定の複雑さを反映している。3人の著名な外国人からなる委員会が、10年以上におよぶ激しい内戦中に起きた重大な暴力行為の真相を究明する目的で作られた。諸協定の下では停戦、軍隊の浄化と漸進的な縮小、FMLNの動員解除とその政党としての合法化が実施される。また既存の治安機関は国連によって監視され、新たな文民警察が創設される。選挙制度とともに司法制度も改革される。とくに、軍隊と治安部隊を完全に文民のコントロールの下に置き、例外的な状況を除いて軍隊が国内秩序の維持など警察の機能に関わらないようする目的で、憲法に各種の修正が施される。経済・社会分野でも改革が行われる。とくに動員を解除された双方の戦闘員や、内戦中に土地を失い他人の土地で働いていた人々に土地が与えられる。
423. 和平プロセスを後戻りさせられないことが急速に明らかになったのは、エルサルバドル国民、とりわけ政府とFMLNの功績である。しかしその実施については、いくつかの後退

もある。停戦は完全に順守されたが、軍隊の浄化のために設立された特別委員会の勧告を政府が実施するのは8カ月も遅れた。最も深刻なのは、1993年5月23日にニカラグアで大規模なFMLNの武器貯蔵所が発見されたことで、FMLNがその再三の申し立てにもかかわらず、武器、弾薬、その他の軍事物資の申告、破壊を怠っていたことが明らかになったことである。その後の3カ月間、FMLNは国内外の貯蔵所をONUSALに明らかにし、貯蔵武器は破壊された。この深刻な協定違反で和平プロセスは多少緊張したが、私はこの一件はもう落ち着いたと信じている。

424. 最近の数カ月間、新しい国家文民警察の形成と展開が遅れている。和平協定を補完し、内戦中に重大な人権侵害を許した条件を再現させないことを目指して作られた「真相究明委員会」の勧告の実施にも、いまだ進展が見られない。私はこれらの勧告を実施することは国民和解にとって必要だと確信する。
425. また土地に関する和平協定の複雑な規定を実行に移すことも遅れている。紛争当事者の双方は、戦闘員の動員を解除する約束を守る倫理的な義務を免れることはできない。
426. 国家文民警察の設置の遅れと同様、土地計画における遅れも、部分的には資金の不足によるものである。国際社会に資金援助を呼びかけた私の訴えは、これまでのところ、すべての要請を満たす結果を生んでいない。従って、政府は和平プロセスの重要な要素が資金的理由で失敗することがないように、自らの財政支出の優先度を調整する義務があると信じる。しかしこれは、国際金融機関がエルサルバドルへの支援を継続するための条件である経済改革計画と両立させることの難しさを認識する必要がある。
427. エルサルバドルのケースは、長年の軍事紛争から抜け出た国々の平和建設のためには、国連というシステムが完全に統合されたアプローチをする必要のあることを示す格好の例である。停戦と選挙の成功だけでは完全な成功とは言えない。それは、当初の紛争の原因を取り除くために必要な政治的、経済的、社会的な諸措置が取られた時にのみ確保される。

### 3. ソマリア

428. 伝統的な平和維持と人道援助でソマリアを助けようとする国際社会の最善の努力にもかかわらず、状況は1992年末までに容認できないものとなった。ソマリアには依然、中央政府はなく、モガディシオは敵対する民兵により分割され、国中で10を超える勢力が活動していた。
429. 援助物資の略奪の横行、強盗、武装グループによる山賊行為、そして全般的な無法が状況を混沌化させた。多額の現金と援助物資が援助機関から脅し取られ、それらの機関のス

タッフの命が危険にさらされた。その結果、援助物資は用意されていたり、輸送中だったりしたのに、飢餓で死んでいくソマリア人の手元に到達するのを妨げられた。ある推定によれば、ソマリアでは一日に3,000人ものが餓死する一方で、倉庫は貯蔵物資で一杯だった。

430. 1992年11月24日、私は安全保障理事会に対し、ソマリアにおける国連の努力の基本的な前提と原則を見直すことが必要となる可能性がなくはない、との報告を行った。私はまた、伝統的な平和維持の努力が望ましい結果を生んでおらず、平和執行の措置に訴えることが必要となるかも知れないと報告した。
431. 1992年12月3日、安全保障理事会は決議794 (1992) により、人道目的に限って、軍事的に介入することを初めて決定、国連史上にひとつの先例を打ち立てた。この決議で安全保障理事会は、ソマリアでの人道援助活動にとって安全な環境をできるだけ早急につくるために、すべての必要な手段を用いることを承認した。国連憲章第7章の下で安全保障理事会は、事務総長と関心を持つ加盟国が派遣軍の統合司令部を設置する措置を取ることを承認し、軍事力の提供と資金、物資の貢献を行うよう、協力可能な全加盟国に対して要請した。安全保障理事会はさらに、国連ソマリア活動 (UNOSOM I) のあり方については、現地情勢の分析に基づく事務総長の裁量に委ねることを決定した。
432. 作戦の第1段階で、米国が主導する統合軍は1992年12月9日、人道援助物資を妨害なく分配できる安全な環境を確保する目的で、現地に上陸を開始した。私は統合軍司令部に対し、戦闘に関与する各派を武装解除するための措置を講じるよう要請した。困難な5カ月間で統合軍は遠隔地への立ち入り確保と、援助物資の分配作業の援護供与の面で前進を見た。武装解除はなお問題だが、国連と非政府組織はソマリア各地で救援活動を拡大することができた。その結果、栄養不良の水準と飢えによる死者数がともに劇的に低下した。
433. 1993年3月3日、私は安全保障理事会に対し、統合軍から第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II) への移管を実現するための勧告を提出した。私は、安全保障理事会決議794 (1992) の採択以来、統合軍が約3万7,000人の兵力を国土の40パーセントにわたり展開したことを指摘した。治安情勢は改善したものの、暴力事件は引き続き発生した。そこで私は、ソマリア全土で安全な環境を作り上げるための強制力を、UNOSOM II に付与すべきだと結論付けた。
434. 3月26日、安全保障理事会は決議814 (1993) を採択、憲章第7章の下で、統合軍から新たな権限下の新たな国連活動 (UNOSOM II) に移行する手続きを規定した。通常の平和維持に戻る代わりに、安全保障理事会は決議794 (1992) で予見されたように、国連自身が

安全保障理事会の権威の下で必要とあれば強制行動をとるという、前例のない活動を開始することを選んだ。

435. この第2段階で、UNOSOMIIは平和、安定、法秩序の回復、ソマリア警察力の再建支援、難民の帰還、および避難民の再定住の援護と支援、ソマリア全土の地雷除去計画の支援、武器禁輸の監視と武装解除の促進、援助供与と経済再建の支援などの任務を遂行することを要請された。安全保障理事会はUNOSOMIIの展開を加速し、要員2万8,000人全員および装備の枠を完全に満たすよう促した。UNOSOMIIが任務を遂行する際の武装攻撃に対処し抑えることができるように、加盟国は装甲兵員輸送車、戦車、攻撃ヘリコプターなどを含む軍用装備や輸送手段を緊急に提供するよう要請された。1993年8月31日現在、要員2万8,000人の目標は完全には達成されていない。
436. 1993年5月4日に指揮権がUNOSOMIIに移管された後、いくつかの政治勢力が国連要員に対して武装攻撃を仕かけ、その結果、49人の兵士が命を落とした。またジャーナリスト4人が殺され、約160人の要員が負傷した。
437. 1993年6月6日、安全保障理事会は決議837(1993)で、この攻撃の責任者、公に扇動をした者に対し、事務総長が逮捕、訴追のための拘束、裁判、刑罰など、すべての必要な措置を取る権限があることを確認した。安全保障理事会はまた、ソマリアの全党派、政治勢力が和平合意の約束を順守するよう要求した。さらに武装解除と、暴力を助長してきた放送局を中立化することが死活的に重要であることを強調した。
438. 6月12日以来、UNOSOMIIが行った軍事行動では、民間人の犠牲者を出さないように大きな配慮がなされた。安全保障理事会議長と私は、無実のソマリア民間人の間に犠牲者が出たことに深い遺憾の意と悲しみを表明した。
439. UNOSOMIIとソマリア人にとって、これからの大きな仕事は、停戦、武装解除、動員解除、国民和解、そしてそれらを実行する上での国連の支援の要請などに関する具体的な規定など、1993年1月および3月にアジスアベバで調印された諸合意を履行することである。これらの合意はソマリア人による合意であり、その実施を成功させる責任はソマリアの国民にある。国連憲章第7章の権限の下で、UNOSOMIIとジョナサン・ハウ事務総長特別代表が現地で支援に当たるだろう。
440. 1993年3月11-13日にアジスアベバで開かれた第3回ソマリア人道援助調整会議では、救援物資の効果的な分配にも、国の復興と再建への移行にとっても、治安の確保が重要だということが認識された。参加者はソマリア側との協議で策定された1993年国連救援・復興計画を承認した。この会議には190人のソマリア人が出席したが、その多くは3月15日に

アジアベバで私が招集したソマリア国民和解会議で積極的な役割を果たした。

441. 国民和解会議で、正統の代表政府を再建するまでに2年間の過渡期間がソマリア人参加者によって設定された。目標期日として1995年3月を選ぶ上で、ソマリア人は文民制度の回復、経済復興政策の推進、自らの手による治安確保などを行うための現実的な時間的枠を設けた。私が期待するのは、1995年3月末にはソマリアの歴史における現在の段階が成功裏に終了し、ソマリアが正常な状態に戻ることである。
442. 国連はソマリアの3年間にわたる中期復興開発計画を策定するために、並行的な努力を行っている。国連開発計画（UNDP）、世界銀行を含む国連の開発関係機関がこの仕事に積極的に関わり、またソマリア人の努力をこの計画の中に組み込むための準備が行われている。私は、こうした努力によりソマリア国民が自らの社会を再建できると信じている。

#### 4. 旧ユーゴスラビア

443. 旧ユーゴスラビアの悲劇的な状況は、国際社会の関心と資源、そして感情を消耗し続けている。安全保障理事会は連日のようにこの問題を協議し、1993年7月末までに、旧ユーゴスラビアでの様々な紛争に関して44の決議を採択、33の議長声明を発表した。安全保障理事会の期待は現地の各勢力によって繰り返し裏切られたが、利害の大きく異なる諸国が自発的で勇気あるイニシアチブを以て繰り返し集団的に対応できたこと、さらにこの紛争地域に静けさをもたらすために大胆な試みを行ったことに、私は勇気づけられた。
444. 1993年8月以来、旧ユーゴスラビア和平国際会議は、旧ユーゴスラビアのすべての問題に政治解決を求めるための永続的な交渉の場を提供してきた。同会議の運営委員会の議長は現在、ヨーロッパ共同体を代表するオーエン卿と、私の特使、サイラス・バンスと5月に交代して同じくユーゴスラビア問題での私の特別代表であるトルバルド・シュトルテンベルクが務めている。私は、特使を務めていたころのバンス氏の疲れを知らない、無私で献身的な努力に対する私の感謝の念を記録にとどめたい。ボスニア・ヘルツェゴビナに関するバンス・オーエン和平案とクロアチアに関するバンス案は依然、両加盟国の紛争をさらに政治解決に導くための基礎となっている。
445. 一方で、クロアチアとボスニアにおける平和維持は極めて大きな課題となった。国連保護軍（UNPROFOR）の任務は1993年2月21日、3月31日、6月30日の三度にわたり、私の勧告によって延長された。UNPROFORは現在、2万5,000人近い数の要員を擁し、クロアチアに約1万4,000人、ボスニアに1万人近く、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国に1,000人弱が展開している。ボスニアと、程度は少ないもののクロアチアにおけるUNPROFORの経験は、当事者が自ら約束したことを守れない、または守る意思がない

という状況や、平和維持要員自身が攻撃の対象となる状況で、ブルーヘルメットを展開することが賢明であるかどうか、という深刻な疑問を提起した。

446. クロアチアでは国連の当初の和平計画が肝心のところで、依然実行されていない。国連保護区の非武装化は現地セルビア人勢力の当局の抵抗で一度も実現しなかったし、クロアチア軍による攻撃の脅しや恐れによって、抵抗はしばしば強化された。その結果、安全な環境でのみ実行できる難民、避難民の帰還は何度も延期され、全関係者を失望させた。クロアチア政府は領土回復に進展がないことに不満を強め、UNPROFOR展開地に隣接する地域に3回にわたり侵攻、和平プロセスをさらに後退させた。現在も緊迫した情勢が続いている。

447. ボスニア・ヘルツェゴビナでは、国際社会による相当の平和維持、および人道援助の努力は残酷な紛争を終わらせるに至らず、民間人が日々こうむっている恐ろしい体験は、世界の良識を侮辱し続けている。

448. 旧ユーゴスラビアにおける最も顕著で、うまくいった国際社会の貢献は、人道援助の分野のものである。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が率いる国連の援助努力には、ユニセフ（国連児童基金）、世界保健機関（WHO）、世界食糧計画（WFP）、赤十字国際委員会（ICRC）、国際移民機関（IOM）、そして数多くの非政府組織による貴重な貢献が含まれている。

449. 3月、UNHCRは旧ユーゴスラビア全体で380万人が援助を受けていると報告した。ボスニアだけでも当初人口の半分に当たる228万人がUNHCRの援助を享受した。UNPROFORは、包囲下にある80万人以上の市民に約40万トンの人道援助物資を届けるのを助け、また同地域の多数の避難民に支援を提供することができた。その存在は、多くの専門家が昨冬にボスニアで予想した大量餓死を回避する上で計り知れない助けとなった。援助物資の提供には、立ち入りルートに関する交渉、サラエボへの物資空輸の調整、陸上の輸送部隊による物資搬送、陸上からは接近不可能な包囲地域に対する物資空中投下の組織などの諸活動が含まれた。

450. しかし、国際社会の人道援助努力の条件は確実に悪化している。ボスニアではいま戦闘が拡大している。援助活動が妨害され、遅らせられ、あるいは軍事目的に利用される一方で、UNPROFOR、UNHCR、その他の組織の要員は全武装勢力のメンバーにより計画的に標的にされつつある。UNPROFORは死者51人を含む548人の死傷者を出し、その死傷率は最近、かなり上昇した。その一方、人道援助に対する国際社会の支援は衰え気味で、実際の拠出額は必要額を大幅に下回っている。

451. 従ってボスニアにおける国連と他の機関の役割と、それらが利用できる手段はいま深刻な挑戦に直面している。人道援助の努力を必要な限り維持することが極めて重要なことは明らかだが、現在の下降現象が続けば、安全保障理事会がボスニアにおける政治的目標を達成できなくなる現実的な危険性がある。最終的には、さらに大量の難民を出して隣国と地域全体に深刻な不安定化をもたらし、人道上也破局を迎えることになるだろう。
452. 旧ユーゴスラビアの戦争の最も憎むべき側面の一つは、大量かつ組織的な人権侵害と、特にボスニアにおける人道法の重大な違反である。人権委員会の特別報告者はその現状に関するいくつかの詳しい報告書を、勧告とともに提出した。1993年3月の報告書では、戦争犯罪に関する大量の証拠に特別の注意を払っている。
453. 1992年8月、安全保障理事会は旧ユーゴスラビアにおけるジュネーブ条約の重大な侵害、および国際人道法の違反行為を犯した者や命令した者には個人的な責任があることを再確認した。1992年10月6日、安全保障理事会は決議780(1992)で、旧ユーゴスラビア領内で行われたジュネーブ条約の重大な侵害行為と国際人道法のその他の違反に関する証拠について結論を出すための専門家委員会の任命を私に要請した。5人のメンバーからなる委員会が設置され、1992年11月以来、7回の会合を開催、コンピューターによるデータベースを作り、二つの中間報告書をまとめたほか、数回の現地調査を行った。国連の法務局はこの委員会に対し、法律のおよび行政上の支援を提供している。
454. 同委員会の初期的な調査結果により、安全保障理事会は1991年以来旧ユーゴスラビア領内で行われた重大な国際人道法違反行為の責任者を訴追するために、国際法廷を設置すべきだとの結論を出した。決議808(1993)で安全保障理事会は、こうした国際法廷を設立するための具体的な提案を含め、この件に関するすべての側面について報告書を準備するよう私に要請した。私は1993年5月3日、設立規則案を含む報告書を提出し、5月25日の決議827(1993)でその全体が安全保障理事会によって承認された。
455. 報告書と設立規則は国際法廷設立の法的基礎という、憲法的に見て論議となる問題を扱った。すなわち法廷の権限と、詳細な手続きの面や組織面などに関する極めて複雑な法的諸問題である。この設立規則は国際刑事法の分野で新生面を開くものと見られている。

## F. 紛争後の平和建設

456. 「平和への課題」の中で、私は国家間の武力紛争の再発を防ぐためには紛争後の平和建設のプロセスが重要であることを強調した。あの報告書が世に出てから、多くの有益な分析や論評が現れたにもかかわらず、この概念にはほとんど注意が払われていない。平和建設は戦闘停止後の平和の再建より範囲が広いものである。平和建設は政治、経済、社会、文

化にわたる国連の包括的な開発努力と結び付くものでなければならない。

457. 平和建設の目的は、経済的および社会的開発に寄与するだけでなく、永続的な平和づくりに必要な信頼を強化する互恵的な事業に、敵対する当事者を関与させることにある。教育の交流やカリキュラムの改革を通して対立的な見方を減らすことも、紛争を再燃させかねない文化的、民族的緊張関係の再現を未然に防ぐために重要なことかも知れない。こうしたアプローチはまた、国内紛争の特徴を持つ状況で平和を建設する際、死活的な役割を演じることができる。
458. 平和の建設は市民社会の再生、経済の再活性化、国土の修復と生産性の回復、避難民と難民の帰還と再定住など各種の実践的な方策で始まる。それはまた、暴力を誘発した社会的緊張状態の一構成要素である武器のレベルを引き下げることに伴う。包括的な人道的努力の一環として取られるこれらの措置は、すべて持続可能な社会的、政治的、経済的開発に向けた土台を準備する上で重要なものである。

## 1. 地雷除去

459. ある国を平和と繁栄への新しい道筋に乗せるためのすべての仕事の中で、恐らく地雷の除去ほど直接的な緊急性を要するものはない。世界中の紛争地域には数千万個の地雷が残されている。地雷除去の努力は数十年間にわたって続くものかもしれないが、交通基盤や再定住地域、農業用土地の復旧は、しばしば最初に行うべき優先課題であり、地雷を効果的に撤去することなしには、共同体の一体感や安全を再生するためのどんな試みも成功しない。
460. 私は従って人道問題局、平和維持活動局、その他の関連機関が関与する地雷除去のための調整された行動計画をスタートさせた。アンゴラ、ソマリア、旧ユーゴスラビアでは地雷除去は現在、平和維持と人道努力の一部として行われており、これらの国から地雷汚染を取り除く一致団結した活動は、戦闘が停止するまで待たなければならない。主要な紛争が終結または収束した諸国では、地雷除去を実施中で、戦士たちは武装解除され、動員を解かれ、平和時の生産的な仕事への移行を助けられている。
461. アフガニスタンでは最近の戦争の後、少なくとも1千万個の地雷が残され、各地で通常の生活に戻るのを甚だしく妨げている。アフガニスタン人道援助調整事務所が、アフガンの非政府組織の下で調達された約2,000人の地雷除去要員の訓練や監督など、地雷除去プログラムを運営している。もし援助国により十分な資金が時宜を得たやり方で提供されれば、最も優先度の高い耕作可能地の大部分は1997年の末までには地雷が除去される見通しが大い。

462. カンボジアでは地雷除去が進展しており、現在約1,400人の除去要員が働いている。東部全域にわたり恐らく500万個の地雷があり、特に河川が氾らんする平野や水田で作業は遅れている。アフガニスタンで地雷探知犬の利用が成功したことを受けて、カンボジアでも同様の努力が行われているが、この問題が最終的に解決するまでには何年もかかるだろう。従ってカンボジアでは地雷除去を国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の終了後も続けることが肝要である。
463. モザンビークでは推定200万個の地雷を除去するための計画が準備されている。資金の一部は国連モザンビーク活動（ONUMOZ）の予算から、一部は国連開発計画（UNDP）が運営する信託基金を通して積み立てられている。ここでも地雷除去は長期的な作戦となるので、除去訓練施設が計画の主要な位置を占めることになる。

## 2. 選挙支援

464. 今年、私は政治問題局の中に選挙支援班を作った。同班が活動を始めてから、1992年以前に要請を受けた四つのケース（アンゴラ、カンボジア、マリ、西サハラ）を含む36の加盟国に選挙支援を提供した。この36件のうち、2件は選挙の組織と実施に、4件は検証に、26件は技術援助に、9件は調整と支援に、7件は選挙後のフォローアップと報告にそれぞれ関係している。これらのケースのうち12件は、技術支援と、その他の分野のひとつとを組み合わせたものである。支援を要請した加盟国のうち、26カ国はアフリカ、4カ国は東ヨーロッパ、4カ国はラテン・アメリカ、1カ国はアジアである。
465. 加盟国は基本的に次の四つの状況下にあるとき、国連からの選挙支援を要請する。すなわち、民主主義への移行期にあるとき、紛争に代わる平和的な選択肢の構築を目指しているとき、非植民地化された後、そして自決選挙に臨むときである。例えばエリトリアと西サハラでは、国連は選挙と住民投票の方式について支援するという長期的な約束をしている。エリトリアのケースは、国連の活動のこの側面を代表する重要な例である。
466. エリトリアは25年以上にわたる内戦に苦しんだ。内戦は1991年5月に終わり、現在は一般的な政治的および治安上の安定から恩恵を享受している。1991年12月、エチオピア暫定政府の大統領はエリトリア暫定政府との間で、エリトリアの人々が自らの政治的将来を決める住民投票の国連管理を促進するために必要な取り決めを結んだ。1992年5月19日、エリトリアの住民投票委員会は国連に対し、住民投票の検証を行うよう要請した。選挙支援班からの技術チームが1992年7月30日から8月8日までエリトリアを訪問し、情報を収集して報告書を提出、これに基づいて私は要請通りに検証任務を行う権限を求めて総会に報告をした。1992年12月16日、総会は決議47/114で国連エリトリア住民投票監視団（UNO

VER) の設置を承認した。

467. 1993年1月6日、私は住民投票のプロセスを現地で評価するためにエリトリアを訪問した。UNOVERは1993年1月7日に発足、現地要員が支援する21人の国際スタッフで構成され、私の個人代表、サミール・サンバルが代表を務めた。1993年4月23-25日に実施された住民投票では、これに85人の監視員が加わった。UNOVERの総予算は200万ドル程度である。
468. エリトリア住民投票委員会によると、120万人近い登録有権者のうち98.5パーセント以上が投票した。投票結果は圧倒的な独立支持で、独立は1993年4月27日に宣言された。エリトリアは間もなく国連とアフリカ統一機構に加盟を認められた。
469. 1992年に人道問題局は「アフリカの角」地域に対する統一された支援要請を行った。エリトリアに関しては、緊急の必要性に応じるために要請した額は1億9,100万ドルで、国際社会は1億3,600万ドル相当の援助を現金または物資で提供した。いかなる民主的な選挙プロセスの結果も、それが長持ちするためには本質的に健全な社会、経済、そして国家により支えられなければならない。数十年にわたる戦争はエリトリアの物理的な経済基盤の大部分を損ない、あるいは破壊し、さらに近年の干ばつと合わせて大がかりな援助の必要を生み出した。しかし、必要とされるものは単なる大規模な緊急援助ではなく、主として災害後の復興と開発のための支援である。1992年7月、国連とエリトリア暫定政府は難民の再編入と再定住地域の復興のための3カ年計画をスタートさせた。同計画は2億6,200万ドルを必要とし、50万人のエリトリア難民をスーダンから帰還させることを求めている。これまでに誓約されたのは3,240万ドルにすぎない。
470. 選挙監視に関する国連の関与がすべて第2次国連アンゴラ検証団(UNAVEMII)、国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)、UNOVERのように大規模な活動になるわけではない。調整作業や国際監視要員グループに対する兵站支援など他のアプローチも有効だった。マラウイは特に興味深いケースである。調整努力は住民投票期日の3カ月前に始まり、有権者登録や投票キャンペーンの期間中の監視要員の展開がこれに含まれた。しかし、国連の関与が単なる監視作業に限定されたわけでもない。私は、投票日の変更と投票箱に関する問題で各勢力の合意を確保するために、2回にわたり介入した。住民投票では複数政党制に移行するとマラウイ国民の意思が確認され、政府は現在、国会議員選挙の準備を進めている。国連はこの選挙を全面的に支持するだろう。

## G. 軍 縮

471. ポスト冷戦時代の兵器規制および軍縮の新次元に関する私の報告書が発表されて以来、

国際的な安全保障の分野で重要な出来事が起こり、国際社会はこれらを扱う上で新たな対応と努力を求められている。過去一年間に起きた、数多くの積極的な事態打開の動きによって生まれた弾みは維持しなければならない。

472. これらの成果の中で最も目覚ましいものは、軍縮会議が最近、核実験に関する特別委員会に対し、包括的核実験禁止条約について交渉する権限を付与する決定を行ったことである。この決定は、核実験停止を継続するという核保有国による重要な誓約で可能となったもので、国際的な安全保障の最も死活的な分野で進展をもたらそうという国際社会の努力が一つの頂点に達したことを示している。1993年は1960年代の核実験停止以来、一つの核実験も行われなかった初めての年である。
473. より実効性を高めるためには、包括的核実験禁止条約は普遍的かつ検証可能で、無期限に永続するものでなければならない。核分裂物質の生産停止への関心を新たにすることと合わせて、包括的核実験禁止条約は量的な兵器競争を終わらせ、他の国が核兵器を持つことを防ぐ上で役立つ可能性がある。また、核兵器の数が劇的に減少するにつれ重要性を帯びている核不拡散体制を強化するだろう。これらの展開はすべて、核拡散防止条約（NPT）の締約国が1995年に同条約を無条件かつ無期限に延長することを促している。
474. 私はベラルーシが最近、NPTを批准した事実に満足しており、カザフスタンとウクライナがこれに習うことを切望している。私は朝鮮民主主義人民共和国がNPTを脱退するとの意図表明に深刻な懸念を表明し、従って、同国政府が最終決定を延期して他の関心国や機関、特に国際原子力機関との交渉に応じている事実には勇気付けられている。
475. 世界的な核不拡散の努力はまた、非核地域の設置によって促進される。トラテロルコ条約の完全発効に向けた進展は極めて歓迎すべきものである。この点で、アルゼンチンやブラジルなどによる地域的なイニシアティブは称賛される。私はまた、アフリカの非核化宣言の実施に見られた進展に満足している。私はこの地域に非核地域を正式に設置する条約の案文を確定するために、現在も続けられている努力に最大限の支持を送る。
476. 大量破壊兵器の拡散防止におけるもうひとつの重要な到達点は、約148カ国による化学兵器禁止条約の調印である。化学兵器禁止機構のための準備委員会が円滑に設立されたことは、この条約が効果的かつ成功裏に履行されることを予告している。いまやなるべく早い時期に普遍性を獲得するために、すべての努力を傾注すべきである。
477. 通常兵器登録制度の確立は、歴史的な重要性を持つもうひとつの出来事である。軍事における公開性と透明性の増大を通して信頼性を構築することに力点を置く現在の状況で、この登録制度はユニークな可能性を秘めている。私は、すべての主要な武器輸出国、輸入国

が制度運用1年目にして情報を提供したことを多とする。登録制度は成功した。

478. 登録制度の重要性は、通常兵器が過剰にあり、状況を不安定にする能力があるという問題と関連付けて考えると、さらに明らかになる。登録制度は実際の兵器削減に代わるものではないが、軍事的行動をより予測可能なものとし、隣国同士が互いの非敵対的な意図を保証し合うのに役立つ。それはまた、当事国の防衛上の正当な懸念を考慮に入れながらも、軍備の漸進的な削減につながる可能性があるため、潜在的な敵対関係が存在する地域、亜地域でとりわけ有益だろう。従って私は加盟国に対し、とくに地域あるいは亜地域的な枠の中で、登録制度を他の信頼醸成措置とともに活用することを強く要請したい。これは、軍縮および軍備管理が予防外交と平和創造の分野での国連の努力に貢献できるひとつの方法であり、私はこれを政治局軍縮室の優先課題のひとつにすべきであると決定した。

479. 不拡散の努力と密接な関連があり私が重視している問題は、軍事的、平和的にともに利用可能な両目的技術の移転問題である。国際社会が技術を誤った軍事目的に使うことを防ぐのは肝要だが、正当な開発の機会を妨げることは公正とは言えない。すべての国、特に開発途上国が科学技術を平和的に利用できるように保証するために、私は国際社会が普遍的で非差別的な管理体制に関する合意を追求するよう要請する。

## H. 人道上の義務

### 1. 調整された国連の対応に向けて

480. 国際社会は、国連が政治問題局、平和維持活動局、人道問題局による調整された計画と実施を通じた人道援助を提供する能力を強化するためにもっと努力すべきだし、人道上の関心が事実調査団や平和維持活動に反映されるべきだと要請してきた。従って私は、これらの部局や他のすべての国連機関の間で基本的な協力関係が確保されるための措置を講じた。

481. 人道上の緊急事態は、人びとの大量出国を引き起こすことによって、国際的な平和と安全への脅威になったり、現にある脅威を一段と悪化させることがある。逆に平和のかく乱が人道上の危機を引き起こすこともある。私は、国連が人道援助の行動と人権の擁護を平和創造、平和維持、平和建設と連結させる能力を開発することが極めて重要であると改めて強調する。人道上の危機への対応策を形成する上で、われわれはそれを必要とする社会の経済基盤上の条件を無視することはできない。緊急援助は復興と再建を伴うものでなければならない。

482. 援助要員はしばしば国連部隊の展開に先立っても紛争地域や危険地域で活動するので、彼らの安全は特別の関心事である。今年、アフガニスタンとスーダンでの人道援助プログラムで働く国連要員が殺されたことは、騒乱の地における国連人道援助の存在がいかにもろい立場にあるかを示す、悲劇的な例である（図表12を参照）。国連要員の安全を確保するためにあらゆる努力がなされているが、私はまた、国連の援助計画の実施を支援している非政府人道援助組織の要員の安全確保にも関心を払っている。政府やその他の紛争当事者が国際法の下での義務を尊重し、人道上の緊急事態にある犠牲者に援助要員や援助物資が到達できるように図ることが、極めて重要である。
483. 国連システムは新しい課題に対応するために、そのメカニズムを適応させ、改良し、強化してきた。国連と、非政府組織を含むその他の組織は緊急人道援助を大幅に増やさなければならず、そのため再建と開発努力に向けられるべき資金を圧迫してきた。人道援助に携わる三つの主要国連機関のユニセフ（国連児童基金）、世界食糧計画（WFP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の援助支出は、1989年の2億7,800万ドルから1992年の12億8,700万ドルに増えた。
484. 前回の行政調整委員会で、私は諸機関、基金、計画の長とともに、国連の人道援助活動の調整と効率という問題について幅広い議論を行った。多くの問題が未解決のままとなったが、私は国連システムの諸機関が、より緊密な協力と、より迅速な反応に向けたメカニズムを作り上げる上で、正しい方向に進んでいると確信する。私が提起した構想のひとつは、国連諸機関の能力とノウハウを引き出すような国連緊急援助チームを危機の発生段階で直ちに展開するというものである。
485. 関連機関の長で構成し、人道問題担当事務次長が主宰する機関間常設委員会（IASC）というものがあり、国連システムによる人道援助の対応策を形成する政策、調整問題に関する方向を決めている。しかし、注目すべき率で増加している国内避難民の問題など、IASC加盟機関の現在の権限に入らない問題を扱うための仕組みを作る必要がある。国内避難民が恩恵を受けるプログラムの運営上の責任は、現場の諸機関の能力を基礎に決められている。UNHCR、国連開発計画（UNDP）、ユニセフ、WFPはすべてこの問題の様々な側面を取り扱っている。
486. 国際的人道援助対策を素早く調整するための新しい仕組みの欠かせない部分として、5,000万ドルの中央緊急回転基金は有効な道具であることが証明された。創設以来、アフガニスタン、グルジア、イラク、ケニア、レバノン、モザンビーク、ソマリア、タジキスタン、旧ユーゴスラビアの緊急援助活動の財源として、同基金から5,400万ドルが融資された。うち2,000万ドルが弁済され、同基金の実効性が確認された。私は現在、この基金の規模と機

能をいかに拡大するかを検討している。緊急の人道的危機の重大性と規模の大きさを考慮すれば、基金の規模を拡大することも有効かもしれない。

487. 1993年の現時点までに、人道問題局の新たな調整態勢の下で約20カ国、2,000万人以上の被災民を対象とする援助、復興プログラムのために、17件総額40億ドル以上の各機関合同の援助要請が行われた。しかし要請額の四分の一しか集まっておらず、人道援助計画の効果的な実施をかなり妨げている。私は人道問題担当事務次長に対し、これらの計画への国際社会の支援をさらに強化する方策を提示するよう求めた。

488. イラク北部では、国連の人道援助努力がもうひとつの深刻な難民危機の発生を防いだ。ソマリアでは飢餓と病気の災禍は収まり、モザンビークでも人道問題の状況は希望が持てる。しかしアフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リベリア、スーダン南部など他の多くの地域では人々の受難は増え続け、数百万人の難民や避難民にとって状況は引き続き絶望的である。

## 2. 災害援助と被害の緩和

489. 人間の人間に対する非人間的行為によって引き起こされる悲劇や危機とは別に、サイクロン、干ばつ、洪水、地震、火山の爆発など自然の災害が、引き続き多くの人間の生命と財産を奪っている。実際、都市化の進行の速さと世界の人口の着実な上昇は、自然災害が過去と比べて一層破壊的で、より経済的損失を生むものとなっていることを意味している。1991年には自然災害が16万2,000人以上の命を奪い、推定440億ドル相当の財産に損害を与えた。災害の防止と備えを含む災害緩和対策によって人的犠牲と経済的損失を効果的に抑制することができる。より効果的な災害管理・対応のシステムを確保することは、国連機構と国際社会にとって、もうひとつの課題である。

490. 1992年1月から1993年6月までに、人道問題局はエジプト、トルコ、インドネシア、カザフスタン、パキスタンの地震を含む計90件以上の自然災害に対して、国際的な対応策を調整した。捜索・救援チームや救援活動の現場での調整など調整メカニズムは強化された。最終的な目的は、国および地方の災害対策能力を高めることにある。災害を防止あるいは緩和するための努力は、もし災害による損害を最小限にとどめる上で効果的であろうとするなら、まず草の根レベルで始めなければならない。

491. 私は特に科学的、技術的進歩の恩恵で向上した予防的行動を通じて災害管理が改善されたため、自然災害の衝撃がかなりの程度和らげられ、犠牲者の災難を軽減していると確信している。各関係方面の科学者と専門家で構成される、国際防災の10年に関する科学技術委員会は、彼らの専門知識を災害を受けやすい国の政策立案者に移転するための会議開催

を勧告した。国連総会は第46回総会でこの勧告を承認しており、私はこの国連防災世界会議を通じて、災害予防、準備、緩和活動に対する国際的および国の諸機関の取り組みが一段と積極的になることを信じる。私は同会議へのすべての加盟国の参加を期待する。

### 3. 救援活動

#### (a) スーダン

492. スーダン南部で継続中の紛争に起因する人道問題の状況には、相当懸念すべきものがある。人びとの苦難を軽減するために多くのことがなされたが、本質的な問題は依然残り、より大きな人道援助努力が必要となっている。

493. 紛争影響地域への援助物資の配達を拡大、加速するために、一連の高いレベルでのイニシアチブがとられた。1992年9月、人道問題担当事務次長がスーダンを訪問した際、同国政府との間で、援助を必要とするすべての人びとにアクセスできるという原則と、援助物資輸送のための特定の空および河川の回廊設置に関する合意が結ばれた。1992年12月、国連の仲介によりナイロビで開かれた政府とスーダン民族解放運動の3派による「代理交渉」を受けて、さらに陸上、河川、鉄道の回廊設置と避難民の所在、状況の最新調査実施に関する合意が成立した。1993年1月、国連は政府と国際的非政府組織による協議を主催し、それらの組織による救援活動の効果を高めるための幅広い合意ができた。

494. 「オペレーション・ライフライン・スーダン（スーダン生命線作戦）」の活動をはじめ、様々な努力にもかかわらず、被災民の人道上の状況は依然不安定である。従って私は、同地域を訪問して人々の苦難を和らげる実践的かつ検証可能な措置を策定することを任務とするスーダン人道援助問題特使にピエリ・トラクスラーを任命した。スーダン政府は当初、トラクスラー氏一行の同国への立ち入りを拒否したが、その後の交渉の結果、受け入れを決めた。

#### (b) ケニア

495. 1993年の初め、ケニアは人道問題に関して大きな課題に直面した。それは干ばつそのものに対する救援活動のほか、穀物の種子、農業機具、家畜の救援など干ばつから立ち直るための手段の必要、それに主としてソマリアからの難民に対する援助などである。またエチオピア、ソマリア両国との国境の安定を図り、難民がケニアから両国に帰還する環境を作ることが必要だった。人道問題局は、総額1億9,200万ドルに上る各機関合同の対ケニア援助要請の準備作業を調整する上で指導力を発揮した。7月31日現在、資金援助を要請した九つの国連機関は、要請額の39パーセントに当たる7,450万ドルを受領した。

496. ケニアが1993年の残りの期間を通して、引き続き相当な人道援助を必要とし、1994年にも各機関合同の援助要請が必要となることは明らかである。最近の穀物生産見通しは、主として干ばつのために3年連続で平年作を下回る可能性が強いことを示唆している。UNHCRはケニアからソマリアへの難民帰還を支援するための援助要請を準備しているが、この帰還プロセスは、国境をまたぐ支援活動を継続する必要性と同様、優に1994年まで長引くだろう。最後に、リフトバレー、ニャンザ、西部諸州など各地で暴力により国内避難民となったケニア人に対する、特別支援の努力が現在検討されている。

### (c) エチオピア

497. エチオピアでは引き続き相当規模の援助の必要性が存在しているが、全体的な力点は復興努力に移った。1993年を通じて国連の努力は、主として干ばつ被災民、元兵士とその家族、数十万人のソマリア難民、帰還難民、国内避難民など約500万人に対する人道援助供与におおむね傾注された。これらの人々には、いまま流入し続けるスーダン難民、ケニア、ジブチからの難民、さらに過去3年間に帰還したが、なお複雑な救援活動を必要とするエチオピア人も含まれている。

498. エチオピアのケースで特筆すべきことは、援助を必要とする人々が、帰還難民か国内避難民かなどその立場に関係なく、所管の国連機関、政府、その他の機関による統一プログラムの下で支援を受けるといふ、権限交錯型のアプローチがなされている事実である。ここでは国連の緊急準備・計画グループが重要な調整の役割を果たしている。

499. 1993年1月に発表されたエチオピアに関する各機関合同の援助要請は、これらの努力を支援するために2億9,990万ドルを求めた。7月31日現在、要請資金の36.6パーセントに当たる1億970万ドルの援助資金が受領された。

### (d) 南部アフリカの干ばつ緊急事態

500. 南部アフリカの干ばつに対する緊急計画は、国連が政府、地域機構、国際的金融機関、非政府組織などと協力して、いかに今後の人道問題の課題にこたえていけるかを示す例となっている。アフリカ南部を襲ったものとしては今世紀最悪の干ばつで1,800万人の命が危機に瀕したとき、国連と地域機構である南部アフリカ開発共同体(SADC)間の調整されたアプローチとして同計画が打ち出され、多国間、2国間、そして非政府組織を通して流れる援助に関する複雑な援助戦略の土台となった。必要資金は8億5,800万ドルに上った。

501. 国際社会が南部アフリカの苦境に積極的に対応したため、悲劇は回避された。そして、この地域の諸政府は食料輸入と緊急援助分配のため、自ら多額の資金を動員するのに大き

な努力を払った。彼らが受け取った食料はかつて例のない大量のものだったため、内陸国6カ国を含め個々の国には兵站上の大きな重荷となったが、同地域は援助物資を被災民にタイムリーに分配する能力があることを示した。

502. 世界食糧計画(WFP) / SADCの兵站諮問センターは、この計画の成功に重要な役割を果たした協力態勢の一つである。同センターは港湾、陸上、鉄道の回廊をうまく調整された形で利用するのに役立った。人道問題局はこの計画の下で確立された危機管理能力を維持するために、引き続きSADCとの協力を行う。アフリカに関係するすべての自然災害のうちで、干ばつが最大の人的および経済的犠牲を強いている。

### (e) チェルノブイリ

503. チェルノブイリ原子力発電所で事故が起きてから7年たった。私は最近、ウクライナを訪れ、あの惨事が人びとの日常生活にいまなお影響を及ぼしているのを見て、胸をつかれる思いがした。ベラルーシとロシア連邦のいくつかの地域の住民も影響を受け続けている。
504. 国連のチェルノブイリ国際協力調整官もまた、封印された原子炉周辺の立ち入り禁止地域をはじめ、被災3国を訪れた。広範な協議を経て、被災地域の最優先の必要に応じるための特定のプロジェクトを実施することによってその影響を緩和することなど、チェルノブイリ事故に対する国連の活動の新たなアプローチが形成された。しかし、これらの活動が効果的で信頼できるものであるためには、相応の資金が必要であり、従って国際的援助グループからの適切な対応に頼ることになる。

## 4. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

505. 世界の難民数は現在1,900万人という驚くべき数字に達し、国内避難民は2,500万人にも上る。1993年に世界が直面している問題の重大性はそれほど大きい。これは特に困難な課題であり、国連の人的、物的資源は限界に達している。
506. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は予防、準備、解決という3本の軸の戦略を実施している。UNHCRは難民受け入れ国の状況に対応する一方で、発生国に注意を払い、難民の移動を防止、抑制する試みをしている。UNHCRは難民、帰還難民、避難民に援助を供与しただけでなく、旧ユーゴスラビアのケースでは、紛争被災民や追放の直接的な脅威下にある人びと、さらにはいまでは「民族浄化」として知られる迫害を受けている人をも援助した。UNHCRはそれぞれが自国にとどまるための人権を発動して、人びとがまず、自国から強制的に追い出されることがないように求めた。

507. UNHCRの最優先課題のひとつは、平和維持活動によって軍事的対立が終息した地域で力の弱いグループを保護することである。UNHCRは難民女性に対する性的暴力に特別の関心を払っている。最近の紛争で大規模な形で再出現した最も憎むべき行為の中には、組織的な迫害、脅迫の手段としてレイプやその他の性的暴力を用いることがある。UNHCRは、そうした行為を防ぐための具体的な方策について国際的な合意を獲得することを目指している。
508. UNHCRはまた、子どもの難民にも努力を集中している。永続的な保護の対象としては、軍事的な使役、拘束、不正な養子縁組、教育権の否定、自分の家族以外の世話を受ける親のいない未成年者の状況などである。UNHCRとユニセフ（国連児童基金）が1992年12月に共同で出版したパンフレット「紛争地からの子どもの避難」に盛り込まれた指針と見解は、最も困難な状況に置かれた子どもの権利を守る上で、機関相互間の協力がいかに大きな可能性を持っているかを示している。
509. 昨年のもっとも顕著な難民問題の中では、アフガニスタンの状況が際立っている。旧ソ連軍による占領の終結と、同国の多くの地域が比較的安定した状況になったことで、パキスタンやその他の聖域から難民が帰還できるようになった。他の地域ではなお戦闘が続いているため、一部の難民の帰還は妨げられているが、過去一年半に推定170万人のアフガニスタン人が再入国した。こうした帰還難民に対する援助の供与は、アフガニスタン人道援助調整事務所が調整しつつある緊急プログラムの重要な要素となっている。

図 8

1993年7月31日現在、展開している平和維持活動

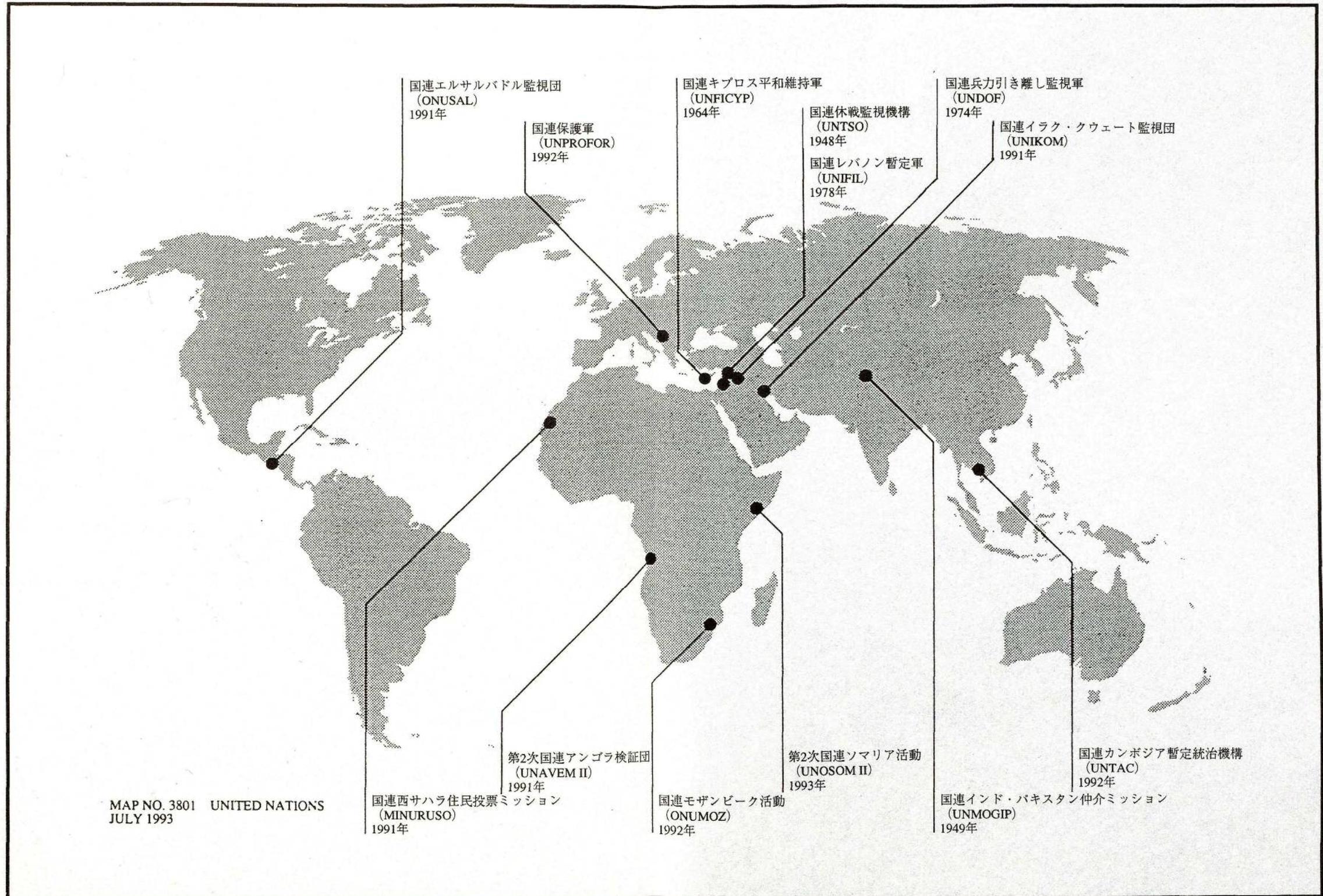


図9

平和維持活動に従事する文民および軍事要員  
(1993年6月30日現在)

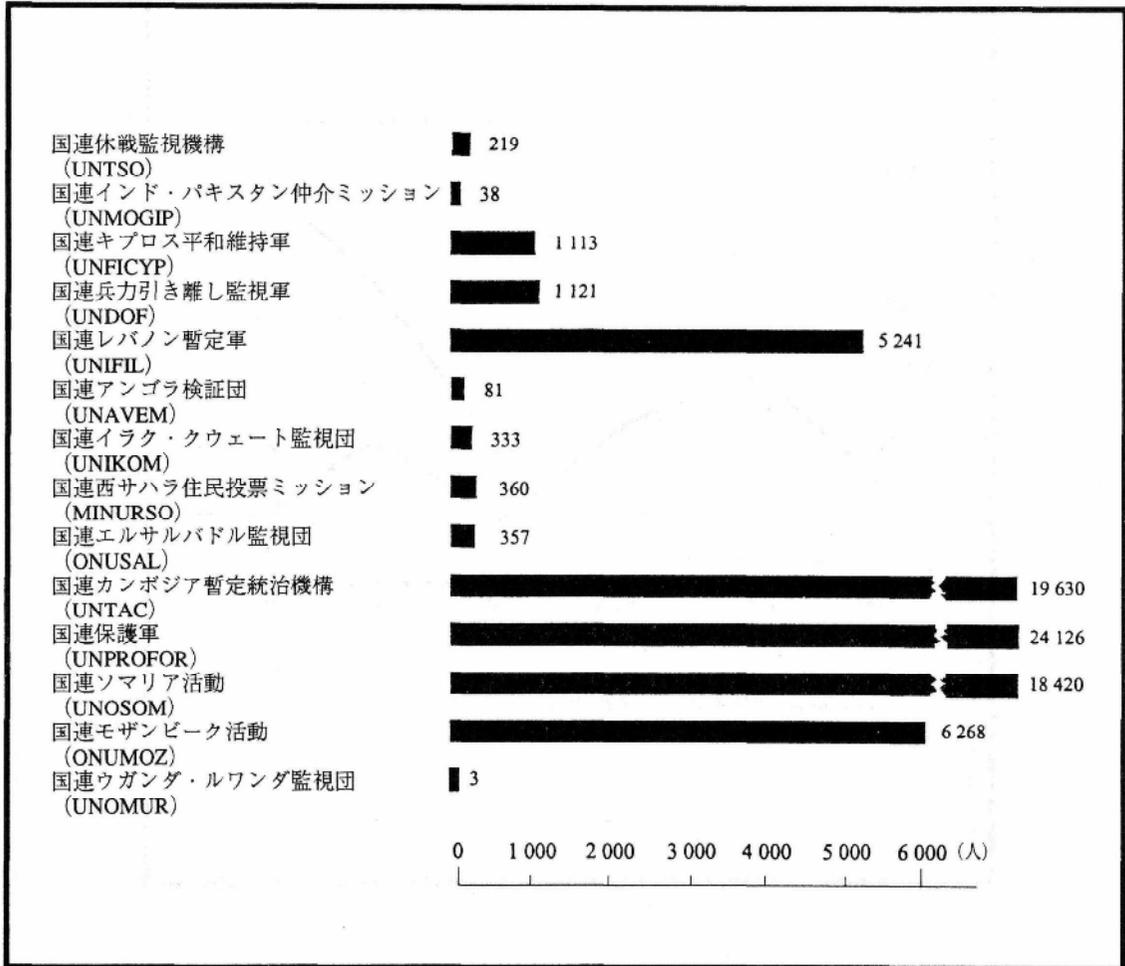


図10

平和維持活動に従事する国際および現地職員

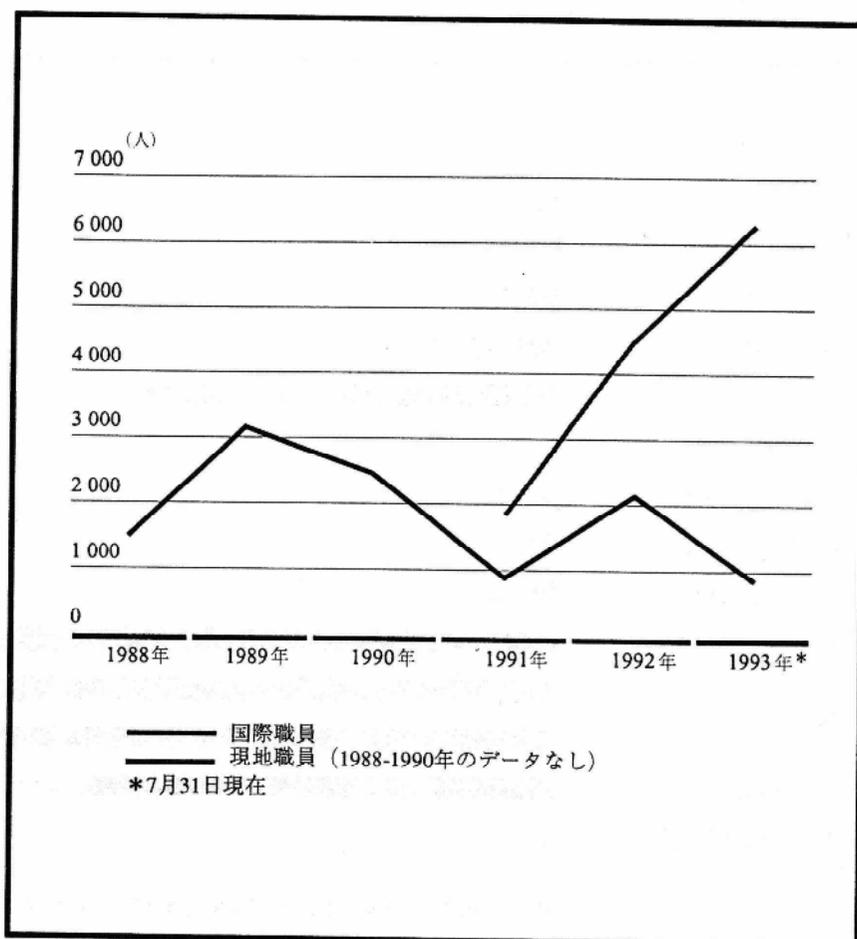


図11

1987年以降、勤務中に死亡した平和維持活動要員

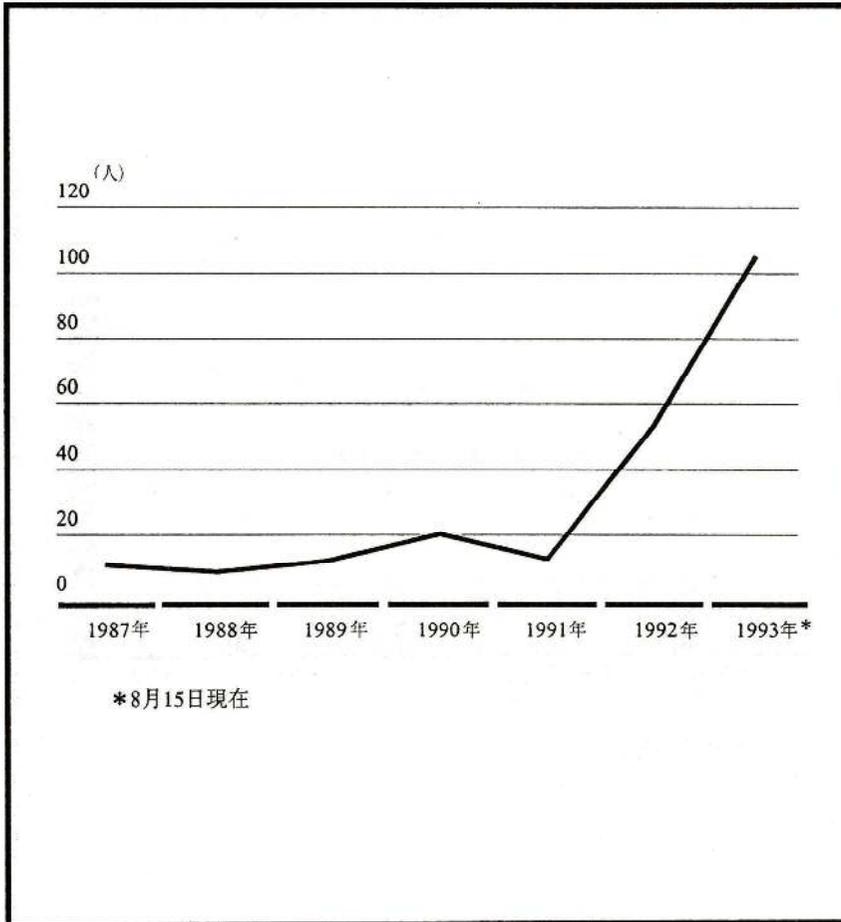
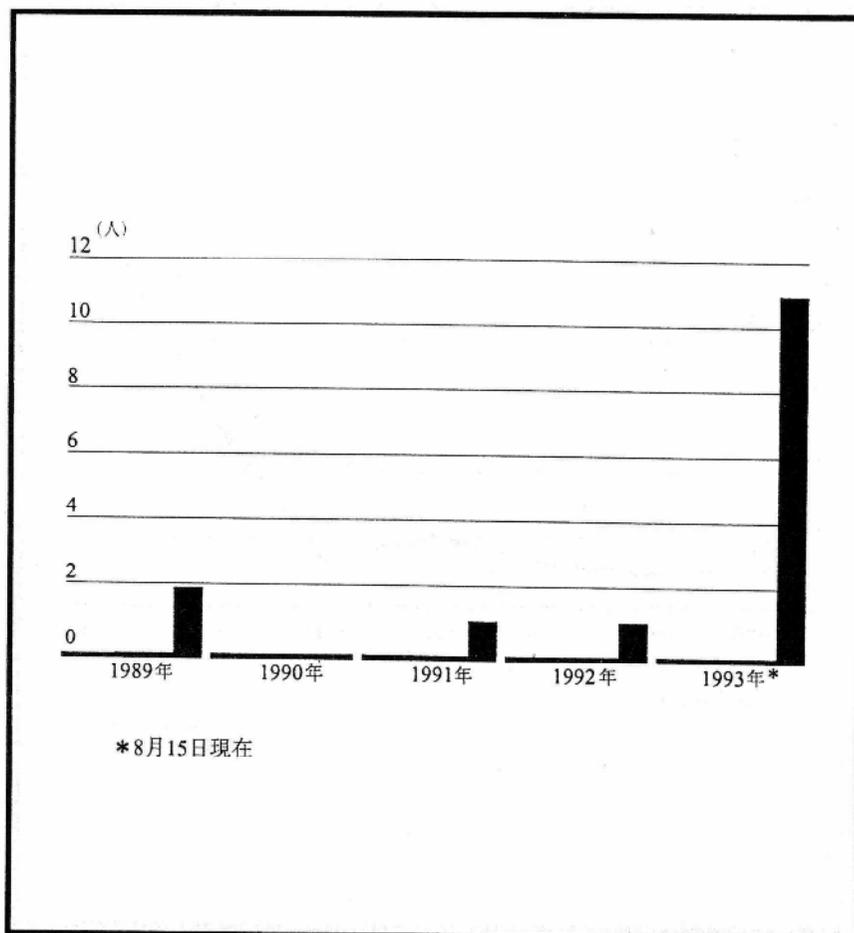


図12

1989年以降、勤務中に死亡した文民の平和維持活動要員



## V. 結論：人間的な基礎の強化

…人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長、奨励すること…

国連憲章第1条第3項

510. この報告書は、国連憲章の目的と原則を推進するための極めて多岐にわたる実践的で緊急を要するプログラムや方策を扱った。これらの実践的な努力を裏付けるのは、われわれがもっと公正で前進的な地球社会を建設するための長期的なコミットメントを保証する、一段と幅広い努力である。
511. 一年前、私は新たな機会が姿を現し、憲章が当初約束したことが再び成就可能となったと述べた。その機会はとらえられた。国連の上に多くの責任が積み上げられた。しかし、この新しい行動主義の中で、より広範な約束が長持ちのする成果を生むためには、新しいレベルの政治的意志と知的な創造力を必要とすることが明らかになった。
512. 過去一年間の出来事は、われわれに新しい現実主義の必要性を印象付けたはずである。地球の広さに等しい広範な問題を引き受ける上で、国連は成功することを期待されるだけでなく、失敗を経験することも予想されている。失敗は、その一面だけが強調されるべきではなく、継続的なコミットメントが必要である。そして、成功は永久のものに見なされるべきではなく、すべての積極的な結果は一層の努力の出発点であることが多い。現実主義の精神と新たな可能性の中で、従来は対立していた概念がひとつのものに統合されることがあり得る。すなわち、一体化された加盟国の一道具としての国連と、部分の総和以上の存在としての国連の統合である。
513. 総会、安全保障理事会、その他の国連機関での議論と決定のるつぼの中から現れる国際的行動のみが、世界の共同社会の完全な権威を備えることができる。国連はいま平和、発展、人権を追求する上で人類の最善の希望として理解されている。
514. 個人の開発と完成に捧げられ、すべての人々から正当な権利を引き出し、各国の合意を表現する存在として、国連はその普遍性と日々の基本的な仕事を通して、人類がかつて実現可能と考えた以上の潜在力を呼び起こしている。

1993年12月

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前5丁目53-70

国連大学ビル8階

〒150 電話 (03)5467-4451～3

